バリアフリー法逐条解説（建築物）　2021年版

■■■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律■■■

編集　日本建築行政会議

バリアフリー法逐条解説（建築物） 2021 年版

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

編集　日 本 建 築 行 政 会 議

編集のことば

建築物のバリアフリーの推進については、平成６年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称「ハートビル法」）」が施行されたことに続いて、平成７年に「高齢社会対策基本法」が制定されるなど、各種の対策が講じられてきました。

また、平成 12 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称「交通バリアフリー法」）が施行され、この間、全国の都道府県や政令指定都市においては、福祉の街づくり条例等が施行されるなど、建築物のバリアフリー化は、一定の推進が図られている状況の中、平成 15 年にハートビル法が改正施行され、「特定建築物の範囲の拡大」、「特別特定建築物の建築等についての利用円滑化基準への適合義務の創設」、「認定建築物に対する支援措置の拡大」などの充実強化が図られてきました。

平成 18 年には高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）が施行されたことに伴い、いままでのハートビル法が廃止されたことから、バリアフリー法の建築物に関する統一的な取扱いや運用を行うことを目的に「バリアフリー法逐条解説 2006（建築物）」を出版しています。

本書は、この逐条解説について、近年のバリアフリー法の改正や所管行政庁から寄せられた意見等を踏まえて内容を更新し、さらに使いやすいものになるよう編集を行ったものです。

建築行政関係者や指定確認検査機関のみならず、設計者、施工者、部品製造会社などの建築関係者の各方面において、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和３年３月　国土交通省）」と併せて活用されることにより、建築物のバリアフリーの推進が図られることを期待しております。

最後に、本書の作成にあたり、ご協力を賜りました国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付、関係所管行政庁等の関係各位に厚くお礼申し上げます。

2021（令和３）年９月
日本建築行政会議

本書の使用に際して

１．　本書は、全国の所管行政庁や建築主事、指定確認検査機関が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）の具体的な運用を行う際、考慮すべきものをまとめたものです。
併せて、建築設計等の実務者においても、活用されることを期待しています。

２．　本書は法令改正や技術の進歩等に対応し必要に応じて改訂を行うこととします。

３．　本書において使用している略語は、それぞれ次のとおりです。

法　　：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
令　　：同　施行令（平成 18 年政令第 379 号）
施行規則　：同　施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）
標識省令　：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 19 条に規定する標識に関する省令（平成 18 年国土交通省令第 113 号）
誘導基準省令：高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号）
国交省告示　：国土交通省告示
建設省告示　：建設省告示
基本方針　：移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和２年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第１号）
建築設計標準：高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和３年３月　国土交通省）

４．　本書における設計例等については、建築設計標準を参考としていますので、併せてご覧いただくようお願いします。

５．　本書に掲載している法令等は、令和３年４月１日時点で施行されているものになります。

バリアフリー法施行令等の改正による対応について

令和６年６月及び８月に改正政令及び告示が公布され、便所・駐車場に係るバリアフリー基準の見直し、劇場等の客席に係るバリアフリー基準の創設が行われ、令和７年６月１日から施行されます。

これを踏まえた追補版を作成し、公表しております。

そのため、2021 年版の一部のパートについては廃止しておりますので、ご注意ください。2021 年版と追補版の関係性は下記のとおりとなります。

■2021 年版と追補版の関係性

逐条解説の構成		2021 年版	追補版
本編	１　法律の解説	○	
	２　政令の解説	廃止	○
	３　施行規則の解説	○	
	４　標識省令の解説	○	
	５　誘導基準省令の解説	○	
	６　告示の解説	○	○追加分
参考	参考１　規則様式	○	
	参考２　協定建築物参照条文	○	
	参考３　技術的助言等	○	○追加分
	参考４　福祉施設	○	
	参考５　円滑化基準チェックリスト	○	
	参考６　円滑化誘導基準チェックリスト	○	
	参考７　質疑応答集	廃止	○
	参考８　所管行政庁一覧	○	
	参考９　参考・引用文献	○	
	参考 10　分科会委員一覧	○	

目　次

【逐条解説】

１　法律の解説

第 １ 条（目的）　…… 1
第 １ 条の２（基本理念）　…… 1
第 ２ 条（定義）　…… 3
第 ４ 条（国の責務）　…… 5
第 ５ 条（地方公共団体の責務）　…… 5
第 ６ 条（施設設置管理者等の責務）　…… 6
第 ７ 条（国民の責務）　…… 6
第 14 条（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）　…… 7
第 15 条（特別特定建築物に係る基準適合命令等）　…… 10
第 16 条（特定建築物の建築主等の努力義務等）　…… 12
第 17 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）　…… 13
第 18 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）　…… 17
第 19 条（認定特定建築物の容積率の特例）　…… 17
第 20 条（認定特定建築物の表示等）　…… 17
第 21 条（認定建築主等に対する改善命令）　…… 18
第 22 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）　…… 18
第 22 条の２（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等）　…… 19
第 23 条（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）　…… 22
第 24 条（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）　…… 22
第 52 条（国の援助）　…… 23
第 52 条の２（資金の確保等）　…… 23
第 52 条の３（情報提供の確保）　…… 24
第 52 条の４（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）　…… 24
第 53 条（報告及び立入検査）　…… 24
第 54 条（主務大臣等）　…… 25
第 58 条（経過措置）　…… 25
第 59 条（罰則）　…… 25
第 62 条（罰則）　…… 26
第 63 条（罰則）　…… 26
第 64 条（罰則）　…… 26
附　則　…… 27

２　政令の解説

第 ４ 条（特定建築物）　…… 32

第 5 条（特別特定建築物） …… 34
第 6 条（建築物特定施設） …… 36
第 7 条（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） …… 38
第 9 条（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模） …… 38
第 10 条（建築物移動等円滑化基準） …… 39
第 11 条（廊下等） …… 40
第 12 条（階段） …… 40
第 13 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路） …… 41
第 14 条（便所） …… 42
第 15 条（ホテル又は旅館の客室） …… 43
第 16 条（敷地内の通路） …… 44
第 17 条（駐車場） …… 44
第 18 条（移動等円滑化経路） …… 45
第 19 条（標識） …… 51
第 20 条（案内設備） …… 51
第 21 条（案内設備までの経路） …… 52
第 22 条（増築等に関する適用範囲） …… 54
第 23 条（公立小学校等に関する読替え） …… 55
第 24 条（条例で定める特定建築物に関する読替え） …… 55
第 25 条（認定特定建築物等の容積率の特例） …… 56
第 30 条（報告及び立入検査） …… 57
附　則 …… 58
【参考】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第 345 号）の新旧対照表（抄）＜令和３年 10 月１日施行＞ …… 61

３　施行規則の解説

第 3 条（建築物特定施設） …… 64
第 8 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請） …… 64
第 9 条（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項） …… 65
第 10 条（認定通知書の様式） …… 65
第 11 条（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更） …… 65
第 12 条（表示等） …… 66
第 12 条の２（移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等） …… 66
第 12 条の３（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請） …… 67
第 12 条の４（法第二十二条の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準） …… 68
第 12 条の５（協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等） …… 68
第 12 条の６（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項） …… 68
第 12 条の７（認定通知書の様式） …… 69

第 12 条の8（法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更） …… 69
第 13 条（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準） … 69
第 14 条（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準） …… 70
第 25 条（立入検査の証明書） …… 70
附　則 …… 71

4　標識省令の解説 …… 72
附　則 …… 72

5　誘導基準省令の解説
第 1 条（建築物移動等円滑化誘導基準） …… 73
第 2 条（出入口） …… 73
第 3 条（廊下等） …… 74
第 4 条（階段） …… 75
第 5 条（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置） …… 76
第 6 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路） …… 77
第 7 条（エレベーター） …… 78
第 8 条（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機） …… 80
第 9 条（便所） …… 81
第 10 条（ホテル又は旅館の客室） …… 82
第 11 条（敷地内の通路） …… 83
第 12 条（駐車場） …… 85
第 13 条（浴室等） …… 85
第 14 条（標識） …… 86
第 15 条（案内設備） …… 86
第 16 条（案内設備までの経路） …… 86
第 17 条（増築等又は修繕等に関する適用範囲） …… 87
第 18 条（特別特定建築物に関する読替え） …… 89
第 19 条（協定建築物に関する読替え） …… 89
附　則 …… 91

6　告示の解説
第 1481 号 …… 92
第 1482 号 …… 93
第 1483 号 …… 93
第 1484 号 …… 94
第 1485 号 …… 94
第 1486 号 …… 95

第 1487 号 …… 96
第 1488 号 …… 96
第 1489 号 …… 98
第 1490 号 …… 99
第 1491 号 …… 104
第 1492 号 …… 104
第 1493 号 …… 105
第 1494 号 …… 106
第 1495 号 …… 106
第 1496 号 …… 106
第 1497 号 …… 107

【参　考】

参考１　規則様式
（１）第３号様式 …… 109
（２）第４号様式 …… 119
（３）第５号様式 …… 120
（４）第５号の４様式 …… 121
（５）第５号の５様式 …… 130
（６）第７号様式 …… 131
参考２　協定建築物等に係る参照条文 …… 133
参考３　技術的助言等
（１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の２及び第 24 条の運用について（平成 31 年３月 28 日付け国住街第 438 号） …… 143
参考４　福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方 …… 147
参考５　建築物移動等円滑化基準チェックリスト …… 149
参考６　建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト …… 154
参考７　質疑応答集 …… 160
参考８　バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧 …… 168
参考９　参考・引用文献 …… 201
参考 10　日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧 …… 202

逐　条　解　説

逐　条　解　説

１　法律の解説　…　1

２　政令の解説　…　32

３　施行規則の解説　…　64

４　標識省令の解説　…　72

５　誘導基準省令の解説　…　73

６　告示の解説　…　92

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

法１条
（目的）
第一条　この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

● 立法の主旨（平成 18 年 6 月 21 日制定、同 12 月 20 日施行）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める

（法案提出理由より引用）

【参考】旧法（ハートビル法）の立法主旨と改正趣旨

○「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の立法の主旨（平成 6 年 6 月 29 日制定、同 9 月 28 日施行）

本格的な高齢社会の到来を間近に控え、高齢者や身体障害者等の自立と積極的な社会参加が望まれることから、不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう措置していく必要がある。このため、建築主への指導、誘導等の総合的措置を講じ、速やかに良質な建築ストックの形成を図ることとした。

○平成 14 年改正の要旨（平成 14 年 7 月 12 日制定、平成 15 年 4 月 1 日改正法施行）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校、事務所及び共同住宅等を特定建築物として範囲の拡大を行うこととした。

また、併せて、特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行う等の所要の措置を講じた。

法１条の２
（基本理念）
第一条の二　この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

● 平成 29 年に決定されたユニバーサルデザイン 2020 行動計画に、令和２年の東京パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向けて取り組んでいくことがその基本的な考え方としてうたわれたことや、現行のバリアフリー法の制定以降、障害者権利条約の締結に伴い、障害者基本法や障害者差別解消法に、共生社会の実現や社会的障壁の除去に関する規定が設けられたこと等を踏まえ、平成 30 年の法改正で基本理念の規定が設けられ、「共生社会の実現」・「社会的障壁の除去」が明確

化された。

【参考】基本方針１　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項（抜粋）

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。さらに、近年、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の締結及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）等の関連法制の整備に加え、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成三十年法律第百号）が公布・施行されたこと、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が開催されること等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

さらに、法第一条の二の基本理念の規定に定めるように、この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（いわゆる「社会的障壁」）の除去や、共生社会の実現に資するものであり、移動等円滑化の促進の意義はますます大きくなっている。

法２条
（定義）
第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　高齢者、障害者等　高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
二　移動等円滑化　高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
（略）
十六　建築主等　建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
十七　建築物　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
十八　特定建築物　学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
十九　特別特定建築物　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
二十　建築物特定施設　出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
二十一　建築　建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
二十二　所管行政庁　建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
（略）

● 第１号

「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。

また、障害特性は様々であり、例えば視覚障害についても、障害の程度によって期待される移動等円滑化の内容が異なることもあり得ること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。（基本方針１　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項より引用）

● 第２号

「移動等円滑化」とは、旧交通バリアフリー法の「移動円滑化」の概念を拡大したものであるが、建築物については旧ハートビル法における「利用円滑化」の概念とほぼ同じである。具体的には、次の内容が追加された。

「高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること」

［参考］P. 45 令第 18 条

【参考】旧法における用語の定義等の比較（抜粋）

○旧交通バリアフリー法第２条第２項

公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上することをいう

○旧ハートビル法第３条「利用円滑化基準」

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な政令で定める特定施設の構造及び配置に関する基準

○旧移動の円滑化に関する基本方針「移動等の円滑化の意義及び目標に関する事項、１移動等円滑化の意義」

移動等円滑化の効果としては、高齢者、障害者等の社会参加が促進され、社会的経済的に活力ある社会が維持されるほか、『どこでも、だれでも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインの考え方に基づき、生き生きと安全に暮らせるようすべての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を実現することが挙げられる。

● 第 16 号

「建築主等」とは、建築物の建築（設置）をしようとする者のみならず、「所有」、「管理」又は「占有」を行う者を含み、所有、管理又は占有する者の責務と役割の定着を図っている。

● 第 18 号

「特定建築物」とは、多数の者が利用する令第４条に掲げる建築物又はその部分をいい、これらに附属する特定施設を含むものをいう。

［参考］P. 32 令第４条

● 第 19 号

「特別特定建築物」とは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物で、令第５条に掲げる建築物又はその部分をいう。

［参考］P. 34 令第５条

● 第 20 号

「建築物特定施設」とは、令第６条に掲げる施設をいう。

［参照］P. 36 令第６条
［参照］P. 64 施行規則第３条

● 第 21 号

「建築」とは、建築物の新築、増築又は改築をいう。

※　建築基準法第２条第 13 号に定義する「建築」には移転も含むが、バリアフリー法では含まないので注意する必要がある。

● 第 22 号

「所管行政庁」とは、建築主事（事務を行う範囲内）を置く市町村、特別区、都道府県の長をいう。

［参照］P. 38 令第７条

法３条　（略）

法４条
（国の責務）
第四条　国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

【参考】基本方針５　移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項２（１）国の役割（抜粋）

「心のバリアフリー」を推進するためには、障害の有無にかかわらず参加者全員がバリアフリーを考える参加型イベントが効果的であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する関係者の連携及び国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援、高齢者、障害者等の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努める。なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれることについても、改めて周知を行う。

法５条
（地方公共団体の責務）
第五条　地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【参考】基本方針７　移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項２　地方公共団体の責務及び講ずべき措置（抜粋）

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、１に掲げる責務※を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引き下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

※　国の責務及び講ずべき措置のこと

法６条
（施設設置管理者等の責務）
第六条　施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【参考】基本方針２　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

（抜粋）

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な役務の提供、利用者支援、適切な情報の提供、職員等関係者に対する適切な教育訓練並びに高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進について関係者と連携しながら、１から６までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

※　１から６までに掲げる各々の措置
１：施設及び車両等の整備、２：適切な役務の提供、３：利用者支援、４： 適切な情報の提供、５：職員等関係者に対する適切な教育訓練、６：高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進

法７条
（国民の責務）
第七条　国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

【参考】基本方針５　移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項２（４）国民の役割 ①基本的な役割（抜粋）

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等を手助けすること等、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

加えて、「心のバリアフリー」の実践に資するため、積極的に国、地方公共団体等が行う啓発活動等に参加することが望ましい。

法８条～法 13 条　（略）

法 14 条
（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）
第十四条　建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
２　建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
３　地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
４　前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
５　建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
６　建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
７　建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

● 第１項

特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更（建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。）に係る部分の床面積が 2,000 ㎡以上（公衆便所においては 50 ㎡以上）のものは、令第 10 条から第 24 条で定める「建築物移動等円滑化基準」に適合させなければならない。（適合の義務）

［参照］P. 38 令第９条

［参照］P. 39～55 令第 10 条～第 24 条

● 第２項

建築物移動等円滑化基準に適合させた特別特定建築物については、事後に建築物移動等円滑化基準に適合しなくなることを防ぐ必要があるため、当該特別特定建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準への適合状態を維持するように義務を課している。

● 第３項

地方公共団体は、条例により、次の必要な制限を付加することができる。

① 義務付け対象に政令上特別特定建築物に含まれていない特定建築物（学校等）を追加すること。

例：（１）学校、事務所等を義務付け対象に追加する
（２）5,000 ㎡以上の共同住宅を義務付け対象に追加

※ 特定建築物以外の用途（倉庫、一戸建ての住宅など）の追加はできない。

② 義務付け対象規模を政令の規模(2,000 ㎡、公衆便所においては 50 ㎡)未満に設定すること。
例：（１）義務付け対象規模を 1,500 ㎡以上に設定（公衆便所以外）

③ 特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること。
例：（１）浴室等の基準を追加
（２）敷地内通路の基準に融雪装置の設置を追加
（３）敷地内通路の傾斜路の勾配を 1／15 以下にする
※ 特定施設以外の施設（劇場の客席など）の基準の付加はできない。

［参照］P.160 質疑応答集 No.1～3
［参照］建築設計標準 P 付-102～107

なお、近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等に適用するにあたっては、児童の体格や年齢・保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど）が必要とされている。

［参照］平成 28 年６月２日付け国住指第 484 号

● 第４項

第１項から第３項までの規定は、建築基準法第６条第１項に規定する建築基準関係規定となり、建築主事及び指定確認検査機関の確認、中間検査又は完了検査の対象となる。

本規定により、建築基準関係規定とみなすことで、建築確認・完了検査等の段階で建築物移動等円滑化基準及び条例で付加した制限への適合性を審査することが可能となり、規制の実効性を担保できることとなる。

【参考】建築基準法に基づく書類等について

○建築基準法第６条第１項に基づく申請時の書類・・建築基準法施行規則第１条の３に規定する図書及び明示すべき事項、各所管行政庁で作成している図書やチェックリストの活用など

○建築物移動等円滑化基準の適否が図面等から判断できない場合、又は明らかに適合しない場合の中断及び不適合の通知の根拠・・建築基準法第６条第６項・第７項、第６条の２第４項

● 第５項

特別特定建築物のうち、新築、増築、改築又は用途変更（建築基準法上用途変更手続不要の場合を含む。）に係る部分の床面積が 2,000 ㎡未満（公衆便所においては 50 ㎡未満）のものは、建築物移動等円滑化基準（条例で付加した内容も含む。）に適合するように努めなければならない。

また、既存の特別特定建築物についても同様に、既存の当該特別特定建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準に適合させるよう努力義務を課している。

［参照］P.160 質疑応答集 No.4

【参考】バリアフリー化の義務付け措置の概要

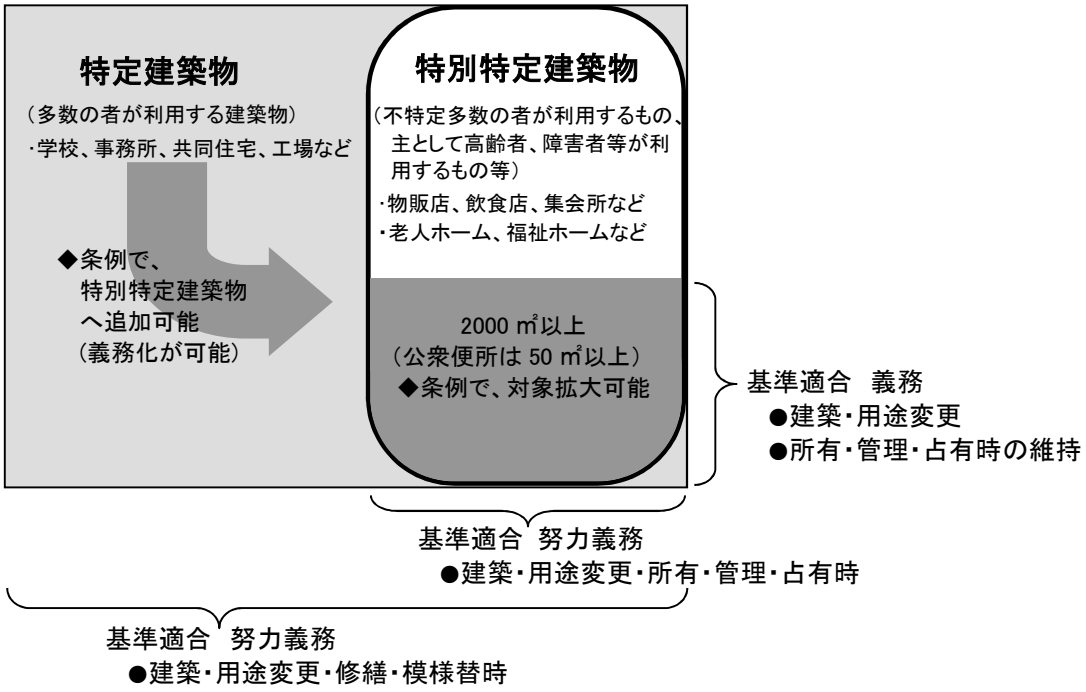

法 15 条
（特別特定建築物に係る基準適合命令等）
第十五条　所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
２　国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
３　所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

● 建築物移動等円滑化基準に適合させる義務のある建物が不適合状態にある場合についての、適合命令等の規定である。

建築物移動等円滑化基準を建築基準関係規定とすることにより、同基準への適合性については建築基準法第６条及び第６条の２の建築確認又は第７条及び第７条の２の完了検査等を受けていない場合には、同法第９条の規定に基づき、第６条の規定に従うよう施工停止等の命令ができる。

他方、建築基準法第９条の是正命令は、同法に基づく規定への違反に限り出すことができ、建築物移動等円滑化基準に適合していない場合の是正命令については、本規定に基づき行う必要がある。

● 第１項

特別特定建築物（条例で定める特定建築物も含む。）が建築物移動等円滑化基準に適合しない場合、当該建築物を新築、増築、改築又は用途変更をしようとする建築主等や、当該建築物を所有、管理又は占有する建築主等に対して、所管行政庁が、必要な措置をとることを即、命ずることができる旨が規定されている。

● 第２項

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、当該建築物が建築物移動等円滑化基準に適合しない場合、当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、必要な措置をとるべきことを要請しなければならない旨を規定している。

なお、公社、機構、独立行政法人等各団体については、各団体の設置法施行令において、本項を適用する旨が規定されている。

※　PFI 事業によって、建築し、又は維持管理する特別特定建築物については、第３項の報告書を求めた上で、当該特別特定建築物の所有者、管理者又は占有者等の形態をもとに、当該違反の是正命令（第１項）又は要請（第２項）を行う。

【参考】第15条第２項の適用対象となっている団体一覧表（令和３年４月１日現在）

事業団体名	バリアフリー法第 15 条第２項準用規定の根拠法令及び条項
独立行政法人水資源機構	独立行政法人水資源機構法施行令第 56 条第１項第 21 号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第 28 条第１項第 22 号
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法施行令第２条第１項第 23 号
地方道路公社	地方道路公社法施行令第 10 条第１項第 19 号
日本下水道事業団	日本下水道事業団法施行令第７条第１項第 17 号
国立大学法人及び大学共同利用機関法人	国立大学法人法施行令第 26 条第１項第 41 号
独立行政法人国立高等専門学校機構	独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第２条第１項第 21 号
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構法施行令第 16 条第１項第 30 号
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法施行令第 34 条第１項第 23 号

● 第３項

所管行政庁は、政令で定める規模未満の建築に係る特別特定建築物や既存の特別特定建築物の建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準（条例で付加した事項も含む。）への適合化に向けた指導、助言ができる旨が規定されている。

［参照］P.160 質疑応答集 No.5

【参考】PFI事業について

○PFI事業（プライベート・ファイナンス・イニシアティヴ事業）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業。（出典：H12.3 総理府資料）

○PFI事業の所有形態／例

BOT方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有した後、事業期間にわたり維持管理・運営（Operate）を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転（Transfer）する方式

BTO方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有した後、施設の所有権を公共に移転（Transfer）し、施設の維持管理・運営（Operate）を民間事業者が事業終了時点まで行っていく方式

BOO方式：民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設（Build）・所有（Own）し、事業期間にわたり維持管理・運営（Operate）を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する等の方式

法16条
（特定建築物の建築主等の努力義務等）
第十六条　建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
２　建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
３　所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

● 第１項

令第４条に規定する特定建築物の新築、増築、改築又は用途変更を行う建築主等は、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるように努めなければならないとする、努力義務を定めている。なお、特別特定建築物については、法第 14 条において、政令で定める規模以上の建築物における適合義務と、その規模未満の建築物における努力義務を定めており、重複を避けるため、本条では努力義務対象からこれら特別特定建築物を除外している。

［参照］P.7 法第 14 条

● 第２項

特定建築物の建築物特定施設を修繕又は模様替をする建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合させるように努めなければならないとする、努力義務を定めている。

なお、「修繕」とは、廊下の仕上げの補修等をいう。「模様替」とは、トイレ、エレベーターの仕様の変更等をいう。

● 第３項

所管行政庁には、特定建築物の新築、増築、改築、用途変更又は修繕、模様替をする者に対し、設計又は施工についての指導及び助言の権限が与えられている。

法 17 条

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第十七条　建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあっては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2　前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定建築物の位置

二　特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三　計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四　特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五　その他主務省令で定める事項

3　所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一　前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二　前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

4　前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。

5　前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。

6　建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。

7　所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。

8　建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

● 第１項

特定建築物の新築、増築、改築、用途変更又は修繕、模様替（以下「建築等」という。）をしようとする者については、「建築物移動等円滑化基準」を超え、かつ、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準」（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）に適合した建築等及び維持保全の計画等を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる（複数の用途を含む場合には、各々一の用途でも可）旨を規定している。

［参照］P.73～ 誘導基準省令

［参照］P.160 質疑応答集 No.6～7

● 第２項

認定申請に明示すべき事項を規定したもので、施行規則第８条に定める図書に、認定申請書（第３号様式）の第一面から第十面に必要事項を記載したものを所管行政庁に提出しなければならない。

なお、第５号は「特定建築物の建築等の事業の実施時期」を指す。

［参照］P.64～65 施行規則第８条～第９条

● 第３項第１号

認定の基準は、建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する計画が「建築物移動等円滑化基準」を超えて、「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合することとしている。ただし、条例による基準はこの号については加味しないので（法第 14 条第５項）、適合義務が生じない特定建築物については、建築物移動等円滑化誘導基準に適合すれば、認定できることになる。

● 第３項第２号

申請された建築等の事業が、施行規則第３号様式 第十面「４．特定建築物の建築等の事業に関する資金計画」の表によって、収支に無理のない適切な資金計画でなければならない。

● 第４項

計画の認定を受ける場合、認定申請と併せて建築基準法第６条第１項に規定する建築確認申請書を提出し、建築主事の適合通知を受けるよう所管行政庁に申し出ることができる。

なお、この適合通知は、第７項にあるとおり、「建築基準法第６条第１項の規定による確認済証の交付があったもの」とみなされるが、「同法第 18 条第３項の規定による確認済証の交付があったもの」とはみなされないため、国、都道府県又は建築主事を置く市町村には適用されない。つまり、国等がここでいう申請者になることはできない。

［参照］P. 160～161 質疑応答集 No. 8～9

● 第５項

所管行政庁は前項の申し出を受けた時には、速やかに、所管行政庁名で当該建築確認申請書を建築主事に通知することが規定されている。

● 第６項

建築主事は、所管行政庁より前項の通知を受けた時は、通常の確認申請と同様に、建築基準法第６条の規定に基づき定められた審査期限の中で審査を行う。この確認の審査では、バリアフリー法第 14 条第１項に定める建築物移動等円滑化基準は審査を要しない。

その理由としては、認定に関する審査は、建築物移動等円滑化基準の適合が前提となる建築物移動等円滑化誘導基準に基づき所管行政庁が審査を行うためである。

また、この場合の認定申請においては、建築確認申請の設計図書と認定申請の図書の内容が異なることのないよう注意する。

なお、法第 14 条第３項（地方公共団体による条例）については、建築主事の確認の審査は必要である。

また、指定確認検査機関に確認申請を行った場合については、本条の適用はなく、通常の確認申請と同様の手続きとなる。

準用する規定について、建築基準法第 18 条第３項及び第 14 項の規定により、建築主事は確認の審査において、建築基準法上適合しないと認めた場合は適合しない旨の通知を、適合するか否かを判断できない場合はその旨の通知を、それぞれ出すことになる。

【参考】建築基準法第 18 条第 14 項（抜粋）

建築主事は、第３項の場合において、第２項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第３項の期間（前項の規定により第３項の期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

● 第７項

適合通知を受けて、所管行政庁が計画の認定をしたものは、建築基準法の確認と見なされることから、認定の処分日が、事実上の確認の処分日となる。

次に、建築主事が行う処分等の手順であるが、建築主事が第５項の規定に基づき通知を受けた計画について確認処分ができない場合は、「確認できない旨の通知」を所管行政庁に通知し、これを受けて、所管行政庁が「認定できない旨の通知」を申請者に渡すこととなる。

● 第８項

特定行政庁は、建築基準法に基づく台帳管理、建築計画概要書及び処分の概要書の整備を行い、消防長等の同意は通常の建築確認と同様に必要とする規定である。

【参考】バリアフリー法による認定手続き

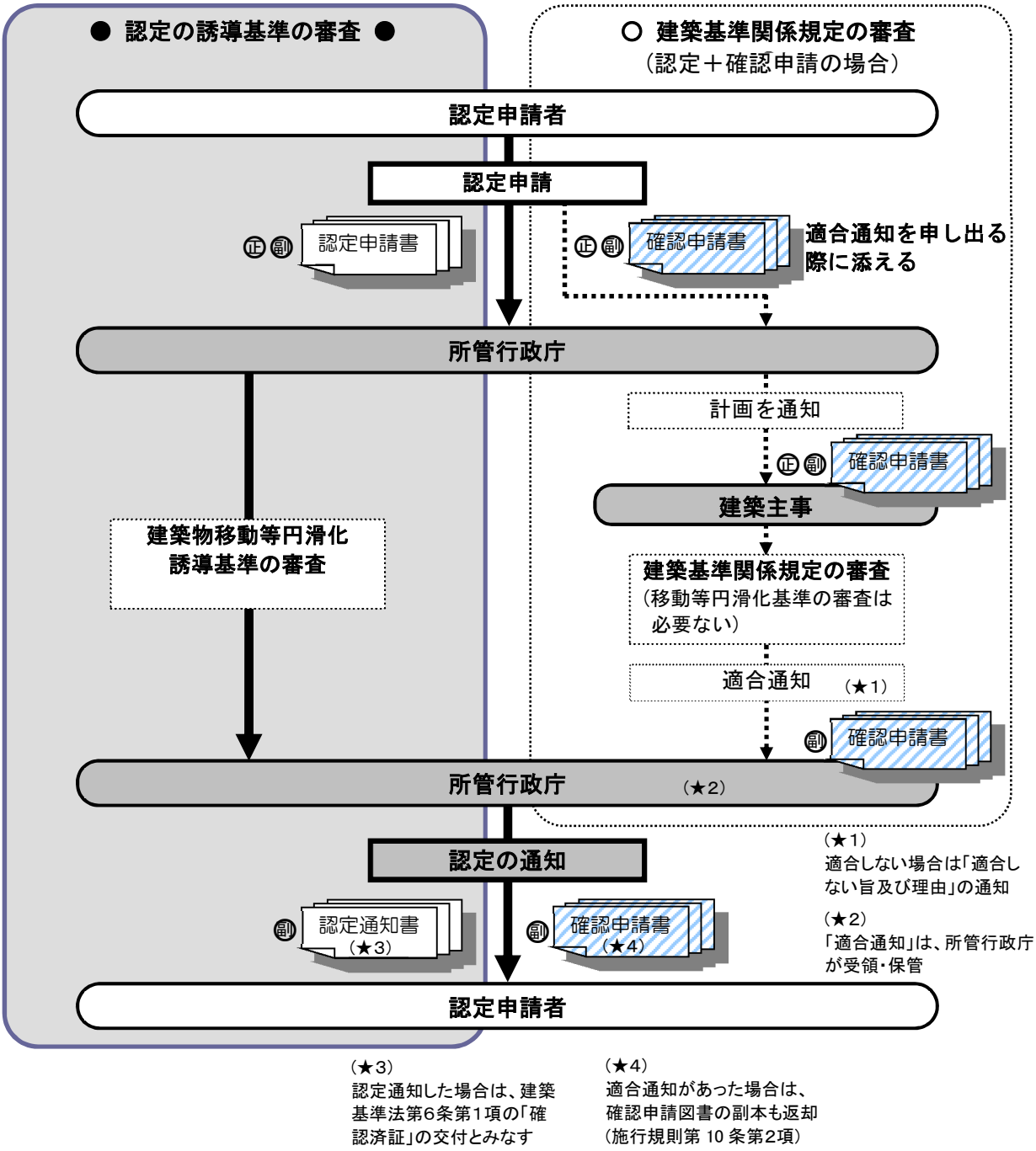

【参考】
認定手続きにおける三者の関係

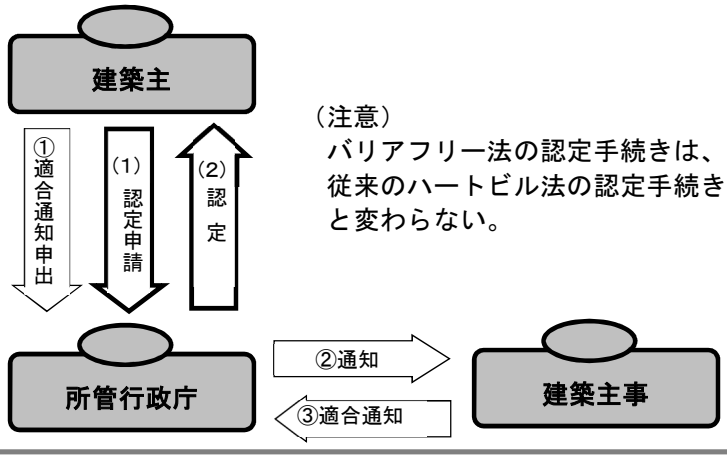

（注意）
バリアフリー法の認定手続きは、従来のハートビル法の認定手続きと変わらない。

法 18 条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）
第十八条　前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
２　前条の規定は、前項の場合について準用する。

● 第１項

認定建築主等が、建築物移動等円滑化誘導基準に該当する部分、又は資金計画等の変更をしようとする場合の手続を定めたものである。

なお、施行規則第 11 条で定める軽微な変更（特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の３か月以内の変更をいう。）は除くものとする。

［参照］P.65 施行規則第 11 条

法 19 条
（認定特定建築物の容積率の特例）
第十九条　建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

● 法第 17 条第３項に規定されている計画の認定をする際に、認定特定建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、同条第１項に規定する当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積（認定特定建築物の延べ面積の 10 分の 1 を限度とする。）は、算入しないものとする。なお、建築基準法第 52 条第３項及び第６項に定めるものと重複できない。

［参照］P.56 令第 25 条
［参照］P.99 告示第 1490 号

法 20 条
（認定特定建築物の表示等）
第二十条　認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
２　何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

● 認定建築主等は、認定特定建築物やその敷地、又はその利用に関する広告、情報を提供するために作成する電磁的記録等に、当該認定特定建築物が計画の認定を受けている旨の表示（施行規則第 12 条第２項に基づく第５号様式による）を付することができることとし、本条第１項によるものを除き、何人もこれと紛らわしい表示を付してはならない旨を規定している。

［参照］P. 66 施行規則第 12 条
［参照］P. 120 施行規則第５号様式

【参考】認定特定建築物が計画の認定を受けている旨の表示（施行規則第５号様式）

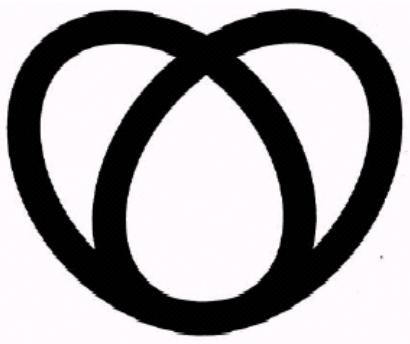

（注意）

１．大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

２．増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

法 21 条
（認定建築主等に対する改善命令）
第二十一条　所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

● 建築又は維持保全状況が計画どおりでない場合には、当該認定建築主等に対し、即、改善命令を発することができる。

法 22 条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）
第二十二条　所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

● 前条の措置によっても、計画の変更認定申請もせず、また期限までに所要の改善をも行わない場合には、計画の認定を取り消すことができる。

また、認定によって種々の支援措置が図られている場合には、認定の取消しに伴い、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律や国税通則法等の規定に従って、支援措置によって支払われた補助金等の返還等が求められることになる。

法 22 条の２

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等）

第二十二条の二　建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

一　建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設

二　建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

２　前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。））は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。

３　第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　協定建築物の位置

二　協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三　計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四　協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五　その他主務省令で定める事項

４　所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

一　前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。

二　前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

５　第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二条の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二条の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

● 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するために創設された容積率特例等に関する規定である。

● 第１項

協定建築物※1の建築等をしようとする者は、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

［参照］P.67 施行規則第 12 条の３

※１　協定建築物・・移動等円滑化困難旅客施設※２の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設※３を有する建築物

※２　移動等円滑化困難旅客施設・・協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準※４に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令（施行規則第 12 条の２）で定めるところにより国土交通大臣が認める旅客施設

［参照］P. 66 施行規則第 12 条の２

※３　協定建築物特定施設・・建築主等が公共交通事業者等と締結する移動等円滑化経路協定（法第 41 条第１項）の目的となる経路を構成する建築物特定施設又は移動等円滑化施設協定（法第 51 条の２第１項）の目的となる建築物特定施設

［参照］P. 133～ 法第 41 条第１項・法第 51 条の２第１項

※４　公共交通移動等円滑化基準・・移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）で定める基準

［参照］P. 136～ 平成 18 年国土交通省令第 111 号

● 第２項

認定申請に係る協定建築物特定施設及び特定経路施設※は、協定建築物特定施設等維持保全基準（施行規則第 12 条の４）に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならない。

※　特定経路施設・・協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間にある移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する一般交通用施設

［参照］P. 68 施行規則第 12 条の４～第 12 条の５

● 第３項

計画に明示すべき事項を規定したものである。

なお、第５号は「協定建築物の建築等の事業の実施時期」を指す。

［参照］P. 68 施行規則第 12 条の６

● 第４項

認定の基準は、計画の協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が「建築物移動等円滑化基準」を超えて、「建築物移動等円滑化誘導基準」に適合することとしている。

また、申請された建築等の事業は、施行規則第５号の４様式 第九面「４．協定建築物の建築等の事業に関する資金計画」の表によって、収支に無理のない適切な資金計画でなければならない。

［参照］P. 69 施行規則第 12 条の７

● 第５項

協定建築物の建築等及び維持保全の計画については、法第 18 条、法第 19 条、法第 21 条及び法第 22 条の規定が読み替えて準用される。

そのため、認定協定建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積（認定協定建築物の延べ面積の 10 分の１を限度とする。）は算入しないこととなる。

［参照］P. 143 平成 31 年３月 28 日付け国住街第 438 号

【参考】容積率特例のイメージ

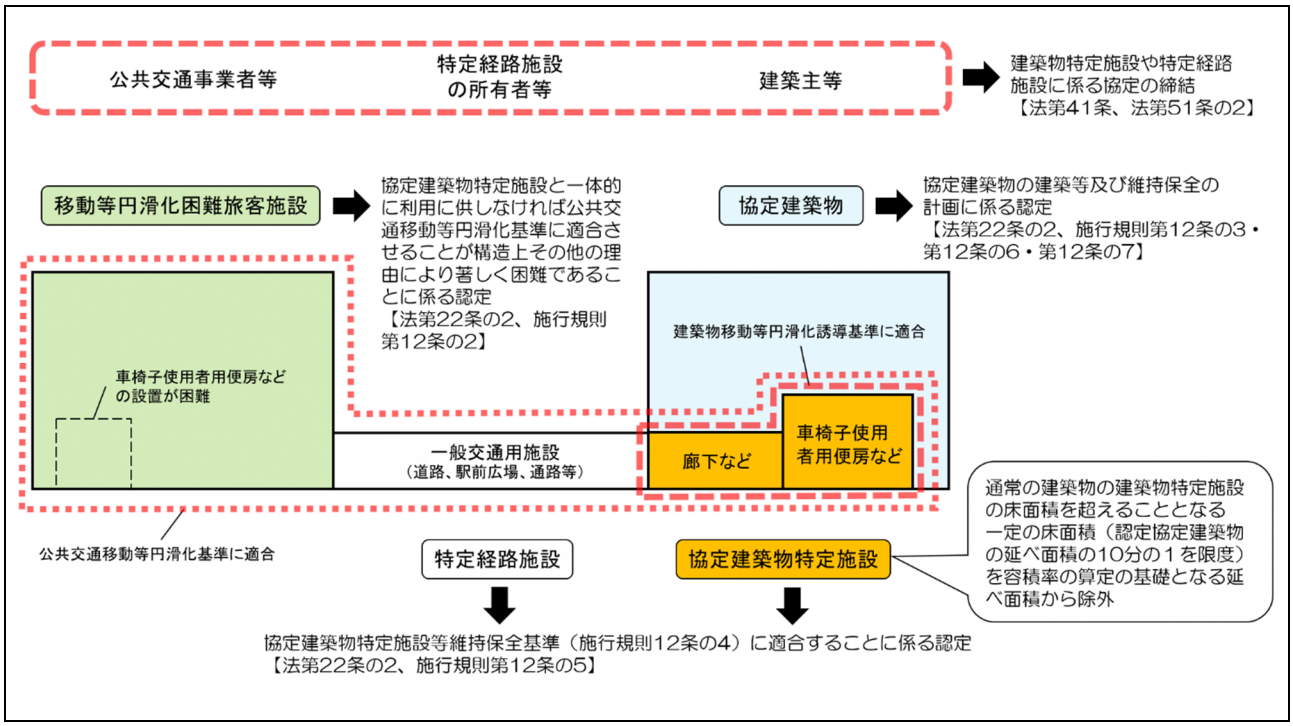

法 23 条
（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）
第二十三条　この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。
一　エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
二　エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
2　建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

● 高齢者、障害者等が車椅子を使用する場合、建築物の垂直方向の移動が困難となる。特に、既存の低層の建築物にはエレベーターが設けられていない場合が多く、建築基準法の防火関係規定をそのままの形で適用すると、そもそもエレベーターの設置がほとんど不可能となりかねないことから、本条の規定により措置したものである。

例えば、２階建て程度の既存の特定建築物の吹抜き空間等を活用した簡易な構造のエレベーターを設置できるようにしたもので、当該部分において一定の基準（本条各号）に適合する建築物の部分及びエレベーターについては、建築基準法第 27 条第２項の耐火構造要件を満たすものと見なす、としている。なお、この特例措置については、本条第１項第１号、第２号の基準に適合しているだけでなく、「所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたとき」とされていることから、所管行政庁が１件ごとに設置の判断をする必要がある。

なお、この規定により、建築基準法施行令第５章の４第２節（昇降機）の規定が適用されなくなるわけではないので注意する。

［参照］P.69～70 施行規則第 13 条～第 14 条

法 24 条
（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）
第二十四条　建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

● 特定建築物に限らず、廊下、階段、便所等の建築物特定施設が、高齢者や障害者等の円滑な利用を確保するために、通常の床面積よりも著しく大きい建築物について、建築基準法第 52 条第 14 項第１号に規定する「機械室等」とみなすことにより、特定行政庁の許可による容積率の割増を行うことができる規定である。

従って、この特例を受けるためには、国土交通大臣の基準に適合し、かつ建築審査会の同意を得て、特定行政庁の許可を受ける必要がある。

［参照］P.92 告示第 1481 号
［参照］P.143 平成 31 年３月 28 日付け国住街第 438 号

法 24 条の２～法 51 条の２　（略）

● 移動等円滑化経路協定や移動等円滑化施設協定に係る条文については、P. 133～ 協定建築物等に係る参照条文を参照。

［参照］P. 133～ 法第 41 条～第 51 条の２

法 52 条
（国の援助）
第五十二条　国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

法 52 条の２
（資金の確保等）
第五十二条の二　国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
２　国は、移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

● 国は、認定特定建築物の建築物特定施設の整備のため、支援措置を講ずるよう努力する旨を規定したものである。情報提供の確保、研究開発の推進、成果の普及については、従来の交通バリアフリー法に規定されていた内容が、移動等円滑化全体に対して規定された。（情報提供の確保に関する事項については、令和２年の法改正で法第 52 条の３に移行）

【参考】主な支援制度（令和３年度）

低利融資制度

日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫の国民生活事業・生活衛生貸付を利用して、店舗のバリアフリー化など、高齢者、乳幼児を抱える女性などが利用しやすい店舗にするための設備投資について、特別の融資を受けることができる。（利用対象者：生活衛生関係営業を営む会社・個人）

・ 融資対象：　高齢者等対応施設・設備
　　（例）手すり、リフト付車両、子育て支援対応施設の設置
　　訪問サービス対応施設・設備
　　（例）携帯営業設備、訪問サービスを行うための店舗内設備の設置
・ 融資額　：　通常の融資額＋3,000万円以内
・ 返済期間：　20年以内（振興事業貸付の場合）
　　20年以内（一般貸付の場合 ※一般公衆浴場の場合は３０年以内）
・ 利率　　：　特利Ｃ（振興事業貸付の場合）
　　特利Ｂ（一般貸付の場合）

※詳細は、http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/38_fukushi_m.html を参照。

補助制度〔バリアフリー環境整備促進事業〕

① 市街地における道路空間等と一体となった移動ネットワーク形成
・ 基本構想等の作成
・ 基本構想等に基づく以下の移動システム*等の整備
(1) 屋外の移動システムの整備
(2) 屋内の移動システム（市街地における移動ネットワークを形成するものに限る。）の整備
(3) 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地等）の整備　　等

② 認定特定建築物（病院、劇場、図書館など多数の利用する建築物で所管行政庁の認定を受けたもの）の整備
・ 屋外の移動システムの整備（建築物敷地内の平面通路に限る。）
・ 屋内の移動システムの整備（特別特定建築物の用途（専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）
・ 移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地等）の整備

【交付率】[原則として社会資本整備総合交付金により支援]
地方公共団体が施行者の場合：国１／３、地方２／３
民間事業者が施行者の場合：国１／３、地方１／３、民間１／３
＊　移動システム：動く通路、スロープ、エレベーターその他の高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設（当該施設に付属する高齢者等の移動のための案内装置を含む）

法 52 条の３
（情報提供の確保）
第五十二条の三　国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。
２　国は、前項の情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

法 52 条の４
（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）
第五十二条の四　国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

● 障害者等の参画の下、政策内容の評価等を行う会議の開催について明記された。

法 53 条
（報告及び立入検査）
第五十三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
２　知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
３　所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
４　所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
５　所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。
６　第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
７　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

● 第３項

令第 30 条では、基準適合義務の課せられる特別特定建築物（条例で定める規模含む。）の建築主

等、及び法第 35 条第１項の規定により建築物特定事業を実施すべき建築主等に対して、報告、立ち入り、検査、質問することができる旨を規定している。

［参照］P. 57　令第 30 条

● 第４項

認定特定建築物の建築等又は竣工した認定特定建築物の維持保全の状況について、所管行政庁は、認定建築主等に対し報告を求めることができる。

法 54 条
（主務大臣等）
第五十四条　第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。
２　第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において読み替えて準用する第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の六第四項及び第五項、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四条の二第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。
３　この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。
４　この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

法 55 条～法 57 条　（略）

法 58 条
（経過措置）
第五十八条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

法 59 条
第五十九条　第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

● 新築又は維持管理に係る 2,000 ㎡（公衆便所は 50 ㎡）以上の特別特定建築物について、建築物移動等円滑化基準（地方公共団体が条例で付加した事項を含む。）への適合義務に関する違反が認められるとして所管行政庁が是正命令を行った場合（法第 15 条第１項）等で、その命令に従わない者は、300 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

法 60 条～法 61 条　（略）

法 62 条
第六十二条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
二　（略）
三　第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

● 第１号

認定を受けていないにも関わらず、特定建築物やその敷地又はその利用に関する広告等に、認定を受けている旨の表示や紛らわしい表示を付した者は 30 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

● 第３号

所管行政庁が建築主等に対し建築物移動等円滑化基準への適合状況に関する報告を求めたり、職員が立ち入り、検査、質問等を行った際に、適切に報告しなかったり対応を拒否するなどした者は、30 万円以下の罰金に処せられるとした規定である。

法 63 条
第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一　第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
二　第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

法 64 条
第六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

法 65 条～法 66 条　（略）

法附則抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

● 施行期日は平成 18 年 12 月 20 日。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止）
第二条　次に掲げる法律は、廃止する。
一　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）
二　高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）

● 従来のハートビル法は、バリアフリー法の施行に伴い廃止された。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置）
第四条　附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。
２　この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
３　この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。
４　第十五条の規定は、この法律の施行後（第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

● 第２項

バリアフリー法施行の際に、現に工事中である新築・増改築に係る部分の床面積が 2,000 ㎡以上（条例で定める規模の場合はその面積）の特別特定建築物（条例で定める特定建築物を含む。）については、新法の適用を受けないという経過措置である。

バリアフリー法は建築基準法の建築基準関係規定とみなされるが、バリアフリー法に係る既存不適格の遡及までは建築基準法で規定されていないため、この附則で規定されている。

● 第３項

現に存する特別特定建築物（条例で定める特定建築物を含まない）を、類似の用途相互間で用途変更する場合は、法第 14 条第１項は適用されない。

［参照］P. 58 令附則４条

● 第４項

特別特定建築物に対する基準適合命令等の規定（法第 15 条）は、この改正法の施行前に建築されていた特別特定建築物（条例で定める特定建築物を含まない）まで適用されるものではない。

（罰則に関する経過措置）
第六条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）
第九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
　第七十三条の六第三項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十三条第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十九条第二項」に改める。
　附則第十一条第十六項及び第十五条第四十一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第八条第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項」に、「第七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二条第九項」を「第二条第二十三号」に、「同項第一号又は第二号」を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第三項第一号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イ」に、「同項第二号」を「同号ロ」に改める。

法附則（平成十九年三月三十一日法律第十九号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法附則（平成二十三年五月二日法律第三十五号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法附則（平成二十三年六月二十二日法律第七十号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

法附則（平成二十三年八月三十日法律第百五号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　（略）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、

同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、（略）
公布の日から起算して三月を経過した日

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第七十二条
４　第百六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第百六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第八十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

法附則（平成二十三年十二月十四日法律第百二十二号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定　公布の日

法附則（平成二十五年六月十四日法律第四十四号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十一条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

法附則（平成二十六年六月四日法律第五十四号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　（略）
二　第五十二条第三項の改正規定（「部分（」の下に「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は」を加える部分及び「又は」を「若しくは」に改める部分に限る。）及び同条第六項の改正規定並びに次条の規定及び附則第十三条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

法附則（平成二十六年六月十三日法律第六十九号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

法附則（平成二十九年五月十二日法律第二十六号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　附則第二十五条の規定　公布の日
二　（略）

（政令への委任）
第二十五条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法附則（平成三十年五月二十五日法律第三十二号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条　第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

法附則（平成三十年六月二十七日法律第六十七号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　（略）
二　第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

法附則（令和二年五月二十日法律第二十八号）抄
（施行期日）
第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）
第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）
第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

政令４条
（特定建築物）
第四条　法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。
一　学校
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　事務所
九　共同住宅、寄宿舎又は下宿
十　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十一　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十二　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
十三　博物館、美術館又は図書館
十四　公衆浴場
十五　飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十六　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十七　自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
十八　工場
十九　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
二十　自動車の停留又は駐車のための施設
二十一　公衆便所
二十二　公共用歩廊

● 法第２条第 18 号で定める特定建築物を規定している。
なお、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。

［参照］P. 161 質疑応答集 No. 10

● 第２号
「介護老人保健施設」は、介護保険法に定められる施設で、病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設であるので、「介護療養型医療施設」とあわせ、「病院又は診療所」に含めるものとする。

● 第４号
セレモニーホール、斎場は原則として「集会場」として取扱う。

［参照］ P. 161 質疑応答集 No. 11

● 第８号

「事務所」に「保健所、税務署その他多数の者が利用する官公署」を含めるものとする。

● 第９号

グループホームは、一般に高齢者が共同して居住する「住居」のことであり、具体的には食堂・便所・台所・浴室等が１箇所又は数箇所に集中して設けるものや居住空間が独立しているものなどがあり、その平面計画等により「寄宿舎」又は「共同住宅」として取扱うものとする。

ただし、グループホームであっても、共同生活援助を行う住居及び認知症対応型共同生活介護を行う施設については、第 10 号の「その他これらに類するもの」に含まれる。

● 第 10 号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて特定多数の者が利用する施設をいう。（例）福祉ホーム

［参照］P. 147～148 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

● 第 11 号

「その他これらに類するもの」とは、老人福祉法、児童福祉法及び身体障害者福祉法等に基づいて不特定多数の者が利用する施設で、通所施設及び通園施設をいう。

［参照］P. 147～148 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

● 第 12 号

「その他これらに類する運動施設」としては、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等をいい、多数の者が利用する会員制運動施設を含む。

● 第 15 号

「その他これらに類するもの」としては、待合、カフェー、バー、カラオケボックス等を含む。

● 第 16 号

旧郵便局の窓口、保険業務を行う店舗は、その他これらに類するサービス業を営む店舗とする。

● 第 22 号

公共用歩廊とは、駅等の連絡通路やペデストリアンデッキなどで、建築物であるものをいい、不特定かつ多数の者が利用し、建築物と一体ではなく、独立しているものが対象となる。なお、建築基準法第 44 条のアーケードは該当しない。

① 平成 18 年のハートビル法と交通バリアフリー法との統合・拡充によって、建築物の移動等円滑化に加えて、旅客施設等から道路、建築物までの移動の一体的・連続的な円滑化を促進するにあたり、建築物に該当※1するものの移動空間としての要素の強いことから、これまでハートビル法の規制対象としていなかった「公共用歩廊※2」についても、バリアフリー法における建築物規制の対象とする必要があった。

② 特に、線路を挟んで建てられている駅ビル間をつなぐ渡り廊下部分（渡り廊下から鉄道旅客施設に接続されるケースが多い）については、駅ビルは旧ハートビル法による建築物規制、鉄道旅

客施設は旧交通バリアフリー法による規制によって、それぞれバリアフリー化が図られていたものの、建築物である渡り廊下の部分については、両法の境界部分として、明確に法規制がかかっていなかった。

③　このため、新たに「公共用歩廊」を「特定建築物」及び「特別特定建築物」に位置付け、より一体的・連続的な移動等円滑化の促進を図ることとされた。

※１　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものについては、建築物に該当する。

※２　公衆が自由に利用し、又は出入りすることができる場所に設けられた歩廊をいう。

政令５条
（特別特定建築物）
第五条　法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
一　小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
九　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
十　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十一　体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
十二　博物館、美術館又は図書館
十三　公衆浴場
十四　飲食店
十五　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七　自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
十八　公衆便所
十九　公共用歩廊

● 特別特定建築物とは、法に基づき不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物で、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして政令で定められている。なお、確認にあたっての用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。

［参照］P.161 質疑応答集 No.10,12,15

● 第１号

前条第１号のうち、公立小学校等と主として障害者等の利用する施設である特別支援学校が位置付けられている。

公立小学校等については、近年、特別支援学級の設置数が増え、定常的に障害者等の利用が想定される状況になってきていることや、その多くが地方公共団体により避難所に指定され、災害時の高齢者、障害者等の安全、安心の確保を図る必要があることから、令和２年の政令改正で追加された。

なお、「公立のもの」とは、学校教育法と同様、地方公共団体の設置するものをいい、国の設置するものは含まれない。

● 9号、10号

「その他これらに類するもの」については、P.147～148 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方を参照。

［参照］P.147～148 福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

［参照］P.161 質疑応答集 No.13～14

● 第11号

「一般公共の用に供されるものに限る」とは、不特定かつ多数の者が利用するものである。従って、通常の会員制スイミングスクール等は除かれる。

● 第16号

「車両の停車場」とは、不特定かつ多数の者が利用するバスターミナル等をいう。

駅舎については該当しないが、ラッチ（改札口）内外を問わず、飲食店や物販店舗など他の用途が存在する場合は、各々の用途により対象となる。

● 第17号

「一般公共の用に供されるものに限る。」とは、月極駐車場又はその部分を除き、時間貸し駐車場等で不特定かつ多数の者が利用するものである。従って、駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場にも適用するものとする。

【参考】駐車場法（抜粋）

第２条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 路上駐車場　駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
二 路外駐車場　道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

政令６条
（建築物特定施設）
第六条　法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一　出入口
二　廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
三　階段（その踊場を含む。以下同じ。）
四　傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
五　エレベーターその他の昇降機
六　便所
七　ホテル又は旅館の客室
八　敷地内の通路
九　駐車場
十　その他国土交通省令で定める施設

● 本条に規定される建築物特定施設の構造及び配置に関する基準として建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準が定められている。

建築物移動等円滑化基準が適用される建築物特定施設に該当するか否かについては、次のとおり、特別特定建築物であるかどうか等で異なるので、注意が必要である。なお、屋外避難階段など通常、一般公衆の通行の用に供される見込みのない階段などについては、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準はどちらも適用されない。新法では、ホテル又は旅館の客室が追加された。

［参照］P.64 施行規則第３条

① 特別特定建築物（公立小学校等を除く。）における適用範囲

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、スーパーマーケットにおける倉庫に至る荷物用エレベーターや従業員用の階段、便所など従業員のみが使用する施設には適用されない。

② 特別特定建築物（公立小学校等に限る。）及び特定建築物（法第 14 条第３項の条例で定める特定建築物を含む。）における適用範囲

多数の者が利用する建築物特定施設の部分に適用される。従って、事務所、工場等においては従業員用の階段、便所など多数の従業員が通常使用する施設にも適用される。

※ 公立小学校等については、令第 23 条により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

【参考】建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

建築物特定施設	建築物特定施設の構造及び配置に関する基準		
	建築物移動等円滑化基準		建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準省令）
	令第 11 条～17 条（一般基準）	令第 18 条（移動等円滑化経路）	
1　出入口		第２項第２号	誘導基準省令第２条
2　廊下等	令第 11 条	第２項第３号	誘導基準省令第３条
3　階段	令第 12 条		誘導基準省令第４条
4　傾斜路	令第 13 条	第２項第４号	誘導基準省令第５～６条
5　エレベーターその他の昇降機		第２項第５～６号	誘導基準省令第５条、７～８条

6　便所	令第 14 条		誘導基準省令第９条
7　ホテル又は旅館の客室	令第 15 条		誘導基準省令第 10 条
8　敷地内の通路	令第 16 条	第２項第７号	誘導基準省令第 11 条
9　駐車場	令第 17 条		誘導基準省令第 12 条
10　その他国土交通省令で定める施設（浴室等）			誘導基準省令第 13 条

その他義務化された項目

項目	建築物移動等円滑化基準	建築物移動等円滑化誘導基準
標識	令第 19 条	誘導基準省令 14 条
案内設備	令第 20 条	誘導基準省令 15 条
案内設備までの経路	令第 21 条	誘導基準省令 16 条

【参考】特別特定建築物において建築物移動等円滑化基準が適用される建築物特定施設の範囲（イメージ図）

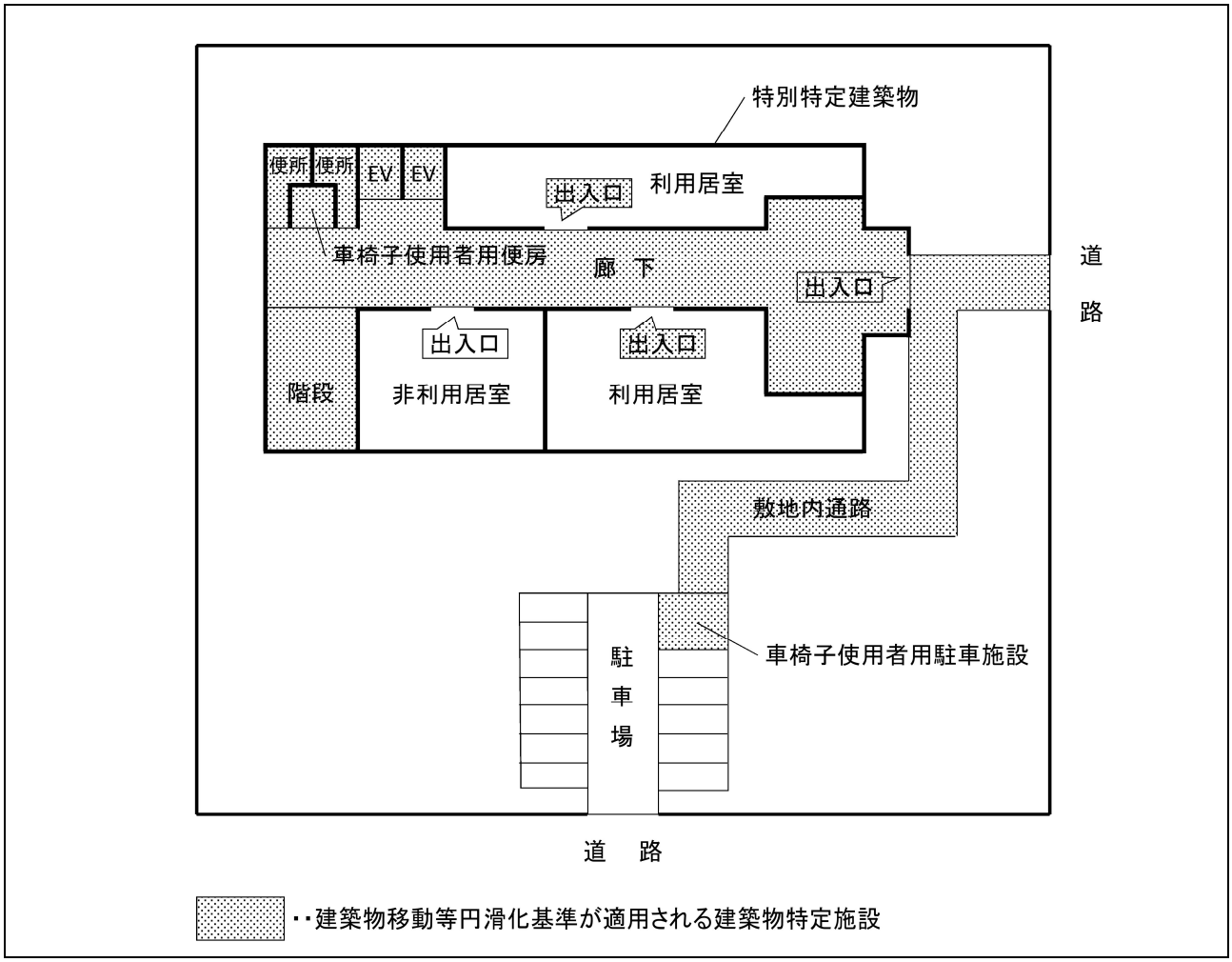

政令７条
（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）
第七条　法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。
２　法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。
一　延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十五条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

● 限定特定行政庁に関する規定で、都道府県知事が所管する建築物を定めたものである。

政令９条
（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）
第九条　法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

● 法第 14 条第１項で規定する「特別特定建築物の規模」を定めたものである。

● その規模は、新築・増築・改築・用途変更に係る部分の床面積の合計（スタッフルームや倉庫などのバックスペースも含めた全体の面積を対象規模としてとらえる。）が「2,000 ㎡以上」とする。（公衆便所にあっては 50 ㎡以上とする。）ただし、増築・改築・用途変更の場合は、当該増築等の部分の規模で判断する。

［参照］ P.162 質疑応答集 No.16

● 建築物内又は用途上不可分の関係にある、同一敷地内の２以上の特別特定建築物の考え方：
下記の劇場と物品販売店舗について、分離して考えることができない共用部分がある場合は、各々の用途に供する部分の面積に対応して共有部分の面積を按分する。

建築物内に２以上の特別特定建築物の部分がある場合（複合建築物）

◆新築の場合

新築の場合は、特別特定建築物のＡ部分（劇場）が 2,000 ㎡以上又はＢ部分（物品販売店舗）が 2,000 ㎡以上とする。（公衆便所にあっては 50 ㎡以上とする。）

特別特定建築物の複合施設

（Ａ部分が 2,000 ㎡以上又はＢ部分が 2,000 ㎡以上）

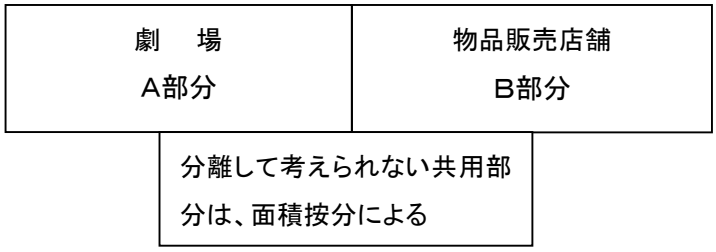

◆増築の場合

増築若しくは改築又は用途変更（以下「増築等」という。）の場合は、当該増築等に係る部分の床面積の合計が 2,000 ㎡以上とする。（公衆便所にあっては 50 ㎡以上とする。）

特別特定建築物の複合施設（Ａ部分が 2,000 ㎡以上）

同一敷地に用途上不可分の関係にある２以上の特別特定建築物がある場合

新築、増築等の行為に関わらず、敷地単位でとらえる。従って、増築等の場合は、当該増築等に係る部分の面積の合計が 2,000 ㎡以上の場合に適用となる。（公衆便所にあっては 50 ㎡以上）

また、特別特定建築物に設ける附属駐車場を別棟で建築する場合は、駐車場が建築物特定施設となり、駐車場部分も特別特定建築物の用途となることから、面積算定は敷地内の全体でとらえることになる。

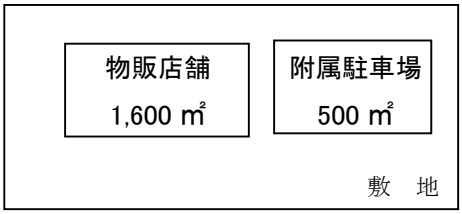

［参照］P. 162 質疑応答集 No. 17

政令 10 条
（建築物移動等円滑化基準）
第十条　法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十四条までに定めるところによる。

● 令第 11 条から第 24 条に、建築物移動等円滑化基準を規定している。

政令 11 条
（廊下等）
第十一条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。
一　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
二　階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 第１号

「滑りにくい材料」は、建築基準法施行令第 26 条第１項第２号と同様の措置を求めている。

● 第２号

廊下等に敷設する点状ブロック等は、階段や傾斜路の存在を事前に視覚障害者が段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。

この号は不特定かつ多数の者が利用、又は主として視覚障害者が利用するものに限り適用されるため、点状ブロック等の敷設は、通常の老人ホーム等については適用されない。

［参照］P.107 告示第 1497 号
［参照］P.162 質疑応答集 No.18～19
［参照］建築設計標準 P2-81～82 図

政令 12 条
（階段）
第十二条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。
一　踊場を除き、手すりを設けること。
二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
三　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
四　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
五　段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
六　主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

［参照］P.162 質疑応答集 No.20

● 第３号

「段を容易に識別できるもの」とは、踏面端部（段鼻）とその周囲との明度、色相又は彩度の差を大きくする措置をいう。

● 第４号

つまずきの原因となるものを設けない構造とは、建築設計標準に記載されたような構造をいう。

［参照］建築設計標準 P2-90～93 図

● 第５号

段がある部分と連続して手すりが設置されている等、視覚障害者の利用上支障がない場合をH18国交省告示第 1497 号で定めている。

［参照］P. 107 告示第 1497 号

● 第６号

「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。また、「回り階段」は、らせん階段や踊場部分に段を設けた階段のことである。

なお、「主たる階段以外の階段」であっても回り階段とすることは望ましくない。

［参照］建築設計標準 P2-89 図

【参考】回り階段の例（建築設計標準から引用）

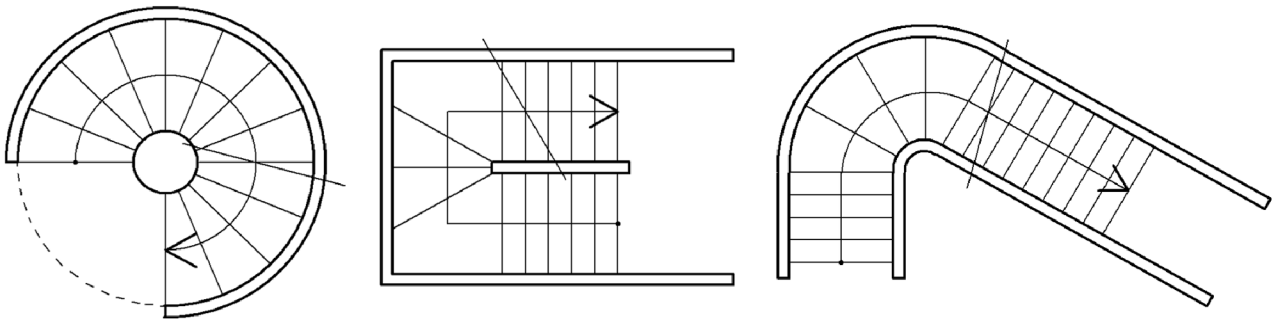

らせん階段　　回り階段　　回り階段

政令 13 条

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十三条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一　勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

四　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 第４号

視覚障害者の利用上支障のない場合をH18 国交省告示第 1497 号で定めている。

［参照］P.107 告示第 1497 号

［参照］P.162 質疑応答集 No.21

政令 14 条

（便所）

第十四条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

一　便所内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を一以上設けること。

二　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

２　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

［参照］P.163 質疑応答集 No.23

● 第１項第１号

［参照］P.106 告示第 1496 号

［参照］P.162,166～167 質疑応答集 No.22、参考資料

［参照］建築設計標準 P2-133～139 図

● 第１項第２号

水洗器具とはオストメイト（人工肛門･人口膀胱造設者）対応の設備である。

［参照］P.163 質疑応答集 No.24～26

［参照］建築設計標準 P2-141 図

● 第２項

「床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これに類する小便器」とは、床置式男子用小便器と同様に杖使用者等が円滑に利用可能な床置式に類する小便器をいう。

［参照］建築設計標準 P2-120 図

政令 15 条
（ホテル又は旅館の客室）
第十五条　ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。
２　車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
一　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
イ　便所内に車椅子使用者用便房を設けること。
ロ　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
（１）　幅は、八十センチメートル以上とすること。
（２）　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
二　浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
イ　車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
ロ　出入口は、前号ロに掲げるものであること。

● 第１項

ホテル又は旅館において、全客室数が 50 以上の場合には、１％以上の数（小数点以下切り上げ）の車椅子使用者用客室の設置を求めているもの。従前は全客室数が 50 以上の場合に１室以上とされていたが、平成 30 年の政令改正で規制が強化された。

なお、車椅子使用者用客室が１室のみの場合には、車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減や緊急時の素早い従業員対応のため、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。

［参照］P. 165 質疑応答集 No. 35

【参考】平成 30 年政令改正の概要

改正前

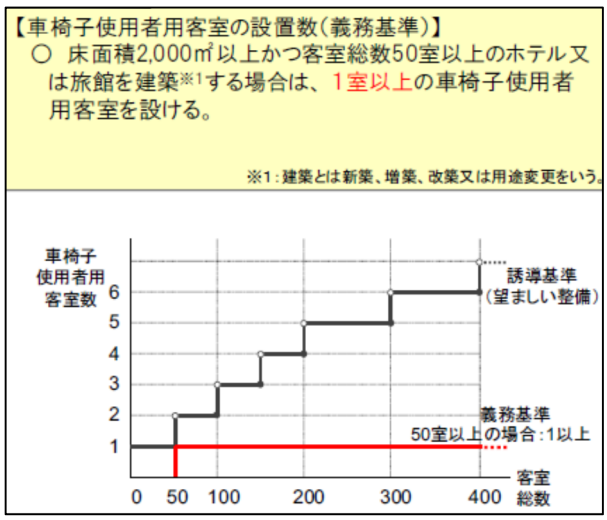

改正後（令和元年 9 月 1 日施行）

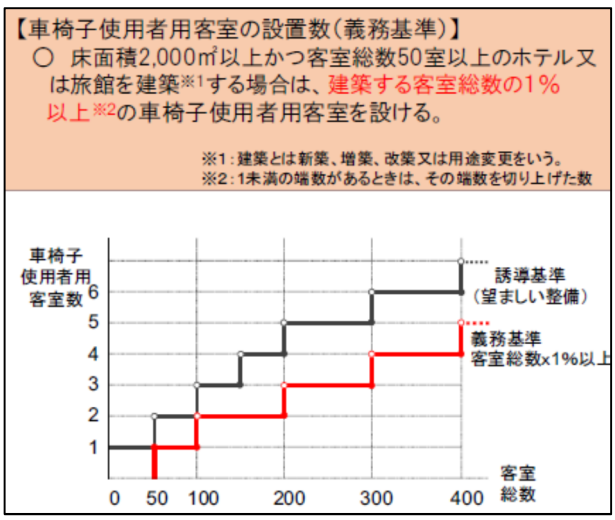

［参照］P. 82 誘導基準省令第 10 条

● 第２項第１号

車椅子使用者用客室内の便所についての規定であり、当該客室内の便所については令第 14 条の規定ではなく本号の規定が適用となる。そのためオストメイトの規定はかからない。

なお、本号イにおける「車椅子使用者用便房」は、令第 14 条第１項第１号のとおり、H18 国交省告示第 1496 号で定める構造とする必要がある。

［参照］P.106 告示第 1496 号

［参照］P.163 質疑応答集 No.27

● 第２項第２号

車椅子使用者用客室内の浴室等についての規定である。

［参照］P.106 告示第 1495 号

［参照］P.163 質疑応答集 No.27

［参照］建築設計標準 P2-169～171、P2-176～177 図

政令 16 条
（敷地内の通路）
第十六条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。
一　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
二　段がある部分は、次に掲げるものであること。
イ　手すりを設けること。
ロ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
ハ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
三　傾斜路は、次に掲げるものであること。
イ　勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
ロ　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

政令 17 条
（駐車場）
第十七条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。
２　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
一　幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
二　次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

● 第１項

［参照］P.164 質疑応答集 No.28-29

● 第２項第１号

幅は、350 ㎝以上（乗降用スペース含む）とすること。

● 第２項第２号

車椅子使用者用駐車施設は、令第 18 条第２項第２号の当該移動等円滑化経路を構成する建築物

の出入口に近接して設けること。

政令 18 条

（移動等円滑化経路）

第十八条　次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一　建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路

三　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四　建築物が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

２　移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一　当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二　当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三　当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ　幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ　五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四　当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ　幅は、階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。

ロ　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

ハ　高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五　当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ　籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ　籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ　不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限

る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
（１）　籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。
（２）　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
リ　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
（１）　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
（２）　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
（３）　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
六　当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
七　当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
イ　幅は、百二十センチメートル以上とすること。
ロ　五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
ハ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
ニ　傾斜路は、次に掲げるものであること。
（１）　幅は、段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。
（２）　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。
（３）　高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
3　第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

● 法第 14 条に規定する特別特定建築物の各利用居室に至る経路のうち、令第 18 条第１項各号に掲げる経路毎にそれぞれ１以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とするために、出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路の整備について規定している。

なお、「一以上を」というのは、いくつかの経路が想定されるうち、最低１ルート以上を設定する必要があるということである。

● 第１項第１号

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する居室については、その全てを利用居室として扱うことが明確にされた。

「各利用居室」の出入口から、道等に至るまでの経路のうち１以上を移動等円滑化経路として整備することを規定したものである。

（利用居室の判断例）

ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室や病院の病室については、主として高齢者、障害者等が利用するので「利用居室」に該当し、ホテル又は旅館の一般客室については、不特定少数の利用であるため「利用居室」に該当しない。

なお、公立小学校等については、令第 23 条の読み替え規定により、多数の者が利用する居室が「利用居室」となる。そのため、普通教室や特別教室等が「利用居室」に該当し、特別教室の準備室や用務員室等は「利用居室」に該当しない。

（括弧書きの規定について）

括弧書きの規定の主旨は「垂直移動が１層分までは、エレベーター設置を免除する」という意味であり、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室がある建築物であっても、地上階に利用居室がなくともその直上階又は直下階に利用居室がある以上はそこに至るまでの経路については基本的にバリアフリー化する必要がある旨が明確にされ、地上階からその直上階又は直下階までの垂直移動となる経路についてのみ移動等円滑化経路から除き、エレベーター設置の免除（階段等の設置を許容）が明確にされた。地上階又は地上階の直上・直下階のみに利用居室がある場合の緩和の取扱いを示したもので、具体的には、図Ａ～Ｃのとおりである。

これらのケースについては、道等から地上階（１階）の利用居室までの経路及び２階又は地下１階のそれぞれの水平移動の経路を整備すればよいことになり、地上階（１階）と２階又は地下１階との間の移動に係るエレベーター等の設置を要求していない。ただし、このように上下階の移動に係るエレベーター等の設置が免除される場合にあっても、上下階の移動に係らない局部的な階段等がある場合には、当該部分にエレベーター等を設置する必要があるので注意が必要である。

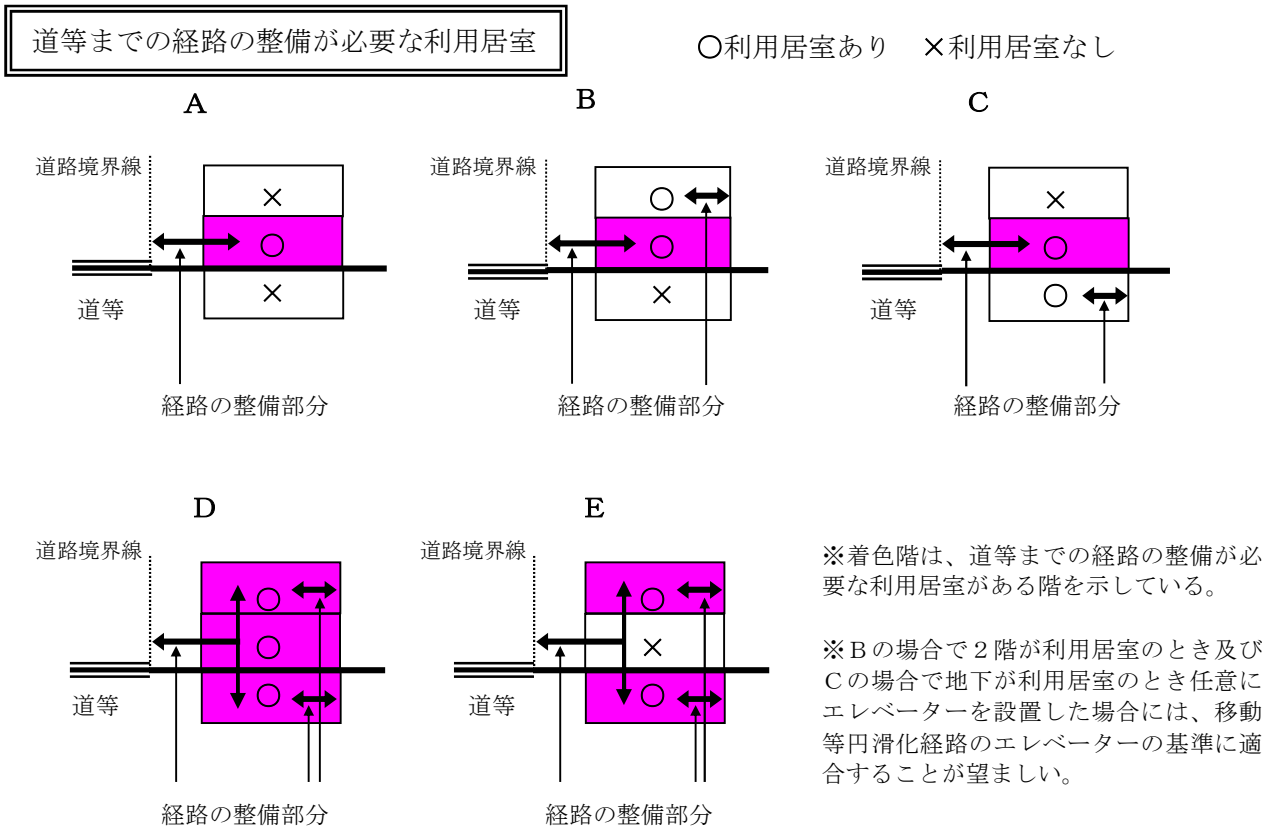

● 第１項第２号、第３号

利用居室の出入口から車椅子使用者用便房までの経路（第２号）、車椅子使用者用駐車施設から利用居室の出入口までの経路（第３号）を規定したものである。なお、上下階に経路が及ぶときには、エレベーター設置が必要となる。（第１号とは異なる。）

令第 14 条第１項の規定により不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）、令第 17 条第１項の規定により不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合に整備が求められる車椅子使用者用駐車施設についても同様の主旨から利用居室（自動車車庫・公衆便所のように利用居室を有しない建築物にあっては、道等）から各々に至る経路上に存する建築物特定施設について車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすることを求められている。

● 第１項第４号

建築物が公共用歩廊である場合には一般的に利用居室の設置は想定されず、当該公共用歩廊は単に移動の手段として利用されるものであるため、その機能に鑑み、公共用歩廊によって結ばれる道等と他の道等との間の経路の全てを移動等円滑化することを求められている。

● 第２項第２号

イ　幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。

ロ　回転扉を設置する場合は、回転扉の直近に自動的に開閉できる戸や引き戸等を設ける。

「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することであり、有効寸法として、自動扉及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅＋150cm以上が原則として必要となる。

● 第２項第３号

イ　廊下等に手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。

ロ　車椅子の転回に支障がない場所は、最低でも 140 ㎝×140 ㎝のスペースが必要となる。なお、各々の状況に応じて、次のように確保されることが望まれる。（以下同じ）

・180° 回転の場合：幅 140 ㎝×奥行き 170 ㎝

・360° 回転の場合：150 ㎝×150 ㎝

・十字、Ｔ字の交差部：120 ㎝×120 ㎝

［参照］P.164 質疑応答集 No.30

● 第２項第４号

階段の名称については、建築物内部に設ける場合をいう。

● 第２項第５号

ニ　エレベーターの乗降ロビーには車椅子の待機、転回に支障がないように 150 ㎝×150 ㎝以上の水平な空間を設けることが必要である。

ホ及びト　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置又は乗降ロビーに設ける昇降方向を表示する装置は、「建築設計標準 P2-100,102,104 のエレベーターの図」を参考とする。

ヘ　表示する装置とは、行き先階登録ボタンの応答灯を整備する。

チ　籠内の車椅子転回スペースの寸法は、135 ㎝×140 ㎝以上の籠の内法寸法である。これは、車椅子使用者が乗った状態で他の者が乗降可能な大きさを確保する目的により定めているため、手すりを設ける場合には、その出寸法等は各々５㎝程度に収める必要がある。

なお、この基準は、「不特定かつ多数の者が利用する建築物（2,000 ㎡以上）」の場合に限られることに注意する。

リ　この基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー」に限って適用される。

［参照］P.105～106 告示第 1493 号～第 1494 号

［参照］建築設計標準 P2-100,102,104

【参考】移動等円滑化基準（令第 18 条第２項第五号）

	多数の者／主として高齢者、障害者等が利用	不特定かつ多数の者が利用
	１以上の昇降機	１以上の昇降機
必要階停止	○	○
出入口幅	８０㎝	８０㎝
籠奥行き	１３５㎝	１３５㎝
乗降ロビー高低差排除	○	○
乗降ロビー幅・奥行き	１５０㎝	１５０㎝
車椅子使用者対応制御装置	○	○
停止予定階・現在位置の表示	○	○
昇降方向の表示	○	○
籠の幅寸法	－	１４０㎝
車椅子の転回に支障がない構造	－	○
到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内	○	○
制御装置の点字表示	○	○
昇降方向の音声案内	○	○

籠の幅寸法・車椅子の転回に支障がない構造 → 2,000 ㎡以上の建築物に設けるものに限る

到着階・出入口戸の閉鎖の音声案内／制御装置の点字表示／昇降方向の音声案内 → 自動車車庫に設けるものを除く

多数の者／主として高齢者、障害者等が利用 → 主として視覚障害者が利用するものに限る

● 第２項第６号

移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機の構造をH18 国交省告示第 1492 号で定めたものである。

［参照］P. 104 告示第 1492 号

【参考】特殊な構造又は使用形態の昇降機の例

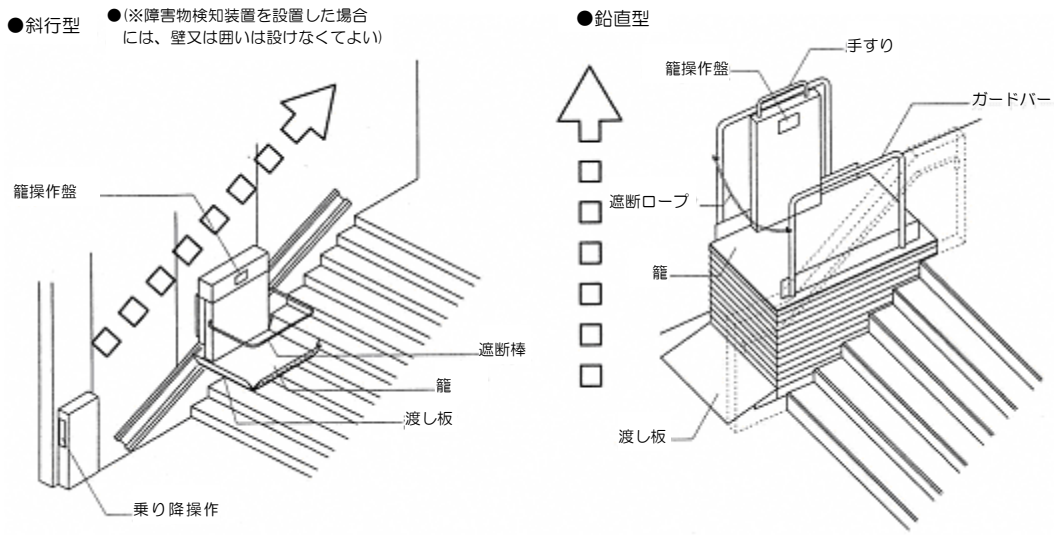

● 第２項第７号

段の名称については、敷地内の通路（建築物外部）に設ける場合をいう。

● 第３項

「地形の特殊性」とは、急傾斜地等による地形をいう。例えば、傾斜地のため建築物近くまで高齢者、身体障害者等が徒歩によりアプローチすることが困難で、バスあるいはタクシー等が車寄せまで乗り入れるような場合には、車寄せから建築物の出入口までの敷地内の通路の基準を適合させればよい。

政令 19 条
（標識）
第十九条　移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

● 案内用図記号（JIS Z 8210）については、国土交通省 HP（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html）を参照。

「標識の設置基準」は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。表示すべき内容が容易に識別できるもの。（日本産業規格 Z 8210 に適合するもの）

［参照］P.72 標識省令
［参照］P.164 質疑応答集 No.31
［参照］建築設計標準 P2-259

● 「移動等円滑化の措置がとられた」とは建築物移動等円滑化基準に適合していることを意味し、当該基準に適合しているエレベーター等、便所又は駐車施設がある場合、その全てについては標識を設置する必要がある。

政令 20 条
（案内設備）
第二十条　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
２　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
３　案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

● 第１項

法第 14 条に規定する特別特定建築物の各利用居室に至る経路のうち、１以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とし、移動等円滑化の措置がとられた、エレベーター等、便所又は駐車施設の配置の位置を表示した案内板等を設けることが規定された。

「その他の設備」というのは、モニター付きインターフォンのような音声による誘導案内設備等が該当する。

［参照］P.164 質疑応答集 No.32
［参照］建築設計標準 P2-273～275

● 第２項

国土交通大臣が定める方法には、案内板に点字、文字等の浮き彫り又は音による案内（インターフォン等）がある。

［参照］P.104 告示第 1491 号
［参照］建築設計標準 P2-257～258

政令 21 条

（案内設備までの経路）

第二十一条　道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

２　視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一　当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二　当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ　車路に近接する部分

ロ　段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

● これまでの条文と同様、①不特定かつ多数の者が利用、②主として視覚障害者が利用する「案内設備」までの経路に適用される。

● 第１項

道等から当該案内板又は案内所等までの経路は、そのうちの１以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」としなければならない。

なお、駐車場からの経路の場合や、フロント等から建物出入口を容易に視認できる場合などは、ただし書が適用される。

［参照］P.107 告示第 1497 号

［参照］P.164 質疑応答集 №33～34

● 第２項第１号

経路を構成する敷地内通路に、点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設する場合を例示すると次のようになる。

【例】

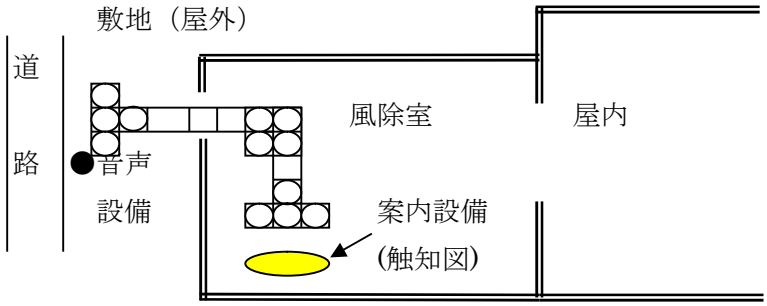

凡例　点状ブロック
　　線状ブロック

※　視覚障害者移動等円滑化経路（➡）と移動等円滑化経路（⇢）は必ずしも一致しなくてもよい。

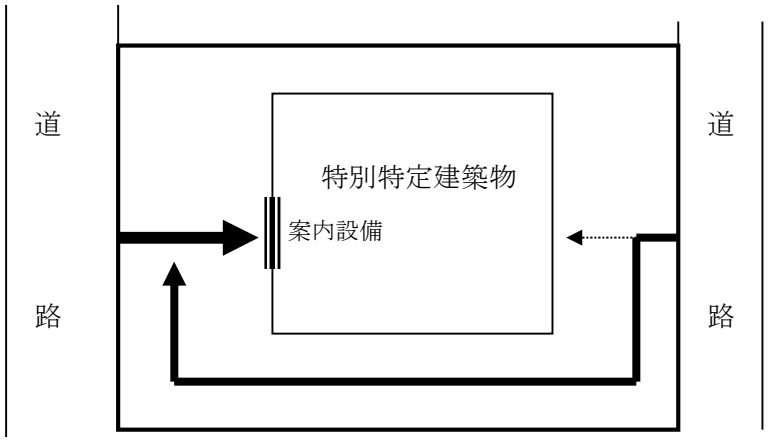

● 第２項第２号

経路を構成する敷地内通路上の次の部分には、点状ブロック等の敷設を要する。

① 車路に近接する部分

② 段がある部分の上端に近接する部分

③ 傾斜がある部分の上端に近接する部分

［参照］P. 107 告示第 1497 号

［参照］建築設計標準 P2-266～273

政令 22 条
（増築等に関する適用範囲）
第二十二条　建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。
一　当該増築等に係る部分
二　道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
三　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
四　第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
五　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
六　車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

● 増築、改築及び用途変更（以下「増築等」という。）を行う場合、令第 11 条から前条までの適用範囲を規定したものである。

よって、増築等により令第 18 条第１項の各号に規定する「移動等円滑化経路」が発生する場合においても適用される。

● 第１号

増築等を行う部分については、建築物移動等円滑化基準が適用される。

［参照］P.165 質疑応答集 No.35

● 第２号

道等から増築等の部分にある利用居室までの一以上の経路も移動等円滑化基準に適合させる必要がある。

● 第３号

令第 14 条の規定が適用されることを規定している。

したがって、増築等を行う部分においてこの規定に基づく「車椅子使用者用便房を有する便所」及び「高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所」を「１箇所以上」整備するのであれば、既存部分にある便所までを改修する義務はない。逆にいえば、増築等の部分にこれらの便所の設置がない場合は、既存部分にある便所を令第 14 条の基準に適合するよう改修しなければならない。

［参照］P.165 質疑応答集 No.36

● 第４号

第３号に基づく「車椅子使用者用便房を有する便所」を設置した場合に、利用居室からこの便所までの経路を整備する規定である。従って、増築等の部分内で対応できる場合もある。

● 第５号

第３号と同様の主旨で規定されている。令第 17 条により、車椅子使用者用駐車施設が１箇所以上設置されていればよいので、事実上、既存部分でも増築等の部分でもどちらかに１箇所あれば足りる。

● 第６号

第４号と同様の主旨で規定されている。

政令 23 条
（公立小学校等に関する読替え）
第二十三条　公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

● 公立小学校等に関する「移動等円滑化基準」の読み替え規定であり、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

政令 24 条
（条例で定める特定建築物に関する読替え）
第二十四条　法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十二条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

● 地方公共団体が法で定める特別特定建築物を条例で追加した場合の、「移動等円滑化基準」の読み替え規定である。例えば、共同住宅や学校を条例で追加した場合は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えられる。

政令 25 条
（認定特定建築物等の容積率の特例）
第二十五条　法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

● 建築物移動等円滑化誘導基準に適合するとの認定を受けた特定建築物又は協定建築物（以下「認定特定建築物等」という。）の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、廊下、階段等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる一定の床面積は算入しないものとする。

＊容積率の特例として

認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積	－	**通常の建築物**の建築物特定施設の床面積（告示第 1490 号により算定）	＝	当該認定特定建築物等の容積率算定の基礎となる延べ面積には算入しなくてよい床面積（認定特定建築物等の延べ面積の 1/10 を限度）

● H18 国交省告示第 1490 号で、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものが定められている。

［参照］P. 99 告示第 1490 号

● 例えば、物販店舗と共同住宅とが複合された建築物で、建築物全体を計画認定の対象とする場合は、各々の用途毎に不算入となる面積を算出する必要がある。

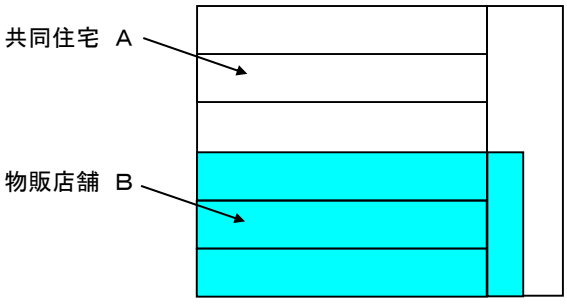

A：共同住宅部分の延べ面積
B：物販店舗部分の延べ面積
a：Aの部分での不算入となる面積
b：Bの部分での不算入となる面積

A≧10× a　　B≧10× b

なお、共同住宅においては、建築基準法第 52 条第３項及び第６項により容積率算定の基礎となる延べ面積に地下部分や共用部分の面積を算入しないものとされており、法 19 条では、これらの部分に該当しない廊下、階段、傾斜路、便所（及び場合によっては駐車場）が不算入の対象となる。

［参照］P. 165 質疑応答集 No. 37～38

政令 26 条～29 条　（略）

政令 30 条

（報告及び立入検査）

第三十条　所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

● 令第 14 条で定める規模以上の特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準の適合に関する事項について、報告を求めることができる。

令附則抄

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止）

第二条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）

二　高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条　この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

（類似の用途）

第四条　法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一　病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

二　劇場、映画館又は演芸場

三　集会場又は公会堂

四　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

五　ホテル又は旅館

六　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）

七　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

八　博物館、美術館又は図書館

● 建築基準法施行令第 137 条の 18 に基づく「類似の用途等」との違いに注意する必要がある。

令附則（平成十九年三月二十二日政令第五十五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

令附則（平成十九年八月三日政令第二百三十五号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第四十一条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令附則（平成十九年九月二十五日政令第三百四号）抄

（施行期日）
１　この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月二十八日）から施行する。
２　（略）

令附則（平成二十六年五月二十八日政令第百八十七号）抄

（施行期日）
第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

令附則（平成二十七年一月二十三日政令第二十一号）抄

（施行期日）
第一条　この政令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

令附則（平成二十八年三月三十一日政令第百八十二号）抄

（施行期日）
第一条　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

令附則（平成三十年十月十九日政令第二百九十八号）抄

（施行期日）
１　この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定　平成三十一年四月一日
二　第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定　平成三十一年九月一日
（経過措置）
２　この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。
３　（略）

令附則（令和二年十月二日政令第三百二号）抄

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

【参考】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第 345 号）の新旧対照表（抄）＜令和３年 10 月１日施行＞

新	旧
（特別特定建築物） 第五条　法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一　小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条及び第二十五条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校 二　病院又は診療所 三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 四　集会場又は公会堂 五　展示場 六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 七　ホテル又は旅館 八　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 九　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） 十　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 十一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場 十二　博物館、美術館又は図書館 十三　公衆浴場 十四　飲食店 十五　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 十七　自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） 十八　公衆便所 十九　公共用歩廊	（特別特定建築物） 第五条　法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。 一　小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十三条において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校 二　病院又は診療所 三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場 四　集会場又は公会堂 五　展示場 六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 七　ホテル又は旅館 八　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署 九　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。） 十　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 十一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場 十二　博物館、美術館又は図書館 十三　公衆浴場 十四　飲食店 十五　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 十七　自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。） 十八　公衆便所 十九　公共用歩廊
（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） 第七条　法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。 ２　法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。 一　延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十六条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物	（都道府県知事が所管行政庁となる建築物） 第七条　法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。 ２　法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。 一　延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十五条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物

二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物	二　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物
（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模） 第九条　法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所（次条第二項において「公衆便所」という。）にあっては、五十平方メートル）とする。	（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模） 第九条　法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。
（建築物移動等円滑化基準） 第十条　法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）は、次条から第二十四条までに定めるところによる。	（建築物移動等円滑化基準） 第十条　法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十四条までに定めるところによる。
２　法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。	（新設）
（移動等円滑化経路） 第十八条　次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十五条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。 一　建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） 二　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 三　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 四　建築物が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） ２・３　（略）	（移動等円滑化経路） 第十八条　次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。 一　建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。） 二　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路 三　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 四　建築物が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。） ２・３　（略）

（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準） 第二十五条　条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ（１）中「段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか、」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。 ２　建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。 ３　条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。 一　公立小学校等 二　法第十四条第三項の条例で定める特定建築物	（新設）
第二十六条～第三十一条　（略）	第二十五条～第三十条　（略）

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

施行規則３条
（建築物特定施設）
第三条　令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

● 令第６条第 10 号で定める「その他国土交通省令で定める施設」を規定している。

施行規則８条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）
第八条　法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車椅子使用者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車椅子使用者用客室の位置、駐車場の位置、車椅子使用者用駐車施設の位置及び幅、車椅子使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置

縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車椅子使用者用浴室等の構造

● 法第 17 条第１項の規定による計画の認定の申請書の様式及び添付する図書を規定している。

［参照］P. 109 施行規則第３号様式

施行規則９条
（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）
第九条　法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

● 法第 17 条第２項第５号で定める「その他国土交通省令で定める事項」が、特定建築物の建築等の事業の実施時期である旨を規定している。

施行規則 10 条
（認定通知書の様式）
第十条　所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
２　前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

● 法第 17 条第３項の規定により所管行政庁が計画の認定をしたときの認定通知書の様式を規定している。

［参照］P. 119 施行規則第４号様式

施行規則11条
（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）
第十一条　法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

● 法第 17 条第１項の規定により認定を受けようとする者は、同条第２項の規定により、その計画を記載しなければならないが、本条に定める事項については軽微な変更とみなされ、法第 18 条の計画の変更の認定を受けなくてもよい。

施行規則12条
（表示等）
第十二条　法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。
一　広告
二　契約に係る書類
三　その他国土交通大臣が定めるもの
２　法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

● 法第 20 条第１項は、認定建築物が認定を受けている旨の表示を付することができることを規定している。

● 第１項第３号で規定する国土交通大臣が定めるものとしては、
１　宣伝用物品
２　情報を提供するために作成する電磁的記録
が定められている。

［参照］P.120 施行規則第５号様式
［参照］P.93 告示第 1482 号

【参考】第５号様式

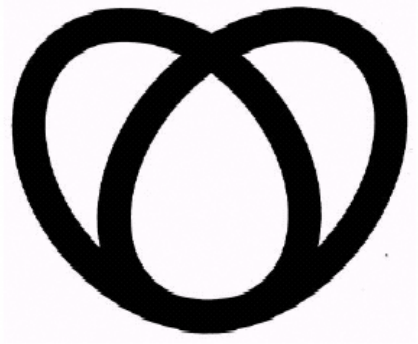

（注意）
１．大きさは、表示を容易に識別できるものであること。
２．増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

施行規則 12 条の２
（移動等円滑化困難旅客施設の認定の申請等）
第十二条の二　法第二十二条の二第一項の規定により移動等円滑化困難旅客施設の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　当該旅客施設の法第二条第六号イからホまでに掲げる施設の区分
三　当該旅客施設の名称及び位置
四　当該旅客施設が協定建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると認められる理由
２　前項の申請書には、同項第四号に係る事項として申請書に記載された内容の根拠となる当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。
３　国土交通大臣は、法第二十二条の二第一項の移動等円滑化困難旅客施設の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

● 移動等円滑化困難旅客施設に係る認定の申請書の記載事項や添付する図書等を規定している。

施行規則 12 条の３

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請）

第十二条の三　法第二十二条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第五号の四様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ協定建築物特定施設に係る協定の写し、前条第三項及び第十二条の五第三項の規定による通知の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類		明示すべき事項
付近見取図		方位、道路、目標となる地物及び移動等円滑化困難旅客施設
配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、協定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置並びに案内設備の位置
各階平面図		縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、協定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車椅子使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びに蹴上げ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びに籠、昇降路及び乗降ロビーの構造（籠内に設けられる籠の停止する予定の階を表示する装置、籠の現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着する籠の昇降方向を表示する装置の位置並びに籠内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車椅子使用者用便房のある便所の構造、車椅子使用者用便房及び令第十四条第一項第二号に規定する便房の構造並びに床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造

２　前項の規定にかかわらず、所管行政庁は、前項の表に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

● 協定建築物の建築等及び維持保全の計画に係る認定の申請書の様式や添付する図書を規定している。

［参照］P. 121 施行規則第５号の４様式

施行規則 12 条の４
（法第二十二条の二第二項の主務省令で定める協定建築物特定施設等維持保全基準）
第十二条の四　法第二十二条の二第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　隣接する移動等円滑化困難旅客施設が、協定建築物特定施設等（協定建築物特定施設及び特定経路施設をいう。以下同じ。）と一体的に利用に供することにより公共交通移動等円滑化基準に適合することが移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号イに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号イに掲げる事項として定められ、かつ、公共交通移動等円滑化基準に適合すること。
二　移動等円滑化経路協定において定める法第四十一条第二項第二号ロに掲げる事項又は移動等円滑化施設協定において定める法第五十一条の二第二項第二号ロに掲げる事項として、協定建築物特定施設等が隣接する移動等円滑化困難旅客施設の営業時間内において当該協定建築物特定施設等が常時利用できる旨が定められていること。

● 協定建築物特定施設等維持保全基準の内容を規定している。

［参照］P.133～ 法第 41 条第２項第２号、法第 51 条の２第２項第２号
［参照］P.136～ 平成 18 年国土交通省令第 111 号

施行規則 12 条の５
（協定建築物特定施設等維持保全基準適合の認定の申請等）
第十二条の五　法第二十二条の二第二項の規定により認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　令第六条各号に掲げる建築物特定施設の区分及び特定経路施設にあっては、道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設の別
三　当該協定建築物特定施設等の名称及び位置
２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
一　法第四十三条第一項（法第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の認可を受けた協定の写し及びその認可を証する書類
二　当該協定建築物特定施設等の構造及び設備に関する書類及び図面
３　国土交通大臣は、法第二十二条の二第二項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

● 協定建築物特定施設等維持保全基準適合に係る認定の申請書の記載事項や添付する図書等を規定している。

施行規則 12 条の６
（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）
第十二条の六　法第二十二条の二第三項第五号の主務省令で定める事項は、協定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

● 法第 22 条の２第３項第５号で定める「その他国土交通省令で定める事項」が、協定建築物の建築等の事業の実施時期である旨を規定している。

施行規則 12 条の７
（認定通知書の様式）
第十二条の七　所管行政庁は、法第二十二条の二第四項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。
２　前項の通知は、第五号の五様式による通知書に第十二条の三第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

● 法第 22 条の２第４項の規定により所管行政庁が協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定をしたときの認定通知書の様式等を規定している。

［参照］P.130 施行規則第５号の５様式

施行規則 12 条の８
（法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）
第十二条の八　法第二十二条の二第五項において準用する法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、協定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

● 法第 22 条の２第１項の規定により協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けようとする者は、同条第３項に掲げる事項を記載しなければならないが、本条に定める事項については軽微な変更とみなされ、法第 22 条の２第５項の規定において準用される法第 18 条の計画の変更の認定を受けなくてもよい。

施行規則13条
（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）
第十三条　法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。
一　専ら車椅子使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。
二　当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

● 本条においては、エレベーターを設けた後であっても、
　① 既存の特定建築物が構造耐力上安全な構造であること
　② エレベーターの昇降路について主要構造部に該当する部分を不燃材料とすること
　③ 出入り口の戸は自動的に閉鎖する構造とすること
を求めている。これはエレベーターの昇降路と既存の特定建築物の構造躯体の剛性等が著しく異なる場合にエレベーターの変形・振動等により、建築物の構造安全上支障が生じないよう措置することと、昇降路の部分について延焼防止上支障が生じないよう措置することを求めている。

施行規則14条
（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）
第十四条　法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。
一　エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
二　エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車椅子使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとすること。

● 本条においては、

① エレベーターのかご内及び乗降ロビーに制御装置を車椅子使用者が利用しやすい位置に設けること

② 乗降ロビーの制御装置には施錠装置つきの覆いを設ける等利用を停止できる構造とすること

③ エレベーターのかご及びエレベーターの出入り口の戸にはかご内に車椅子使用者がいるのかいないのか外から分かるように窓等を設けること

④ エレベーターのかご内に、かご内外の連絡装置を設けること

を求めているが、これは車椅子使用者が自立して制御可能な構造とするよう措置するとともに、管理者の監視下においてのみ運行を可能とするように措置すること、乗降ロビーからは視覚的に、管理室等からは音声により監視が可能な構造とすることを求め、火災発生時の非常事態にエレベーターを利用している車椅子使用者等を速やかに救出避難させることが出来るよう措置することを求めている。

施行規則 25 条
（立入検査の証明書）
第二十五条　法第五十三条第六項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

● 法第 53 条第 6 項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式を規定している。

［参照］P. 131～ 施行規則第 7 号様式

施行規則附則抄

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

施行規則附則（平成二十三年八月三十日国土交通省令第六十七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

施行規則附則（平成二十三年十一月三十日国土交通省令第八十五号）

（施行期日）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

施行規則附則（平成三十年十月十九日国土交通省令第八十一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三二号〕の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。

施行規則附則（平成三十一年三月八日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三二号〕附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

施行規則附則（令和元年六月二十八日国土交通省令第二十号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

施行規則附則（令和二年十二月二十三日国土交通省令第九十八号）

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

施行規則附則（令和三年一月二十日国土交通省令第一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律〔令和二年五月法律第二八号〕の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識に関する省令

1　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十九条に規定する標識は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
2　前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Ｚ八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

● 令第 19 条では、移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の付近には、当該エレベーター等があることを表示する標識を設けなければならないこととなっている。本省令は、この標識に関する規定である。

［参照］P. 51 令第 19 条

標識省令附則
（施行期日）
この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

○　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令

誘導基準省令１条
（建築物移動等円滑化誘導基準）
第一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第三項第一号の主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、この省令の定めるところによる。

● 法第 17 条第３項第１号で定める「建築物移動等円滑化誘導基準」を規定している。

［参照］P.73～90 誘導基準省令第２条～第 19 条

誘導基準省令２条
（出入口）
第二条　多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。
一　幅は、九十センチメートル以上とすること。
二　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
２　多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものは、次に掲げるものでなければならない。
一　幅は、百二十センチメートル以上とすること。
二　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

● 多数の者が利用する「出入口」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、誘導基準省令第 18 条の読替規定（以下「第 18 条の読替規定」という。）があり「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。（以下、同第 17 条まで同様の読替規定がある。）

● 第１項第１号

幅については実際の有効幅をいい、引き戸は引き残しを含めない寸法で計測する。

なお、出入口の有効幅 90 ㎝は「車椅子で通過しやすい寸法」である。

［参照］建築設計標準 P2-285

● 第１項第２号

戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造の戸や引き戸等が望ましい。

「その前後に高低差がない」ということは、戸の前後に車椅子の待機や戸の開閉に必要な水平なスペースを確保することである。

［参照］P.45 令第 18 条第２項第２号ロ
［参照］建築設計標準 P2-153～154 図

● 第２項第１号及び同項第２号

多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち、最低一以上のものは有効幅 120 ㎝とし、かつ、戸を設ける場合は、自動的に開閉する戸を設ける。

なお、出入口の有効幅 120 ㎝は「人が横向きになれば車椅子使用者とすれ違える寸法」「杖使用者が円滑に通過できる寸法」である。

［参照］建築設計標準 P2-285

誘導基準省令３条

（廊下等）

第三条　多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一　幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、五十メートル以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、百四十センチメートル以上とすることができる。

二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三　階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

四　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

五　側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずること。

六　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物を設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

七　高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること。

２　前項第一号及び第四号の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める廊下等の部分には、適用しない。

● 前条（第２条）と同様、多数の者が利用する「廊下等」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により、第１項第３号及び第６号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１項第１号

廊下等に手すりがある場合の有効幅はその内側で測定する。

なお、廊下等の有効幅 180 ㎝は「車椅子使用者同士がすれ違える寸法」であり、ただし書の廊下等の有効幅 140 ㎝は「車椅子が転回（180 度方向転換）できる寸法」である。車椅子のすれ違いに支障がない場所とは、180 ㎝角以上の部分等が該当する。

［参照］P.45 令第 18 条第２項第３号

［参照］建築設計標準 P2-285

● 第１項第３号

この号については、①不特定かつ多数の者が利用、②主として視覚障害者が利用する廊下等に適用される規定であり、老人ホーム等には適用されない。

視覚障害者の利用上支障がない場合をH18 国交省告示第 1489 号で定めている。

［参照］P.40 令第 11 条第２号

［参照］P.98 告示第 1489 号第１

● 第１項第５号

戸を廊下に対して外開きにする場合は、当該戸を廊下に対して突き出さないよう、戸幅以上の奥行きのアルコーブを設ける等の措置を講ずることが必要である。

［参照］P.165 質疑応答 No.39

● 第１項第６号

本号については、①不特定かつ多数の者が利用、②主として視覚障害者が利用する廊下等に適用される規定であり、老人ホーム等には適用されない。

「視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置」とは、壁掛け形式で設けられた公衆電話、消火器などの突出物を設ける場合には杖で知覚できるよう措置すること等が該当する。

● 第１項第７号

「高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設ける」とは、必要に応じて通行の邪魔にならない位置に休憩用ベンチ等を設けることを意味している。

● 第２項

第１項第１号及び第４号の規定は、H18 国交省告示第 1488 号で定める車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分には、適用しない。

［参照］P.96 告示第 1488 号第１

誘導基準省令４条
（階段）
第四条　多数の者が利用する階段は、次に掲げるものとしなければならない。
一　幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。
二　蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。
三　踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。
四　踊場を除き、両側に手すりを設けること。
五　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
六　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
七　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
八　段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
九　主たる階段は、回り階段でないこと。

● これまでの条文と同様、多数の者が利用する「階段」すべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により第８号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１号

階段の有効幅の規定である。階段の有効幅 140 ㎝は「杖使用者が円滑に上下できる階段幅の寸法」である。また、有効幅についての取扱いは、手すりの幅は片側で最大 10 ㎝まで不算入とすることができる。

［参照］建築設計標準 P2-285

● 第２号、第３号

蹴上げと踏面に関する規定である。

［参照］建築設計標準 P2-89～90

● 第４号

手すりは階段の両側に設け、連続性のあるものとする。「踊場を除き」とする規定は、設置してはならないと解するものではなく、最低でも段部には設置することを要求しているものである。

［参照］P.40 令第 12 条第１号

● 第８号

視覚障害者の利用上支障がない場合をH18 国交省告示第 1489 号で定めている。

［参照］P.40 令第 12 条第５号

［参照］P.98 告示第 1489 号第２

● 第９号

令第 12 条第６号と異なり、ただし書による緩和はない。

［参照］P.40 令第 12 条第６号

［参照］建築設計標準 P2-89 図

誘導基準省令５条
（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置）
第五条　多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。）を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 多数の者が利用する「階段」を設ける場合に、必ず、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置を義務付ける規定である。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

２つ以上の階にわたるエレベーターその他の昇降機は、誘導基準省令第７条に定めるものに限るとしている。ただし書で、車椅子使用者の利用上支障がない場合をH18 国交省告示第 1488 号で定めている。

［参照］P.78 誘導基準省令第７条

［参照］P.96 告示第 1488 号第２

誘導基準省令６条

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第六条　多数の者が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

一　幅は、階段に代わるものにあっては百五十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては百二十センチメートル以上とすること。

二　勾配は、十二分の一を超えないこと。

三　高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

四　高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

五　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

六　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

七　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

２　前項第一号から第三号までの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める傾斜路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

● これまでの条文と同様、多数の者が利用する「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」にすべてに適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により第１項第７号を除き、「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１項第１号

傾斜路の有効幅の規定である。

なお、階段に代わる傾斜路の有効幅 150 ㎝は「人と車椅子使用者がすれ違える寸法」である。階段に併設する傾斜路の有効幅 120 ㎝は「通路を車椅子で通行しやすい寸法」である。

［参照］P.45 令第 18 条第２項第４号

［参照］建築設計標準 P2-285

● 第１項第２号

「勾配は十二分の一を超えないこと。」としており、令第 18 条第２項第４号ロとは異なり、高さが 16 ㎝を超えない小規模な段差の場合の緩和規定を設けていない。

［参照］P.45 令第 18 条第２項第４号

● 第１項第４号

高さが 16 ㎝を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設けることを求めている。

［参照］P.41 令第 13 条第１号

● 第１項第７号

視覚障害者の利用上支障がない場合をH18 国交省告示第 1489 号で定めている。

［参照］P.41 令第 13 条第４号

［参照］P.98 告示第 1489 号第３

● 第２項

前項第１号から第３号までの規定は、H18 国交省告示第 1488 号で定める車椅子使用者の利用上支障がない傾斜路の部分には、適用しない。その場合、勾配が 12 分の１を超える傾斜路がある部分には両側に手すりを設けることを求めている。

［参照］P. 96 告示第 1488 号第３

誘導基準省令７条

（エレベーター）

第七条　多数の者が利用するエレベーター（次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。）を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一　多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二　直接地上へ通ずる出入口のある階

２　多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。

一　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二　籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

三　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

四　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

五　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

３　第一項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一　籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

二　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

三　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

４　不特定かつ多数の者が利用するエレベーターは、第二項第一号、第二号及び第四号並びに前項第一号及び第二号に定めるものでなければならない。

５　第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一　籠の幅は、百六十センチメートル以上とすること。

二　籠及び昇降路の出入口の幅は、九十センチメートル以上とすること。

三　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百八十センチメートル以上とすること。

６　第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第三項又は前項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

二　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

三　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

● これまでの条文と同様、多数の者が利用する「エレベーター」すべてに適用される。１以上のエレベーターのみに適用される基準とその他のエレベーターに適用される基準を多数の者が利用する建築物（の多数の者が利用するエレベーター）と不特定かつ多数の者が利用する建築物（の不特定かつ多数の者が利用するエレベーター）のそれぞれの場合に規定している。

なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により、第１項及び第２項中「多数の者が

利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第３項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

【参考】建築物移動等円滑化誘導基準（第７条）

	多数の者／主として高齢者、障害者等が利用		不特定多数の者が利用	
	すべてのＥＶ	１以上のＥＶ	すべてのＥＶ	１以上のＥＶ
必要階停止	－	○	－	○
出入口幅	８０cm	８０cm	８０cm	９０cm
籠奥行き	１３５cm	１３５cm	１３５cm	１３５cm
乗降ロビー高低差排除	○	○	○	○
乗降ロビー幅・奥行き	１５０cm	１５０cm	１５０cm	１８０cm
車椅子使用者対応制御装置	－	○	－	○
停止予定階･現在位置の表示	○	○	○	○
昇降方向の表示	○	○	○	○
籠の幅	－	１４０cm	１４０cm	１６０cm
車椅子の転回に支障がない構造	－	○	○	○
到着階･出入口戸の閉鎖の音声案内	－	○	－	○
制御装置の点字表示	－	○	－	○
昇降方向の音声案内	－	○	－	○

自動車車庫に設けるものを除く

主として視覚障害者が利用するものに限る

● 第１項

多数の者が利用するエレベーターを設ける場合は、そのうち１以上は、第１号に規定する階それぞれと、第２号の直接地上へ通ずる出入口のある階（地上階）を結ぶエレベーターの設置が必要となる。従って、エレベーター1 基で、第 1 号に規定するすべての階と地上階を結んでもよいし、複数基で第１号に規定する階と地上階を結んでもよい。

● 第２項

多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。

なお、出入口の有効幅 80 cmは「車椅子で通過できる寸法」である。籠の奥行き 135 cmは電動車椅子も収まる寸法である。乗降ロビーの寸法 150 cm角は「車椅子使用者が回転できる寸法」である。

［参照］建築設計標準 P2-100, 102, 104 図、P2-285

● 第３項

第１項の規定により設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。籠の幅 140cm は 11 人乗りの場合の最低幅である。

［参照］建築設計標準 P2-100, 102, 104 図

● 第４項

不特定多数の者が利用するエレベーターに関する規定である。

● 第５項

第１項の規定により設けられた不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。籠の幅 160cm は 13 人乗りの場合の最低幅である。出入口の有効幅 90 ㎝は「車椅子で通過しやすい寸法」である。乗降ロビーの寸法 180 ㎝角は「車椅子使用者が回転しやすい寸法」である。

［参照］建築設計標準 P2-285

● 第６項

第１項の規定により設けられた不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーに関する規定である。音声案内、制御装置の点字表示について定めている。視覚障害者の利用上支障がない場合をH18 国交省告示第 1486 号で定めている。

［参照］P. 95 告示第 1486 号

第２号は、制御装置の点字表示に関する規定であるが、かっこ書きは、車椅子使用者用制御装置でなくその他の位置に設けるもの（立位で使用する操作盤）に点字表示をすることを規定している。

［参照］P. 96 告示第 1487 号

［参照］建築設計標準 P2-104 図

誘導基準省令８条
（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）
第八条　階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

● 階段又は段に代わり、又はこれに併設する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造をH18 国交省告示第 1485 号で定めたものである。

［参照］P. 46 令第 18 条第２項第６号

［参照］P. 94 告示第 1485 号

誘導基準省令９条

（便所）

第九条　多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない。

一　多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。

二　多数の者が利用する便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房（多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。）の総数が二百以下の場合は当該便房の総数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。

三　車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四　多数の者が利用する便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。

２　多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

● 多数の者が利用する「便所」を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１項第１号

階ごとに多数の者が利用する便所が設けられている場合は、階ごとに１以上の車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具（オストメイト対応の設備）を設けた便房の設置を求めている。また、男女の区分がある便所については、それぞれ、１以上これらの便房が必要となる。

［参照］P.106 告示第 1496 号

［参照］P.165 質疑応答集 No.40

［参照］建築設計標準 P2-133～141 図

● 第１項第２号

階ごとの車椅子使用者用便房の数の規定である。

・ 便房総数 200 以下は２％以上、便房総数 200 超えは１％＋２以上となる。

・ 車椅子使用者用便房に男女の区分を設ける場合には、当該階に設けられる男子用及び女子用の便房について同じ方法により計算して求めた数値以上の車椅子使用者用便房をそれぞれ設けること。

● 第１項第４号

同一階に複数の便所があり、本条第１項１号及び第２号により設置された車椅子使用者用便房が近接する位置にない便所は、腰掛便座及び手すりを設けた便房を１以上設けること。

男女の区分がある場合は、それぞれ同様の取扱いとなる。

［参照］建築設計標準 P2-145～147 図

● 第２項

各階ごとに、１以上の男子用小便器は床置式小便器、低リップ型小便器等を設置すること。

［参照］建築設計標準 P2-120 図

誘導基準省令 10 条
（ホテル又は旅館の客室）
第十条　ホテル又は旅館には、客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けなければならない。
２　車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
一　出入口は、次に掲げるものであること。
イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。
ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
二　便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
イ　便所内に車いす使用者用便房を設けること。
ロ　車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、前条第一項第三号イ及びロに掲げるものであること。
三　浴室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
イ　車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の浴室等（以下「車いす使用者用浴室等」という。）であること。
ロ　出入口は、次に掲げるものであること。
(1)　幅は、八十センチメートル以上とすること。
(2)　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

● ホテル又は旅館において、１以上の車椅子使用者用客室の設置を規定したもの。車椅子使用者用客室が１室のみの場合には、車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減や緊急時の素早い従業員対応のため、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。

● 第１項

車椅子使用者用客室の必要数を規定したもの。

全客室数が 200 以下は当該客室数の 2%以上、200 を超える場合は当該客室数の 1%＋２以上。

● 第２項第２号

車椅子使用者用客室内の便所についての規定である。また、客室以外にこれに代わる便所を設ける場合、男女の区分がある便所については、それぞれ１以上の便所が必要となる。

［参照］P.42 令第 14 条第１項１号

［参照］P.106 告示第 1496 号

● 第２項第３号

車椅子使用者用客室内の浴室等についての規定である。また、客室以外にこれに代わる浴室等を設ける場合、男女の区分がある浴室等については、それぞれ１以上の浴室等が必要となる。

［参照］P.94 告示第 1484 号

［参照］建築設計標準 P2-176～177 図、P2-193～195、P2-196～199 図

誘導基準省令 11 条

（敷地内の通路）

第十一条　多数の者が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一　段がある部分及び傾斜路を除き、幅は、百八十センチメートル以上とすること。

二　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

三　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四　段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、百四十センチメートル以上とすること。ただし、手すりが設けられた場合にあっては、手すりの幅が十センチメートルを限度として、ないものとみなして算定することができる。

ロ　蹴上げの寸法は、十六センチメートル以下とすること。

ハ　踏面の寸法は、三十センチメートル以上とすること。

ニ　両側に手すりを設けること。

ホ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。

ヘ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五　段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けなければならない。

六　傾斜路は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、段に代わるものにあっては百五十センチメートル以上、段に併設するものにあっては百二十センチメートル以上とすること。

ロ　勾配は、十五分の一を超えないこと。

ハ　高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ　高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けること。

ホ　その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

２　多数の者が利用する敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により前項の規定によることが困難である場合においては、同項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、当該敷地内の通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り、適用する。

３　第一項第一号、第三号、第五号及び第六号イからハまでの規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める敷地内の通路の部分には、適用しない。この場合において、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けなければならない。

● 多数の者が利用する、敷地内の通路（敷地境界及び駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路）を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１項第１号

通路幅は有効 180 ㎝以上とする。これは「車椅子使用者同士がすれ違える寸法」「車椅子使用者が回転しやすい寸法」である。

［参照］建築設計標準 P2-285

● 第１項第４号

段がある部分の規定である。

イ　有効幅で 140 ㎝以上とし、手すりが設置されている場合は、その出が 10 ㎝以内であれば、ないものとしてよい。

ロ及びハ　段の蹴上げと踏面の寸法を規定したもの。

ニ　手すりを両側に設置することを求めている。

ホ　段を容易に識別できるものとは、令第 12 条第３号の解説参照。

ヘ　つまずきの原因となるものを設けない構造とは、建築設計標準に記載されたような構造をいう。

［参照］P.40 令第 12 条第３号

［参照］建築設計標準 P2-90～93 図

● 第１項第５号

車椅子使用者に配慮した規定であり、傾斜路単独の設置又は段に併設した傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置を規定したものである。昇降機については、傾斜型段差解消機又は鉛直型段差解消機等がある。

［参照］P.78～80 誘導省令第７条～第８条

● 第１項第６号

前号を受けて設ける傾斜路の規定である。

イ　幅は有効幅とし、単独傾斜路は 150 ㎝以上、併設 120 ㎝以上。

ロ　雨天時等を考慮して、1／15 以下の緩勾配としたもの。

ハ　勾配が 1／20 を超え、かつ、高さが 75 ㎝を超える傾斜路は、高さが 75 ㎝以内ごとに踏幅 150 ㎝以上の踊り場を設ける。

● 第２項

急傾斜地等、地形により基準に適合させることが困難な場合は、車寄せから直接地上に通ずる建物出入口までの敷地内通路部分のみを基準に適合させればよい。地形の特殊性については、令第 18 条第３項の解説による。

［参照］P.46 令第 18 条第３項

● 第３項

車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分についての緩和規定である。ただし、勾配が 1／12 を超える傾斜路は両側に手すりが必要である。

［参照］P.96 告示第 1488 号第４

誘導基準省令 12 条
（駐車場）
第十二条　多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

● 多数の者が利用する「駐車場」を設ける場合に適用される。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 令第 17 条第１項で１以上の車椅子使用者用駐車施設の設置を規定しているが、本条では多数の駐車場を設ける場合の車椅子使用者用駐車施設の必要数を規定している。

● 車椅子使用者用駐車施設の必要数
全駐車台数 200 以下：当該駐車台数の 2%以上
全駐車台数 200 超え：当該駐車台数の 1%＋２以上

● 複合施設の車椅子使用者用駐車施設の数については、それぞれの駐車場が構造物等で明確に区画されている場合を除き、全駐車台数を基本に算定する。

● 車椅子使用者用駐車施設の整備基準については、令第 17 条第２項の解説参照。

［参照］P. 44 令第 17 条第２項

誘導基準省令 13 条
（浴室等）
第十三条　多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。
一　車いす使用者用浴室等であること。
二　出入口は、第十条第二項第三号ロに掲げるものであること。

● 多数の者が利用する「浴室等」を設ける場合に、１以上の浴室等を車椅子使用者用浴室等とすることを規定したものである。共同住宅に共同浴室等が設置され、これを入居者以外も利用する可能性がある場合は本条を適用する。なお、特別特定建築物については、第 18 条の読替規定により「多数の者が利用する」を「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と読替えて適用する。

● 第１号

［参照］P. 94 告示第 1484 号
［参照］建築設計標準 P2-193～195、P2-196～199 図

● 第２号
廊下等から車椅子使用者用浴室等に至るまでの経路に設けられる出入口は全て対象となる。整備基準については令第 18 条第２項第２号の解説参照。

［参照］P. 45 令第 18 条第２項第２号

誘導基準省令 14 条
（標識）
第十四条　移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置に設けなければならない。
２　前項の標識は、当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Ｚ八二一〇に定められているときは、これに適合するもの）でなければならない。

● 本条は、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所等の付近に設置する標識に関する規定である。

［参照］建築設計標準 P2-259

誘導基準省令 15 条
（案内設備）
第十五条　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
２　建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
３　案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

● 本条は、建築物又はその敷地に、「移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等」の配置を表示した案内板等の設置に関する規定である。

［参照］P.93 告示第 1483 号
［参照］建築設計標準 P2-256～258

誘導基準省令 16 条
（案内設備までの経路）
第十六条　道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの主たる経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

● 令第 21 条では、道等から当該建築物の案内設備等までの経路のうちの１以上を「視覚障害者移動等円滑化経路」にすることを求めているが、本条では、これ以外にも道等から当該案内設備等までに、不特定かつ多数の者、又は主として視覚障害者が利用する経路がある場合は、「視覚障害者移動等円滑化経路」とすることを規定している。

［参照］P.52 令第 21 条解説
［参照］P.98 告示第 1489 号第４

誘導基準省令17条

（増築等又は修繕等に関する適用範囲）

第十七条　建築物の増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一　当該増築等又は修繕等に係る部分

二　道等から前号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三　多数の者が利用する便所のうち一以上のもの

四　第一号に掲げる部分から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五　ホテル又は旅館の客室のうち一以上のもの

六　第一号に掲げる部分から前号に掲げる客室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

七　多数の者が利用する駐車場のうち一以上のもの

八　車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

九　多数の者が利用する浴室等

十　第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等（前号に掲げるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

２　前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

３　第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合は当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

４　第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは「一以上」とする。

● 本条は新築以外の場合で増築等及び修繕等の場合の認定にあたっての適用範囲を規定している。

● 第１項

増築等及び修繕等において、認定のための技術基準（誘導基準省令第２条から第 16 条まで）を当該建築物の全ての部分で満足することは事実上困難であるので、認定にあたり、適用される建築物の部分を限定している。

● 第２項

新築の場合は多数の者が利用する便所を設けた階には、必ず車椅子使用者用便房等を設けることを求めているが、増築等及び修繕等の場合には、前項第３号により「１以上」の便所に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第９条の読替規定である。

● 第３項

ホテル又は旅館を新築する場合、一定数以上の割合で車椅子使用者用客室の設置を求めているが、増築等及び修繕等の場合には、第１項第５号により「１以上」の客室に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第 10 条の読替規定である。

● 第４項

新築の場合には、車椅子使用者用駐車施設の数が駐車場の規模により一定数以上と規定されているが、増築等及び修繕等の場合には、第 1 項第７号により「１以上」の駐車場に緩和されている。それに対応するための誘導基準省令第 12 条の読替規定である。

例　①改修部分に客室を有する場合

図１に示すように車椅子使用者用客室の設置数（客室の総数の原則２％以上）は、改修部分に存する客室の総数を基準として算定し、改修部分に設ける必要がある。

【図１】

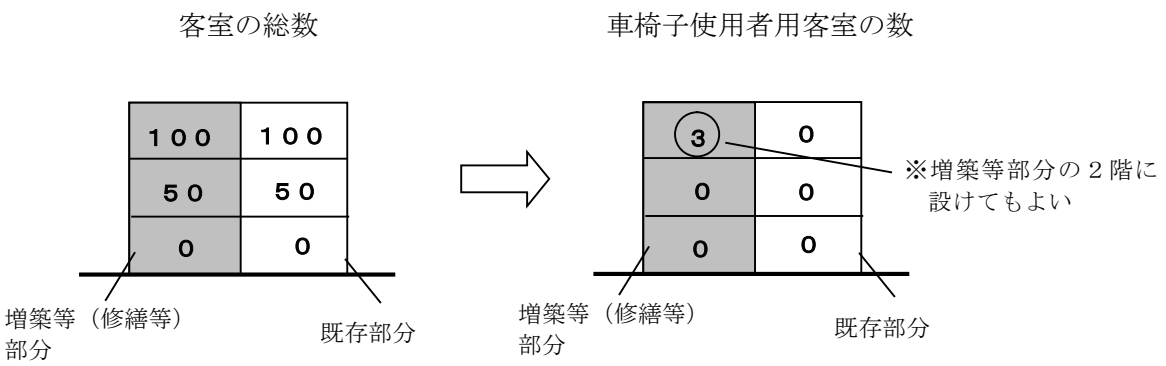

設置数：１５０(室)×２％＝３(室)

例　②改修部分に客室がない場合

図２に示すように既存部分の最も適切な位置に１以上の車椅子使用者用客室を設ける。この場合、改修部分を利用する車椅子使用者等が当該車椅子使用者用客室を利用できるよう、改修部分から当該車椅子使用者用客室に至る１以上の経路について既存部分も含めて基準に適合させる必要がある。

【図２】

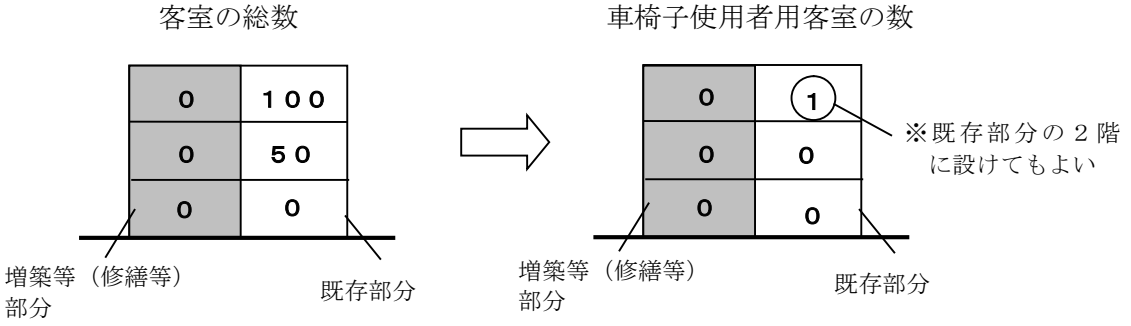

設置数：１(室)

誘導基準省令18条

（特別特定建築物に関する読替え）

第十八条　法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。）における第二条から前条まで（第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第二条第一項及び第七条第三項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

● 誘導基準省令第２条からの建築物移動等円滑化誘導基準は特定建築物全般に対し、多数の者が利用する特定施設の部分について原則として適用する基準を定めたものであるが、特別特定建築物（公立小学校等を除く。）については不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定施設の部分に適用される。そのための読替え規定である。

誘導基準省令19条

（協定建築物に関する読替え）

第十九条　法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条まで（第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第二号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までを除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第二号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までの規定は適用しない。

第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条、第六条第一項、第十一条第一項	多数の者が利用する	協定建築物特定施設である
第二条第一項	除き、かつ、二以上の出入口を併設する場合には、そのうち一以上のものに限る	除く
第二条第二項	多数の者が利用する直接地上	協定建築物特定施設であって直接移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第七条第一項	多数の者が利用するエレベーター	協定建築物特定施設であるエレベーター
第七条第一項第一号	多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等	協定建築物特定施設である便所
第七条第一項第二号	地上	移動等円滑化困難旅客施設又は当該移動等円滑化困難旅客施設への経路
第七条第六項	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する	協定建築物特定施設である

	乗降ロビー	乗降ロビー（同項各号に規定する階にあるものに限る。以下この項において同じ。）
	第三項又は前項	前項
第八条	昇降機	昇降機（協定建築物特定施設であるものに限る。）
第九条第一項	多数の者が利用する便所は	協定建築物特定施設である便所は
第九条第一項第一号	多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房	車椅子使用者用便房
	便房を	便房を一以上
第九条第一項第三号	便房が設けられている便所	便所
第九条第二項	多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に	協定建築物特定施設である男子用小便器のある便所には
第十四条第一項、第十五条第一項	、便所又は駐車施設	又は便所
第十六条	道等	協定建築物特定施設
第十七条第一項	増築若しくは改築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。）又は建築物の修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）	増築、改築、修繕又は模様替（協定建築物特定施設に係るものに限る。以下「増築等」という。）
	次に掲げる建築物の	当該増築等に係る

● 誘導基準省令第２条からの建築物移動等円滑化誘導基準は特定建築物全般に対し、多数の者が利用する特定施設の部分について原則として適用する基準を定めたものであるが、法第 22 条の２の申請に係る協定建築物については、協定建築物特定施設に適用される。そのための読替え規定である。

誘導基準省令附則

この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

誘導基準省令附則（平成三十一年三月八日国土交通省令第七号）抄

（施行期日）

第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三二号〕附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十一年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

誘導基準省令附則（令和元年六月二十八日国土交通省令第二十号）

（施行期日）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

誘導基準省令附則（令和三年一月二十日国土交通省令第一号）

この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律〔令和二年五月法律第二八号〕の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

○　国土交通省告示

告示 1481 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十一号

第一　特定建築物にあっては、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」）という。）に適合すること。

第二　特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が次に掲げる基準に適合すること。

一　出入口は、次に掲げるものであること。
　イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。
　ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。
　ハ　車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二　廊下その他これに類するものは、次に掲げるものであること。
　イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
　ロ　幅は、住宅の用途に供する部分に設けるものにあっては八十五センチメートル（柱等の箇所にあっては八十センチメートル）以上、住宅の用途に供する部分以外の部分に設けるものにあっては九十センチメートル以上とすること。
　ハ　段を設ける場合においては、当該段は、次号に定める構造に準じたものとすること。
　ニ　第一号に定める構造の出入口に接する部分は、水平とすること。

三　階段は、次に掲げるものであること。
　イ　手すりを設けること。
　ロ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

四　便所を設ける場合においては、次に掲げる基準に適合する便所を一以上設けること。
　イ　腰掛便座及び手すりの設けられた便房があること。
　ロ　イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
　ハ　イに掲げる便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。

五　敷地内の通路は、次に掲げるものであること。
　イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
　ロ　直接地上へ通ずる第一号に定める構造の出入口から道又は公園、広場その他の空地に至る敷地内の通路のうち、一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
　（1）　幅は、九十センチメートル以上とすること。
　（2）　段を設ける場合においては、当該段は、第三号に定める構造に準じたものとすること。

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2　平成十五年国土交通省告示第二百七十五号は、廃止する。

● 法第 24 条（建築物の容積率の特例）の規定に基づき、建築物特定施設（建築基準法第 52 条第 6 項に規定する昇降機並びに共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が通常の床面積よりも著しく大きい建築物に関し、国土交通大臣が「高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準」を定めた告示である

この基準に適合するものは、建築基準法第 52 条第 14 項に規定する「同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合にお

けるその敷地内の建築物」とみなされ、建築審査会の同意を経て特定行政庁の許可により認められるものである。

なお、適用する場合には、各特定行政庁へ相談されたい。

● 第１

特定建築物にあっては、建築物移動等円滑化誘導基準に適合すること。

● 第２

特定建築物以外の建築物にあっては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）がこの告示に掲げる基準に適合する必要がある。

従って、特定行政庁の方針に基づき特定建築物に限らず適用されるものであり、法第 17 条に基づく計画認定を前提としたものではない。

告示 1482 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の規定により認定特定建築物が特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けている旨の表示を付することができるものを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第十二条第一項第三号に規定する国土交通大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

一　宣伝用物品
二　情報を提供するために作成する電磁的記録

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
２　平成十五年国土交通省告示第二百六十八号は、廃止する。

● 施行規則第 12 条（表示等）第１項第３号の規定に基づき、定める表示等は次のとおりである。

① 宣伝用物品（パンフレット、リーフレット、ビデオ等）
② インターネットによるホームページなど

告示 1483 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十三号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十五条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　文字等の浮き彫り
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 誘導基準省令第 15 条（案内設備）第２項の規定に基づき、「エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を示す方法」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

① 文字等の浮き彫り

② 音による案内

③ 点字及び前①、②に類するもの

告示 1484 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十四号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十条第二項第三号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

二　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第二百六十七号は、廃止する。

● 誘導基準省令第 10 条（ホテル又は旅館の客室）第２項３号イの規定に基づき、「車椅子使用者用浴室等の構造」を定めた告示であり、次の構造を満たす必要がある。

① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置

② 十分な空間の確保

［参照］建築設計標準 P2-196～199 図

告示 1485 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十五号

第一　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第八条に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一　車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの

二　車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二　建築物移動等円滑化誘導基準第八条に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。

イ　平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとすること。

ロ　かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。

ハ　車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十

分に確保されていること。
二　第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定するものであること。
附　則
1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
2　平成十五年国土交通省告示第二百六十六号は、廃止する。
附　則（平成二十一年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄
1　この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

● 誘導基準省令第８条（特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機）の規定に基づき、「車椅子使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造」を定めた告示である。

● 第１

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等

①　エレベーター（昇降行程が 4m以下又は、階段・傾斜路等の部分に沿って設置するもの）

イ　かごの定格速度が 15m/分以下

ロ　床面積が 2.25 ㎡以下のもの

②　エスカレーター（車椅子に座ったまま昇降させる場合に２枚以上の踏段を同一面に保つもの）

イ　踏段の定格速度 30m/分以下

ロ　２枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設置

● 第２

①　第１①に掲げるエレベーター

イ　H12 建設省告示第 1413 号第１第９号に規定する段差解消機

ロ　かごの幅は 70 ㎝以上、かつ、奥行きは 120 ㎝以上

ハ　乗降方向に応じたかご寸法の確保

②　第１②に掲げるエスカレーター

H12 建設省告示第 1417 号第１号ただし書に規定する車椅子使用者用エスカレーター

告示 1486 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十六号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第七条第六項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
2　平成十五年国土交通省告示第二百六十五号は、廃止する。

● 誘導基準省令第７条（エレベーター）第６項ただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビー」を定めた告示である。

「視覚障害者の利用上支障がないもの」は、エレベーター及び乗降ロビーが「主として駐車施設に設けるものである場合」である。

告示 1487 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十七号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第七条第六項第二号に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　文字等の浮き彫り
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 誘導基準省令第７条（エレベーター）第６項第２号の規定に基づき、「エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置の操作方法」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

① 文字等の浮き彫り
② 音による案内
③ 点字及び前①、②に類するもの

告示 1488 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車いす使用者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十八号

第一　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分とする。

第二　建築物移動等円滑化誘導基準第五条ただし書に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合とする。

第三　建築物移動等円滑化誘導基準第六条第二項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分とする。

第四　建築物移動等円滑化誘導基準第十一条第三項に規定する車いす使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分とする。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第二百六十四号は、廃止する。

● 誘導基準省令第３条（廊下等）第２項、第５条（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置）ただし書、第６条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第２項、第 11 条（敷地内の通路）第３項の規定に基づき、「車椅子使用者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めた告示である。

● 第１

誘導基準省令第３条（廊下等）第１項第１号（幅 180 ㎝以上とする）と同項第四号（戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とする）の規定について、車椅子使用者の利用上支障がないものとして、定める基準は、次のとおりである。

① 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場

② 階段等のみに通ずる廊下等の部分

● 第２

誘導基準省令第５条（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置）ただし書に規定する車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、次のとおりである。

○ 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合

● 第３

誘導基準省令第６条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第１項第１号（幅 150 ㎝以上等）、第２号（勾配１/12 以下）及び第３号（高さ 75 ㎝超は踊場設置）の規定を適用しなくてもよいのは、次のケースである。

① 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場

② 階段等のみに通ずる傾斜路の部分

● 第４

誘導基準省令第 11 条（敷地内の通路）第 1 項第 1 号（幅 180 ㎝以上）、第 3 号（戸の構造）、第５号（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機設置）及び第 6 号（傾斜路の構造）イ～ハの規定を適用しなくてもよいのは、次のケースである。

① 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場

② 段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

告示 1489 号

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百八十九号

第一　高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）第三条第一項第三号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

一　勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

二　高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

三　主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

第二　建築物移動等円滑化誘導基準第四条第八号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三　建築物移動等円滑化誘導基準第六条第一項第七号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四　建築物移動等円滑化誘導基準第十六条ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2　平成十五年国土交通省告示第二百六十三号は、廃止する。

● 誘導基準省令第３条（廊下等）第１項第３号ただし書、第４条（階段）第８号ただし書、第６条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第１項第７号ただし書、第 16 条（案内設備までの経路）ただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めたものであり、点状ブロックの敷設をしなくてもよいケースを規定している。

● 第１

階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいのは、次の３つのいずれかのケースとなる

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの

② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの

③ 駐車場の場合

● 第２

階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいのは、次の２つのいずれかのケースとなる。

① 駐車場の場合

② 段がある部分と連続して手すりを設ける場合

● 第３

傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設しなくてもよいのは、次の４つのいずれかのケースとなる。

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの

② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの

③ 駐車場の場合

④ 傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

● 第４

道等から案内設備までの主たる経路を視覚障害者移動等円滑化経路にしなくてもよいのは次の２つのいずれかのケースとなる。

① 駐車場の場合

② 受付やフロント等から地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までを視覚障害者移動等円滑化経路として整備する場合
なお、直進する風除室内は設置が免除される

告示 1490 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十五条に規定する認定特定建築物の建築物特定施設又は認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の申請に係る特定建築物（特別特定建築物（令第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。以下同じ。）を除く。）にあっては多数の者が利用するもの（当該申請に係る特別特定建築物にあっては不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）、法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物にあっては協定建築物特定施設であるものに限る。）ごとに、それぞれ当該各号に定める数値を超える床面積の合計とする。

一　廊下等

廊下の用途＼廊下の部分		両側に居室がある廊下（単位　平方メートル）	その他の廊下（単位　平方メートル）
(一)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	2.30L	1.80L
(二)	病院における患者用のもの又は三室以下の専用のものを除き居室の床面積の合計が二百平方メートル（地階にあっては、百平方メートル）を超える階におけるもの	1.60L	1.20L
(三)	(一)及び(二)に掲げる廊下以外のもの	1.20L	
この表において、Ｌは、廊下等の長さ（単位　メートル）を表すものとする。			

二　階段

階段の用途＼階段の部分		段がある部分（単位　平方メートル）	踊場（単位　平方メートル）
(一)	小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用のもの	2.28H	一・六八

㈡	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）、高等学校若しくは中等教育学校における生徒用のもの又は物品販売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	2.03H	一・六八
㈢	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	1.44H	一・四四
㈣	㈠から㈢までに掲げる階段以外のもの	0.72H	〇・九〇
この表において、Hは、階段の高さ（単位　メートル）を表すものとする。			

三　傾斜路

傾斜路の用途 ＼ 傾斜路の部分		傾斜がある部分（単位　平方メートル）	踊場（単位　平方メートル）
㈠	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校における児童用若しくは生徒用のもの又は物品販売業を営む店舗で床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場における客用のもの	11.20H	一・六八
㈡	直上階の居室の床面積の合計が二百平方メートルを超える地上階又は居室の床面積の合計が百平方メートルを超える地階若しくは地下工作物内におけるもの	9.60H	一・四四
㈢	㈠及び㈡に掲げる傾斜路以外のもの	6.00H	〇・九〇
この表において、Hは、傾斜路の高さ（単位　メートル）を表すものとする。			

四　便所（車椅子使用者用便房に係る部分に限る。）　一・〇〇（単位　平方メートル）

五　駐車場（車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限る。）　十五・〇〇（単位　平方メートル）

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

2　平成十五年国土交通省告示第二百六十二号は、廃止する。

附　則（平成二十八年三月二十五日国土交通省告示第五百二十一号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成三十一年三月八日国土交通省告示第三百十八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和三年二月二十六日国土交通省告示第百三十三号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

● 令第 25 条（認定特定建築物等の容積率の特例）の規定に基づき、「認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるもの」を定める告示である。

従って、延べ面積の 1/10 を不算入の範囲とする際、通常の建築物において必要となる部分の範囲をこの告示で規定しており、原則として建築基準法により最低限要求される部分、その他の建築計画上最低限求められる空間に相当する部分が規定されている。

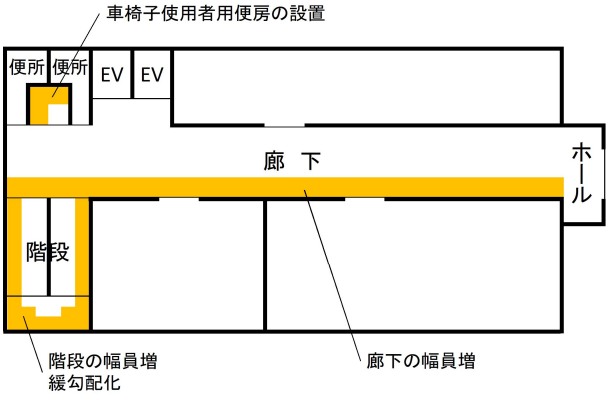

なお、面積算定にあたっては、下図のとおり、原則として有効寸法から所要寸法を控除した寸法をもとに算出した面積による。

（例）廊下の場合

2.0m（有効）－ 1.2m　＝0.8m
0.8m × L（廊下長さ）⇒　不算入床面積

● 第 1 号

建築基準法施行令第 119 条（廊下の幅）により要求される幅員を「通常必要とされる幅員」としている。

廊下

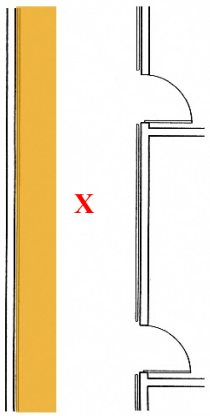

X ＝

①小学校の児童用のもの　等
　両側居室　:幅2.3m
　その他　　:幅1.8m
②病院の患者用のもの　等
　両側居室　:幅1.6m
　その他　　:幅1.2m
③その他の廊下等
　　幅1.2m
× 長さ

を超える部分の床面積（㎡）

● 第２号

建築基準法施行令第 23 条に規定する階段の幅員等を元に求められる、階高に対応した段のある部分の最低限必要となる所要床面積を、段のある部分の床面積から控除した値の合計について、原則として不算入対象とし、踊場部分については、建築基準法施行令第 24 条に基づき高さ３ｍ又は４ｍ以内毎に設けることとされている、踏幅 1.2ｍのものを超える部分を不算入対象としている。

階段

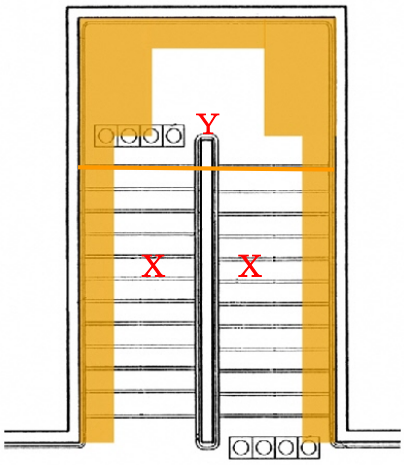

X＝段部分
①(26／16×　1.4)＝2.28
②(26／18×　1.4)＝2.03
③(24／20×　1.2)＝1.44
④(21／22×0.75)＝0.72
×　階高

Y＝踊場
①(1.2×　1.4)＝1.68
②(1.2×　1.4)＝1.68
③(1.2×　1.2)＝1.44
④(1.2×0.75)＝0.90
を超える部分の床面積(㎡)

①　小学校の児童用
②　中高等学校の生徒用、1,500 ㎡超の物販店舗、劇場等
③　直上階居室床面積合計 200 ㎡超等
④　その他の階段

● 第３号

建築基準法施行令第 26 条（階段に代わる傾斜路）の規定に基づき求められる勾配、幅員の傾斜路を整備するために最低限必要となる傾斜部分の所要床面積を傾斜部分の床面積から控除した値の合計を原則として不算入とし、踊場部分については、階段と同様に踏幅 1.2ｍのものを超える部分を不算入としている。

傾斜路

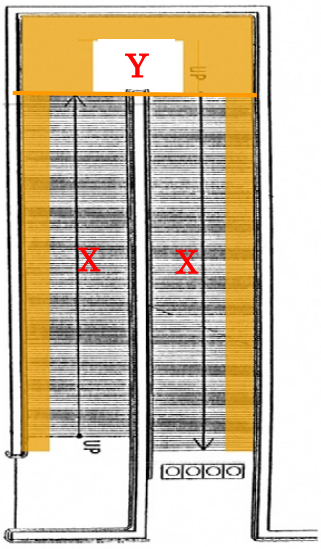

X＝傾斜部分
①(8×　1.4)＝11.2
②(8×　1.4)＝11.2
③(8×　1.2)＝9.60
④(8×0.75)＝6.00
×　階高

Y＝踊場
①(1.2×　1.4)＝1.68
②(1.2×　1.4)＝1.68
③(1.2×　1.2)＝1.44
④(1.2×0.75)＝0.90
を超える部分の床面積(㎡)

①　小学校の児童用
②　中高等学校の生徒用、1,500 ㎡超の物販店舗、劇場等
③　直上階居室床面積合計 200 ㎡超等
④　その他の階段

● 第４号

車椅子使用者用便房について、手すりや洗面器を設けずに便座のみを有する便房に最低限要求される床面積にほぼ相当する１㎡を、車椅子使用者便房ごとに控除した値の合計を不算入対象としている。

便所

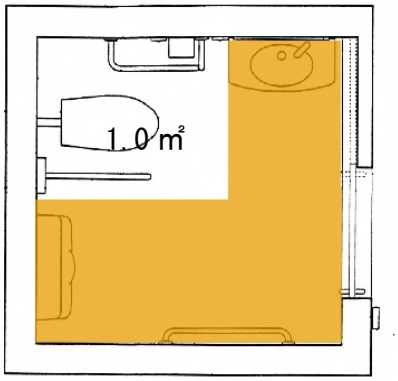

1.0（㎡／便房）
を超える部分の
床面積

● 第５号

車椅子使用者用駐車施設について、普通乗用車（長さ約 5.6m、幅員約 2.0m）の駐車ますの幅員は通常 2.5mであることから、駐車ますの幅 2.5mを車椅子使用者用駐車施設ごとに控除した値の合計を不算入としている。

駐車場

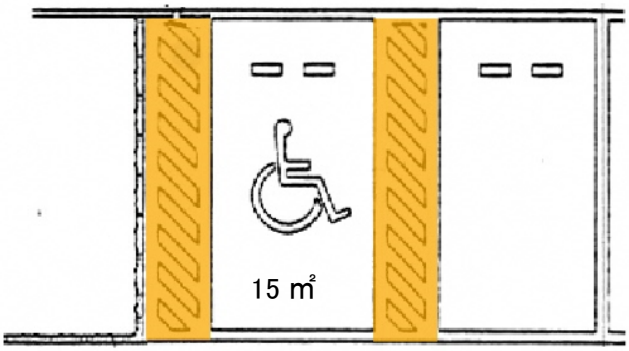

15(㎡／駐車施設)を超える
部分の床面積の合計

告示 1491 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十条第二項に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　文字等の浮き彫り
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 令 20 条（案内設備）第２項の規定に基づき、「エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を視覚障害者に示す方法」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

① 文字等の浮き彫り
② 音による案内
③ 点字及び前①、②に類するもの

告示 1492 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十二号

第一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十八条第二項第六号に規定する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げるものとする。

一　車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が十五メートル毎分以下で、かつ、その床面積が二・二五平方メートル以下のものであって、昇降行程が四メートル以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの
二　車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を三十メートル毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの

第二　令第十八条第二項第六号に規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　第一第一号に掲げるエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。
　イ　平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に規定するものとすること。
　ロ　かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは百二十センチメートル以上とすること。
　ハ　車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
二　第一第二号に掲げるエスカレーターにあっては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一第ただし書に規定するものであること。

附　則

1　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
2　平成十五年国土交通省告示第百七十八号は、廃止する。

附　則（平成二十一年八月四日国土交通省告示第八百五十九号）抄

1　この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

● 適用

令第 18 条（移動等円滑化経路）第２項第６号の規定に基づき、「車椅子使用者が円滑に利用することができる特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の構造」を定めた告示である。

● 第１

特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等

① エレベーター（昇降行程が 4m以下、又は、階段・傾斜路等の部分に沿って設置するもの）

イ かごの定格速度が 15m/分以下

ロ 床面積が 2.25 ㎡以下のもの

② エスカレーター（車椅子に座ったまま昇降させる場合に２枚以上の踏段を同一面に保つもの）

イ 踏段の定格速度 30m/分以下

ロ ２枚以上の踏段を同一面とした部分の先端に車止めを設置

● 第２

① 第１①に掲げるエレベーター

イ H12 建設省告示第 1413 号第１第９号に規定する段差解消機

ロ かごの幅は 70 ㎝以上、かつ、奥行きは 120 ㎝以上

ハ 乗降方向に応じたかご寸法の確保

② 第１②に掲げるエスカレーター

H12 建設省告示第 1417 号第１号ただし書に規定する車椅子使用者用エスカレーター

告示 1493 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定によりエレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする方法を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十三号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リ（２）に規定する国土交通大臣が定める方法は、次に掲げるものとする。

一　文字等の浮き彫り
二　音による案内
三　点字及び前二号に類するもの

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 令第 18 条（移動等円滑化経路）第２項第５号リ（２）の規定に基づき、「エレベーターのかご内及び乗降ロビーに設ける制御装置を視覚障害者が円滑に操作することができる構造」を定めた告示であり、次の３点について規定されている。

① 文字等の浮き彫り

② 音による案内

③ 点字及び前①、②に類するもの

告示 1494 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビーを定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十四号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十八条第二項第五号リただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合とする。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第百七十七号は、廃止する。

● 令第 18 条（移動等円滑化経路）第２項第５号リただし書の規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がないエレベーター及び乗降ロビー」を定めた告示である。「視覚障害者の利用上支障がないもの」は、エレベーター及び乗降ロビーが「主として駐車施設に設けるものである場合」である。

告示 1495 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用浴室等の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第二項第二号イに規定する車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

二　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附　則

この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

● 令第 15 条（ホテル又は旅館の客室）第２項第２号イの規定に基づき、「車椅子使用者用浴室等の構造」を定めた告示であり、次の２点について規定されている。

① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置

② 十分な空間の確保

告示 1496 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十四条第一項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。

一　腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

二　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第百七十六号は、廃止する。

● 令第 14 条（便所）第１項第１号規定に基づき、「車椅子使用者用便房の構造」を定めた告示であり、次の２点について規定されている。

① 腰掛便座、手すり等の適切な設置

② 十分な空間の確保

告示 1497 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等を定める件

平成十八年十二月十五日
国土交通省告示第千四百九十七号

第一　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第十一条第二号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が次の各号のいずれかに該当するものである場合とする。

一　勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

二　高さが十六センチメートルを超えず、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの

三　主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるもの

第二　令第十二第五号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一第三号に定めるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第三　令第十三条第四号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が第一各号のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合とする。

第四　令第二十一条第一項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、道等から案内設備までの経路が第一第三号に定めるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が令第二十一条第二項に定める基準に適合するものである場合とする。

第五　令第二十一条第二項第二号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分は、第一第一号若しくは第二号に定めるもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等とする。

附　則

１　この告示は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

２　平成十五年国土交通省告示第百七十五号は、廃止する。

● 令第 11 条（廊下等）第２号ただし書、第 12 条（階段）第５号ただし書、第 13 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第４号ただし書、第 21 条（案内設備までの経路）第１項ただし書及び同条第２項第２号ロの規定に基づき、「視覚障害者の利用上支障がない廊下等の部分等」を定めた告示である。

● 第１

令第 11 条（廊下等）第２号ただし書に規定される視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の３つのいずれかのケースとなる。

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの

② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの

③ 駐車場の場合

● 第２

令第 12 条（階段）第５号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の２つのいずれかのケースとなる。

① 駐車場の場合

② 段がある部分と連続して手すりを設ける場合

● 第３

令第 13 条（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）第４号ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の４つのいずれかのケースとなる。

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの

② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの

③ 駐車場の場合

④ 傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

● 第４

令第 21 条（案内設備までの経路）第１項ただし書に規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次の２つのいずれかのケースとなる。

① 駐車場の場合

② 受付やフロント等から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで誘導される場合（令第 21 条第２項の基準に適合）。なお、進行方向を変更する必要がない風除室内は適用除外となる。

● 第５

令第 21 条（案内設備までの経路）第２項第２号ロに規定する視覚障害者の利用上支障がない場合とは、次のいずれかの３ケースとなる。

① 緩勾配の場合 ⇒ 勾配が 1/20 を超えない傾斜の上端に近接するもの

② 小規模の場合 ⇒ 高さが 16 ㎝を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜の上端に近接するもの

③ 段や傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

参　　考

参　考

参考１　規則様式
（１）第３号様式 … 109
（２）第４号様式 … 119
（３）第５号様式 … 120
（４）第５号の４様式 … 121
（５）第５号の５様式 … 130
（６）第７号様式 … 131

参考２　協定建築物等に係る参照条文 … 133

参考３　技術的助言等
（１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の２及び第24条の運用について（平成31年３月28日付け国住街第438号） … 143

参考４　福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方 … 147

参考５　建築物移動等円滑化基準チェックリスト … 149

参考６　建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト … 154

参考７　質疑応答集 … 160

参考８　バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧 … 168

参考９　参考・引用文献 … 201

参考 10　日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧 … 202

参考１　規則様式

（１）第３号様式

第３号様式（第８条関係）（Ａ４）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１７条第１項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（第二面）

１　特定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕
〔延べ面積〕　　㎡ 〔敷地面積〕　　㎡ 〔建築面積〕　　㎡ 〔建築物の階数〕　　階
〔構造方法〕　　造　一部　　造
〔主要用途〕 〔用途別床面積〕 用途（　　）　床面積（　　㎡）　階（　　） （　　）　（　　㎡）　（　　） （　　）　（　　㎡）　（　　） （　　）　（　　㎡）　（　　） （　　）　（　　㎡）　（　　）
〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕
〔工事種別〕
〔確認の特例〕 法第１７条第４項の規定による適合通知を受ける旨の申出の有無＜有・無＞

（注意）

１．〔主要用途〕及び〔用途別床面積〕の欄には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第４条及び第５条の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、（階）の部分には、当概用途の部分がある階（複数の階に及ぶ場合はそのすべての階）を記入してください。

２．〔建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第１９条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定特定建築物の延べ面積の１０分の１を限度とする。）を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第２２条の２第５項において準用する法第１９条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。

３．〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「用途変更」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

４．〔確認の特例〕の欄には、認定の申請に併せて、建築基準法第６条第１項（同法第８７条第１項において準用する場合を含む。）の確認申請書を提出して適合通知を受けることを申し出る場合においては「有」を○印で囲み、申し出ない場合においては、「無」を○印で囲んでください。

（第三面）

２　建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

①　出入口

		平面図番号等	段のある出入口
多数の者が利用する出入口（直接地上へ通ずる出入口を除く。）	幅90cm以上のもの 幅90cm未満のもの		
直接地上へ通ずる出入口	幅120cm以上のもの 幅90cm以上120cm未満のもの 幅90cm未満のもの		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

②　廊下等

	平面図番号等
突出物 休憩用の設備	

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。

２．突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。

３．廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第四面）

③　階段

	平面図番号等	縦断面図番号
階段		

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④　階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路		

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第五面）

⑤　エレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
エレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		か　ご　内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

（注意）

１．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、かご内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

（第六面）

⑥　便所

階	便房の総数	車椅子使用者用便房数

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用便房のある便所 水洗器具を設けた便房がある便所 腰掛便座及び手すりの設けられた便房がある便所（車椅子使用者用便房のある便所を除く。） 床置式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所		

（注意）

１．便房の総数の欄には、多数の者が利用する全便所（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する全便所）にある便房（車椅子使用者用便房を含む。）の総数を記入してください。

２．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦　車椅子使用者用客室

客室の総数	車椅子使用者用客室数

	平面図番号等
車椅子使用者用客室	

（注意）

１．客室の総数の欄には、ホテル又は旅館の客室の総数を記入してください。

２．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用客室等の記号等を記入してください。

（第七面）

⑧　敷地内の通路

	配　置　図	縦断面図番号
段 傾斜路		

（注意）

１．配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。

３．地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

⑨　駐車場

全駐車台数	車椅子使用者用駐車施設数

	配置図・平面図番号等
車椅子使用者用駐車施設	

（注意）

１．全駐車台数の欄には、多数の者が利用する全駐車場（特別特定建築物の場合は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する全駐車場）の駐車台数（車椅子使用者用駐車施設数を含む。）の合計を記入してください。

２．配置図・平面図番号等の欄には、配置図内又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用駐車施設の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用駐車施設の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。

（第八面）

⑩　浴室等

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用浴室等		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した車椅子使用者用浴室等の記号等を記入し、構造詳細図番号の欄には、当該浴室等の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑪　案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有　・　無

（注意）

１．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。

２．案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

３．音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を〇印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

（第九面）

３．建築物特定施設の維持保全に関する事項

（１）　維持保全に関する責任範囲及び実施体制

１　所有者の氏名又は名称	
２　管理者の氏名又は名称	
３　維持保全責任者の氏名又は名称	
４　維持保全業務の委託 （ ① 委託先の名称 ） （ ② 委託業務内容 ）	する　・　しない
５　維持保全計画の作成予定等	

（注意）

１．１欄から４欄までは、特定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。

２．４欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。

３．５欄は、１欄から４欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

（２）　維持保全業務の概要

建築物特定施設	維　持　保　全　業　務　の　内　容

（注意）

維持保全業務の内容の欄には、建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

（第十面）

４．特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内　　訳	金　　額　（百万円）
支　　出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○　○　○	
	計	
収　　入	自己資金 借入金 （借入先） ○　○　○	（　　）
	計	

５．特定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

（２）第４号様式

第４号様式（第１０条第２項関係）（Ａ４）

認　　定　　通　　知　　書

認定番号　　第　　号
認定年月日　　年　　月　　日
（※）確認番号　　第　　号
確認年月日　　年　　月　　日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁　　印

下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第１７条第３項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

１．　申請年月日　　年　　月　　日

２．　特定建築物の位置

３．　特定建築物の概要

①　主要用途

②　延べ面積

③　その他の事項

（※）は法第１７条第４項の規定により適合通知を受けた場合に記入されます。

（３）第５号様式

第５号様式（第１２条第２項関係）

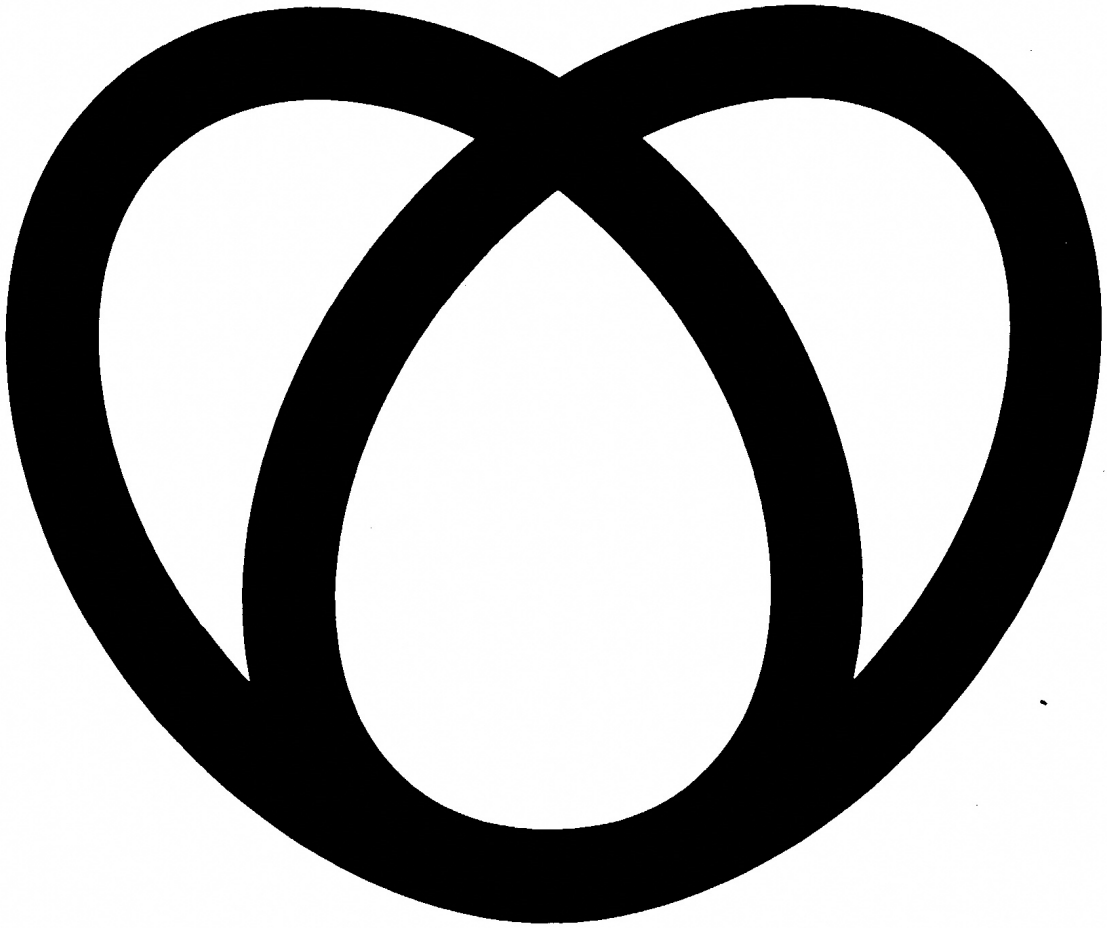

（注意）

１．　大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。

２．　増築等又は修繕等の場合は、建築物移動等誘導基準に適合するものとして認定を受けた部分を記載すること。

（４）第５号の４様式

第５号の４様式（第１２条の３第１項関係）（Ａ４）

（第一面）

認　　定　　申　　請　　書

年　　月　　日

所管行政庁　　殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２２条の２第１項の規定に基づき、協定建築物の建築等及び維持保全の計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決　裁　欄
年　　月　　日	年　　月　　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

（第二面）

１　協定建築物及びその敷地に関する事項

〔地名地番〕
〔延べ面積〕　　㎡ 〔敷地面積〕　　㎡ 〔建築面積〕　　㎡ 〔建築物の階数〕　　階
〔構造方法〕　　造　一部　　造
〔主要用途〕
〔協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕
〔工事種別〕

（注意）

１．〔協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える部分〕の欄には、法第２２条の２第５項の規定において準用される法第１９条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（認定協定建築物の延べ面積の１０分の１を限度とする。）を記入し、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。また、当該床面積に既に法第１９条の規定による容積率の特例の適用を受けている床面積が含まれる場合にあっては、その旨を併せて記入してください。

２．〔工事種別〕の欄には、「新築」、「増築」、「改築」、「修繕」又は「模様替」のうち該当するものを記入してください。

（第三面）

２　協定建築物特定施設の構造及び配置に関する事項

①　協定建築物特定施設である出入口

	平面図番号等	段のある出入口
協定建築物特定施設である出入口（下欄に掲げるものを除く。）		
協定建築物特定施設であって、直接移動等円滑化困難旅客施設又は移動等円滑化困難旅客施設へ通ずる経路への出入口		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図に記入した出入口の記号等を記入してください。

②　協定建築物特定施設である廊下等

	平面図番号等
突出物 休憩用の設備	

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置が分かるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したそれぞれの記号等を記入してください。

２．突出物を設けている場合においては、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう講じた措置がわかる資料を別に添付してください。

３．廊下等及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第四面）

③　協定建築物特定施設である階段

	平面図番号等	縦断面図番号
協定建築物特定施設である階段		

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した階段の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該階段の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．階段及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、段がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

④　階段に代わり、又はこれに併設する協定建築物特定施設である傾斜路

	平面図番号等	縦断面図番号
階段に代わり、又はこれに併設する協定建築物である傾斜路		

（注意）

１．平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した傾斜路の記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、当該傾斜路の構造を示す縦断面図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．傾斜路及び点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分については、点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

（第五面）

⑤　協定建築物特定施設であるエレベーターその他の昇降機

	配置図・平面図番号等	構造詳細図番号
協定建築物特定施設であるエレベーター 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（協定建築物特定施設であるものに限る。）		

	当該装置が設けられるエレベーター	提供する情報の内容	
		籠　内	乗降ロビー
音声により情報を提供する装置			

（注意）

１．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置がわかるように、配置図に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターその他の昇降機の記号等を記入するとともに、当該エレベーターその他の昇降機の表示方法についてわかる資料を添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該エレベーターその他の昇降機の構造詳細図の番号を配置図・平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．当該装置が設けられているエレベーターの欄には、音声により情報を提供する装置が設けられたエレベーターについて、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入したエレベーターの記号等を記入し、提供する情報の内容の欄には、当該装置の音声により提供される情報の内容を、当該装置の設けられる場所に応じて、籠内及び乗降ロビーの欄に、それぞれ記入してください。

（第六面）

⑥　協定建築物特定施設である便所

	平面図番号等	構造詳細図番号
車椅子使用者用便房のある便所 水洗器具を設けた便房がある便所 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器がある便所		

（注意）

平面図番号等の欄には、各階平面図内の位置がわかるように、各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した便所の記号等を記入するとともに、車椅子使用者用便房又は水洗器具を設けた便房の表示方法についてわかる資料を別に添付してください。構造詳細図番号の欄には、当該便所の構造詳細図の番号を平面図番号等の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

⑦　協定建築物特定施設である敷地内の通路

	配　置　図	縦断面図番号
段 傾斜路		

（注意）

１．配置図の欄には、配置図内の位置が分かるように、配置図に記入したそれぞれの記号等を記入し、縦断面図番号の欄には、段並びに傾斜路及びその踊場の構造を示す縦断面図の番号を配置図の欄に記入した記号等との対応関係がわかるよう記入してください。

２．敷地内の通路の床材の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。

３．地形が著しく特殊な場合においては、当該地形の特殊性がわかる資料を別に添付してください。

（第七面）

⑧　案内設備までの経路

	配置図・平面図番号等
案内設備	
音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備	有　・　無

（注意）

１．配置図・平面図番号等の欄には、配置図又は各階平面図内の位置が分かるように、配置図に記入した案内設備の記号等又は各階平面図の番号及び当該平面図内に記入した案内設備の記号等を記入するとともに、案内設備の概要がわかる資料を別に添付してください。

２．案内設備までの経路及び線状ブロック等又は点状ブロック等の仕上げ材料、仕上げ方法及び色がわかる資料を別に添付してください。なお、案内設備までの経路の部分については、線状ブロック等又は点状ブロック等に接する部分の仕上げ材料、仕上げ方法及び色が別にわかるように資料を作成してください。

３．音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の有無の欄で「有」を〇印で囲んだ場合においては、当該装置の概要がわかる資料を別に添付してください。

（第八面）

３．協定建築物特定施設の維持保全に関する事項

（１）　維持保全に関する責任範囲及び実施体制

１　所有者の氏名又は名称	
２　管理者の氏名又は名称	
３　維持保全責任者の氏名又は名称	
４　維持保全業務の委託 （ ① 委託先の名称 ） （ ② 委託業務内容 ）	する　・　しない
５　維持保全計画の作成予定等	

（注意）

１．１欄から４欄までは、協定建築物の建築等の事業の完了後について記入し、未定のときは空欄にしておいてください。

２．４欄は、維持保全業務の委託について「する」又は「しない」のうち該当するものを○印で囲んでください。「する」を○印で囲んだ場合にのみ①②について記入してください。

３．５欄は、１欄から４欄までが未定の場合において、今後どのようにして維持保全計画を作成するかについて、維持保全計画作成までの認定申請者の維持保全に関する責任範囲を含めて記入してください。

（２）　維持保全業務の概要

協定建築物特定施設	維　持　保　全　業　務　の　内　容

（注意）

維持保全業務の内容の欄には、協定建築物特定施設ごとに、定期的な点検の実施計画、修繕の実施計画等維持保全業務の内容として予定していることを記入してください。

（第九面）

４．協定建築物の建築等の事業に関する資金計画

	内　　訳	金　　額　（百万円）
支　　出	建築費 用途取得造成費 事務費 借入金利息 ○　○　○	
	計	
収　　入	自己資金 借入金 （借入先） ○　○　○	（　　）
	計	

５．協定建築物の建築等の事業の実施時期

〔事業の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔事業の完了の予定年月日〕	年	月	日

（５）第５号の５様式

第５号の５様式（第１２条の７第２項関係）（Ａ４）

認　　定　　通　　知　　書

認定番号　　第　　号
認定年月日　　年　　月　　日

殿

所管行政庁　　印

下記による申請書の記載の計画について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第２２条の２第４項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

１．　申請年月日　　年　　月　　日

２．　協定建築物の位置

３．　協定建築物の概要

①　主要用途

②　延べ面積

③　その他の事項

（６）第７号様式

第７号様式（第２５条関係）（Ａ７）

（表）

＿＿＿年＿＿月＿＿日発行第＿＿＿号（＿＿年＿＿月＿＿日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第５３条第６項の規定による

立　入　検　査　証

（発行権者）＿＿＿＿＿＿印

（裏）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋

第53条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二条の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第60条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

三　第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第62条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二　第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第64条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

参考２　協定建築物等に係る参照条文

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

第五章　移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第四十一条　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

２　移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置

二　次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ　前号の経路における移動等円滑化に関する基準

ロ　前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

ハ　その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三　移動等円滑化経路協定の有効期間

四　移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

３　移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

第四十二条　市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

２　前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第四十三条　市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一　申請手続が法令に違反しないこと。

二　土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三　第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

２　市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（移動等円滑化経路協定の変更）

第四十四条　移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

２　前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）

第四十五条　移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

２　移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

３　前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

４　第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定

により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）

第四十六条　第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第四十七条　移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

２　第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

３　移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第四十八条　移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

２　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第四十九条　土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

（一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定）

第五十条　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

２　市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

３　第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

４　第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

（借主の地位）

第五十一条　移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章の二　移動等円滑化施設協定

第五十一条の二　移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設（移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であって移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。）の整備又は管理に関する協定（以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

２　移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置

二　次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ　前号の施設の移動等円滑化に関する基準

ロ　前号の施設の整備又は管理に関する事項

三　移動等円滑化施設協定の有効期間

四　移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

３　前章（第四十一条第一項及び第二項を除く。）の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「、移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「、第五十一条の二第二項第一号の区域（以下この章において「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五

条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

○　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年十二月十五日号外国土交通省令第百十一号）（抄）

第一章　総則

（趣旨）

第一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準並びに同条第二項の新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準並びに同条第三項の旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　視覚障害者誘導用ブロック　線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。

二　線状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

三　点状ブロック　床面に敷設されるブロックであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

四　内方線付き点状ブロック　点状ブロックとプラットホームの内側を示す線状の突起とを組み合わせて配列したブロックであって、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの（日本産業規格Ｔ九二五一に適合するものに限る。）をいう。

五　車椅子スペース　車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）の用に供するため車両等に設けられる場所をいう。

五の二　優先席　主として高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。

六　鉄道駅　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

七　軌道停留場　軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

八　バスターミナル　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

九　旅客船ターミナル　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十　航空旅客ターミナル施設　航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。

十一　鉄道車両　鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十二　軌道車両　軌道法による軌道経営者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。

十三　乗合バス車両　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものに限る。）をいう。

十三の二　貸切バス車両　道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものに限る。）をいう。

十四　福祉タクシー車両　道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車（高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なもの及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第一条の二に規定するものに限る。）をいう。

十五　船舶　海上運送法による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶をいう。

十六　航空機　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

２　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（災害等の場合の適用除外）

第二条の二　災害等のため一時使用する旅客施設又は車両等の構造及び設備、当該旅客施設又は車両等を使用した役務の提供の方法並びに災害等のためこの省令に規定する設備が使用できない場合における役務の提供の方法については、この省令の規定によらないことができる。

第二章　旅客施設の構造及び設備

第一節　総則

（適用範囲）

第三条　旅客施設の構造及び設備については、この章の定めるところによる。

第二節　共通事項

第一款　移動等円滑化された経路

（移動等円滑化された経路）

第四条　公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化さ

れた経路」という。）を、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

２　移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

３　旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（第六項の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（第七項の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

４　移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

二　戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ　自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三　次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四　構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

５　移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　幅は、百四十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

二　戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　幅は、九十センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ　自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

三　次号に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

四　構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

五　照明設備が設けられていること。

６　移動等円滑化された経路を構成する傾斜路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一　幅は、百二十センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

二　勾（こう）配は、十二分の一以下であること。ただし、傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一以下とすることができる。

三　高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊り場が設けられていること。

７　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

二　籠の内法幅は百四十センチメートル以上であり、内法奥行きは百三十五センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。

三　籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

四　籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。

五　籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。

六　籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。

七　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。

八　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。

九　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。

十　籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ一以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。

十一　乗降ロビーの幅は百五十センチメートル以上であり、奥行きは百五十センチメートル以上であること。

十二　乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が二のみである場合は、この限りでない。

８　移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

９　移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター

は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第七号及び第八号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち一のみが適合していれば足りるものとする。

一　上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。

二　踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三　昇降口において、三枚以上の踏み段が同一平面上にあること。

四　踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。

五　くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。

六　エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。

七　幅は、八十センチメートル以上であること。

八　踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

１０　公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

１１　乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（次項及び第七十条第四項において「乗継ぎ経路」という。）のうち、第二項から第九項までの基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けなければならない。

１２　主たる乗継ぎ経路と前項の基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくしなければならない。

第二款　通路等

（通路）

第五条　通路は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二　段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。

ロ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

（傾斜路）

第六条　傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三　傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。

四　傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

（エスカレーター）

第七条　エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けなければならない。

（階段）

第八条　階段（踊り場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

二　手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。

三　回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

四　踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

五　踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。

六　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

七　階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

八　照明設備が設けられていること。

（視覚障害者誘導用ブロック等）

第九条　通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。

２　前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と第四条第七項第十号の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、第十二条第二項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第十六条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

３　階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設しなければならない。

第三款　案内設備

（運行情報提供設備）

第十条　車両等の運行（運航を含む。第七十四条において同じ。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

（標識）

第十一条　エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（次条において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は次条第一項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けなければならない。

２　前項の標識は、日本産業規格Ｚ八二一〇に適合するものでなければならない。

（移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内）

第十二条　公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあっては、当該出入口又は改札口。次項及び第七十五条において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第四条第三項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

２　公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

第四款　便所

（便所）

第十三条　便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。

二　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三　男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

四　前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

２　便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一　便所内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（次条において「車椅子使用者用便房」という。）及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房がそれぞれ又は同一の便房として一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられていること。

二　高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。

第十四条　前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二　出入口の幅は、八十センチメートル以上であること。

三　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

四　出入口には、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

五　出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上であること。

ロ　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

六　車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

２　前条第二項第一号の車椅子使用者用便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二　出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識が設けられていること。

三　腰掛便座、手すりその他の車椅子使用者の円滑な利用に適した設備が設けられていること。

３　第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

４　前条第二項第一号の高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房には、出入口に当該便房が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けたものであることを表示する標識を設けなければならない。

第十五条　第十三条第二項第二号の便所には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けなければならない。

２　前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに同条第二項第二号及び第三号の規定は、第十三条第二項第二号の便所について準用する。　この場合において、前条第二項第二号中「当該便房が車椅子使用者用便房」とあるのは「当該便所が高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造のもの」と読み替えるものとする。

第五款　その他の旅客用設備

（乗車券等販売所、待合所及び案内所）

第十六条　乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち一以上は、第四条第五項各号に掲げる基準に適合するものであること。

二　出入口を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上であること。
ロ　戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
（１）　幅は、八十センチメートル以上であること。
（２）　高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
ハ　ニに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
ニ　構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
三　カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
２　前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。
３　乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

（券売機）
第十七条　乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

（休憩設備）
第十八条　高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を一以上設けなければならない。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
２　前項の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

第三節　鉄道駅

（移動等円滑化された経路）
第十八条の二　線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、第四条第一項の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けなければならない。　ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。

（改札口）
第十九条　鉄道駅において移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。
２　鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示しなければならない。

（プラットホーム）
第二十条　鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
一　プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。
二　プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。
三　プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
四　排水のための横断勾配は、一パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
五　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
六　発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）が設けられていること。
七　前号に掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。
八　プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
九　列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
十　照明設備が設けられていること。
２　前項第四号及び第九号の規定は、ホームドア又は可動式ホーム柵が設けられたプラットホームについては適用しない。

（車椅子使用者用乗降口の案内）
第二十一条　鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

第四節　軌道停留場

（準用）
第二十二条　前節の規定は、軌道停留場について準用する。

第五節　バスターミナル

（乗降場）

第二十三条　バスターミナルの乗降場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二　乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の乗合バス車両の通行、停留又は駐車の用に供する場所（以下この号において「乗合バス車両用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の乗合バス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

三　当該乗降場に接して停留する乗合バス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

第六節　旅客船ターミナル

（乗降用設備）

第二十四条　旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下この節及び第八十二条において「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

二　幅は、九十センチメートル以上であること。

三　手すりが設けられていること。

四　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

（視覚障害者誘導用ブロックの設置の例外）

第二十五条　旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

（転落防止設備）

第二十六条　視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けなければならない。

第七節　航空旅客ターミナル施設

（保安検査場の通路）

第二十七条　航空旅客ターミナル施設の保安検査場（航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。）において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けなければならない。

２　前項の通路の幅は、九十センチメートル以上でなければならない。

３　保安検査場の通路に設けられる戸については、第四条第五項第二号ロの規定は適用しない。

４　保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示するものとする。

（旅客搭乗橋）

第二十八条　航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、第三号及び第四号については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

一　幅は、九十センチメートル以上であること。

二　旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が一以上備えられていること。

三　勾配は、十二分の一以下であること。

四　手すりが設けられていること。

五　床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

２　旅客搭乗橋については、第九条の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

（改札口）

第二十九条　各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち一以上は、幅が八十センチメートル以上でなければならない。

第三章　車両等の構造及び設備　（略）

第四章　旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法　（略）

附　則　（略）

参考３　技術的助言等

（１）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の２及び第 24 条の運用について（平成 31 年３月 28 日付け国住街第 438 号）

国住街第 438 号
平成 31 年３月 28 日

各都道府県
　建築行政主務部長　殿

国土交通省　住宅局　市街地建築課長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第 22 条の２及び第 24 条の運用について（技術的助言）

今般、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 32 号）の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「規則」という。）、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 114 号。以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）及び平成 18 年国土交通省告示第 1490 号（以下「令 24 条告示」という。）について所要の改正が行われ、平成 31 年４月１日から施行されることとなるので、その運用に遺漏なきようお願いする。

また、これらに関連して、下記のとおり、地方自治法昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第 15 条の規定の運用について」（平成 15 年３月 31 日付け国住街第 163 号）は廃止する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いする。

記

第１ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条の２の運用について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律並びに関連する政令及び告示の施行について」（平成 30 年 11 月１ 日付け事務連絡）第２及び第５にあるとおり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）を改正し、認定協定建築物の容積率に係る特例を設けることとしているが、今般、規則、建築物移動等円滑化誘導基準及び令 24 条告示の改正により、協定建築物の建築等及び維持保全の計画の作成・申請の手続き等の詳細や対象となる協定建築物特定施設の構造及び配置の基準、協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定めたので、適切に運用されたい。

第２ 法第 24 条の運用について

１　容積率特例の対象となる建築物

（１）容積率特例の対象となる建築物には、法第２条に規定する特定建築物のみならず、戸建て住宅等その他の建築物も含まれること

（２）容積率特例の対象となる建築物又はその部分は、

①　特定建築物にあっては、多数の者が利用する建築物特定施設（特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 建築物 特定施設）が 建築物移動等円滑化誘導基準 に適合するものであること

②　特定建築物以外の建築物にあっては、建築物 特定施設 （高齢者、 障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が 平成 18 年国土交通省告示第 1481 号（以下「法 24 条告示」という。） 第２の基準に適合するものであること

この場合において「高齢者、障害者等の利用上支障がない部分」は、建築物の使用上の関係を中心に当該部分の機能上の独立性等客観的状況により判断すること。 例えば 、戸建て住宅等で、高齢者、障害者等用の寝室と同一階に出入口、浴室、便所その他生活に必要な施設が配置されている場合には、当該階以外の階を「高齢者、障害者等の利用上支障がない部分」として取扱うことが考えられる。

また、増改築等に係る場合も、既存部分を含め、同様に取扱うことが可能である。例えば、百貨店のすべての売場及び売場に至る経路が高齢者､障害者等が円滑に利用できるよう増改築を行う場合には、当該建築物全体を容積率特例の対象として取扱うことが考えられる。

２　容積率特例の対象となる施設

（１）容積率特例の対象は、原則 として次のいずれかに該当するものとする。

①　特定建築物に設置される多数の者が利用する 建築物 特定施設 又は特別特定建築物に設置される主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するもの

②　特別特定建築物に設置される特定かつ多数の者が利用する建築物特定施設で、建築物移動等

円滑化誘導基準（同基準第 18 条に規定するものを除く。）に適合するもの

③　建築特定物に設置される①又は②に該当するもの以外の建築物特定施設で、法 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準に適合するもの

④　特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設で法 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準のいずれかに適合するもの

（２）共同住宅等に設置される多数の者が利用する建築物特定施設（病院等の特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設）が建築物移動等円滑化誘導基準に適合し、さらにその住戸、病室等に設置される建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が法 24 条告示第２第１号から第５号までに掲げる基準に適合する場合には、当該住戸、病室等に設置される建築物特定施設を本特例の対象として取扱うことも差し支えない。

（３）これら以外にも、建築物の規模、用途等に応じて、本特例の趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加した施設を本特例の対象とするよう的確な運用を図ることが望ましい。

３　容積率特例の適用方法

容積率特例の対象となる施設の部分の床面積は、床面積に算入される部分のうち、原則として、高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるもの及び住宅の用途に供する部分にあっては生活に不可欠な施設で高齢者、障害者等に配慮した施設の床面積である。このため、具体的には次に掲げる床面積を対象とすること。

（１）特定建築物に設置される建築物特定施設（（２）に該当するものを除く。）

次のイからへまでに掲げる建築物特定施設ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積（法第 19 条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積を除く。）及びその他浴室、シャワー室等高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等令 24 条告示第１号に定める数値

ロ　階段令 24 条告示第２号に定める数値

ハ　傾斜路令 24 条告示第３号に定める数値（２，０００㎡以上（公衆便所にあっては５０㎡以上）の特別特定建築物に設置される令 24 条告示第３号の表の（三）項に該当する傾斜路にあっては、同表の（二）項に定める数値）

ニ　便所（車椅子使用者用便房に係る部分に限る。）令 24 条告示第５号に定める数値

ホ　ホテル又は旅館の客室ホテル又は旅館の客室に設置される（２）②イからニに掲げる建築物特定施設ごとに、それぞれ当該各項目に定める数値を超える床面積

ヘ　駐車場（車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限り、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第２条第１項第４号の規定により延べ面積に算入しない自動車車庫等の部分の床面積を除く。以下同じ。）令 24 条告示第６号に定める数値（２，０００㎡以上（公衆便所にあっては５０㎡以上）の特別特定建築物に設置される駐車場にあっては、２１．００㎡）

（２）特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設等又は２（２）の場合における共同住宅の住戸、病院の病室等に設置される建築物特定施設

① 住戸内に設置される建築物特定施設

次のイからホまでに掲げる建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。②において同じ。）ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等０．８５（Ｌ１－Ｌ２）＋０．８０Ｌ２（㎡）（Ｌ１は廊下等の長さ、Ｌ２は廊下等のうち柱等の箇所の長さの合計（単位ｍ））

ロ　階段令 24 条告示第２号の表の（四）項に定める数値

ハ　傾斜路令 24 条告示第３号の表の（三）項に定める数値

ニ　便所（法 24 条告示第２第４号イからハまでに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。②において同じ。）１．００㎡

ホ　浴室２．５０㎡

② 住戸以外の部分に設置される建築物特定施設等

次のイからへに掲げる建築物特定施設等ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ　廊下等０．９０Ｌ（㎡）（Ｌは廊下等の長さ（単位ｍ））

ロ　階段令 24 条告示第２号の表の（四）項に定める数値

ハ　傾斜路令 24 条告示第３号の表の（三）項に定める数値

ニ　便所１．００㎡

ホ　病院の病室患者１人当たり４．３０㎡

ヘ　診療所の病室患者１人当たり４．３０㎡

4　留意事項

（1）建築物が法 24 条告示の基準に適合しない場合であっても、当該建築物の部分が高齢者、障害者等の利用上支障がなく、かつ、当該部分が法 24 条告示の基準に適合する場合には、必要に応じ当該建築物の部分を建築基準法第 52 条第 14 項第１号に規定する容積率の特例制度の対象とすることが考えられる。例えば、共同住宅においては、全住戸のうち少なくとも一の住戸とこれに至る経路について高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮していれば、特定行政庁の許可の範囲内で容積率を緩和することが考えられる。

（2）違法な用途転用等により本制度の趣旨が損なわれぬよう、容積率特例が適用される建築物については、建築基準法第 12 条第１項の規定に基づく定期報告制度等を活用し、当該建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合については、管理者）に対し、用途の現況等の状況について、定期的に特定行政庁に報告を求めることにより、その用途の現況等の把握に努められたい。

参考４　福祉施設に関する特定建築物等の分類の考え方

「その他これらに類するもの」の参考例

施　設　名	根 拠 条 文	特定建築物		特別特定建築物	
		令第4条		令第5条	
		第10号	第11号	第9号	第10号
児童福祉施設	児童福祉法　第7条第1項				
助産施設	児童福祉法　第36条	○			
乳児院	児童福祉法　第37条	○			
母子生活支援施設	児童福祉法　第38条	○			
保育所	児童福祉法　第39条第1項	○			
児童厚生施設	児童福祉法　第40条		○		○
児童養護施設	児童福祉法　第41条	○			
障害児入所施設 （福祉型・医療型）	児童福祉法　第42条第1号、第2号	○		※	
児童発達支援センター （福祉型・医療型）	児童福祉法　第43条第1号、第2号	○		※	
児童心理治療施設	児童福祉法　第43条の2	○			
児童自立支援施設	児童福祉法　第44条	○			
児童家庭支援センター	児童福祉法　第44条の2	○			
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法　第5条第1項				
身体障害者福祉センター	身体障害者福祉法　第31条		○		○
補装具製作施設	身体障害者福祉法　第32条	○		※	
盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法　第33条		○		○
視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法　第34条		○		○
保護施設	生活保護法　第38条第1項				
救護施設	生活保護法　第38条第1項第1号	○		※	
更生施設	生活保護法　第38条第1項第2号	○		※	
医療保護施設	生活保護法　第38条第1項第3号	○			
授産施設	生活保護法　第38条第1項第4号 （社会福祉法　第2条第2項第7号）	○		※	
宿所提供施設	生活保護法　第38条第1項第5号	○			
隣保館	社会福祉法　第2条第3項第11号	○			
婦人保護施設	売春防止法　第36条	○			
母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第39条第1項				
母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第39条第1項第1号	○			
母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法　第39条第1項第2号	○			
母子健康包括支援センター	母子保健法　第22条第2項	○			
障害者支援施設	障害者総合支援法　第5条第11項				
身体・知的・精神障害者支援施設（通所系） <生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援>	障害者総合支援法　第5条第11項	○		※	
精神障害者支援施設（居住系） <生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援>	障害者総合支援法　第5条第11項	○		※	
地域活動支援センター	障害者総合支援法　第5条第27項	○		※	
福祉ホーム（通所系、居住系）	障害者総合支援法　第5条第28項	○		※	

施　設　名	根 拠 条 文	特定建築物		特別特定建築物	
		令第4条		令第5条	
		第10号	第11号	第9号	第10号
老人福祉施設	老人福祉法　第5条の3				
老人デイサービスセンター	老人福祉法　第20条の2の2		○		○
老人短期入所施設	老人福祉法　第20条の3	○		○	
養護老人ホーム	老人福祉法　第20条の4	○		○	
特別養護老人ホーム	老人福祉法　第20条の5	○		○	
軽費老人ホーム	老人福祉法　第20条の6	○		○	
老人福祉センター	老人福祉法　第20条の7		○		○
老人介護支援センター	老人福祉法　第20条の7の2		○		○
有料老人ホーム	老人福祉法　第29条第1項	○		○	
介護老人福祉施設	介護保険法　第8条				
特定施設	介護保険法　第8条第11項	○		○	
介護専用型特定施設	介護保険法　第8条第21項	○		○	
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法　第8条第22項	○		○	
介護保険施設	介護保険法　第8条第25項	○		○	
介護老人福祉施設	介護保険法　第8条第27項（老人福祉法第20条の5）	○		○	
その他					
児童発達支援を行う施設	児童福祉法　第6条の2の2第2項	○		※	
放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法　第6条の2の2第4項	○		※	
事業所内保育事業を行う施設	児童福祉法　第6条の3第12項	○			
地域障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律　第19条第1項第3号		○		○
障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律　第27条第2項		○		○
共同生活援助を行う住居	障害者総合支援法　第5条第17項	○			
小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護保険法　第8条第19項	○		○	
認知症対応型共同生活介護を行う施設	介護保険法　第8条第20項	○			

※　高齢者、障害者等身体の機能上の制限をうける者が利用する場合は、特別特定建築物に該当する。

（注意）

ここに掲げた例示は参考であり、具体的には複合した施設等もあることから、個々の状況に応じて判断することが望ましい。

［参照］　P.161 質疑応答集 №14

参考５　建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 （政令第11条）	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか[1]	
階段 （政令第12条）	①踊場を除き、手すりを設けているか	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	④段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか[2]	
	⑥主たる階段を、回り階段としていないか（回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合は除く）	
傾斜路 （政令第13条）	①勾配が 1／12 を超え、又は高さが 16cm を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	④傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか[3]	
便所 （政令第14条、告示第1496号）	①車椅子使用者用便房を１以上、設けているか	
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	②高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）を １以上、設けているか	
	③男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さ 35cm 以下）、その他これらに類する小便器を１以上、設けているか	

[1] 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1497号第一）
- 勾配が 1／20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1／12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

[2] 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1497号第二）
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

[3] 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1497号第三）
- 勾配が 1／20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1／12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
ホテル又は旅館の客室（政令第15条）（告示第1495・1496号）	①客室総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室の総数の1／100（端数は切り上げ）以上設けているか	
	②車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	－
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	－
	(1)浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
敷地内の通路（政令第16条）	①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	②段がある部分	－
	(1)手すりを設けているか	
	(2)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(3) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	③傾斜路	－
	(1)勾配が1／12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1／20を超える傾斜がある部分に、手すりを設けているか	
	(2)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
駐車場（政令第17条）	①車椅子使用者用駐車施設を１以上設けているか	
	②車椅子使用者用駐車施設	－
	(1)幅は 350cm以上であるか	
	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
標識（政令第19条、省令第113号）	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に設ける、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	－
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	
案内設備（政令第20条、告示第1491号）	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか（配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路　（道等から案内設備又は案内所までの１以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路（政令第21条）	①道等から案内設備②に示す設備又は案内所までの経路の１以上を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか[4]	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか（進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分[5]には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

[4] 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1497号第四）
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が②に適合するものである場合

[5] 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1497号第五）
- 勾配が 1／20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1／12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
（政令第18条 第2項第一号）	①階段又は段を設けていないか （傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
出入口 （政令第18条 第2項第二号）	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 （政令第18条 第2項第三号）	①幅は 120cm以上であるか	
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
傾斜路 （政令第18条 第2項第四号）	①幅は、階段に代わるものは 120cm以上、階段に併設するものは 90cm以上であるか	
	②勾配は 1／12 以下であるか（ただし、高さが 16cm以下のものの場合は 1／8 以下）	
	③高さ 75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及びその乗降ロビー （政令第18条 第2項第五号、 告示第1493号）	①籠は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	③籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	⑤籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	⑥籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する建築物（床面積の合計が 2,000 ㎡以上）の移動等円滑化経路を構成するエレベーター	－
	（1） 籠の幅は 140cm以上であるか	
	（2） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑨不特定多数の者、又は主に視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビー[6]	－
	（1） 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	（2） 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	（3） 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 （政令第18条 第2項第六号、 告示第1492号）	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度15m/分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1)平成 12 年建設省告示第 1413 号第一第九号に規定するものとしているか	
	(2) 籠の幅 70cm以上、かつ、奥行き 120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に 2 枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を 30m/分以下、かつ、2 枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	

[6] エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（告示第1494号）

○移動等円滑化経路（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路（政令第18条第2項第七号）	①幅は 120cm以上であるか	
	②50m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④傾斜路	－
	(1)幅は、段に代わるものは 120cm以上、段に併設するものは 90cm以上であるか	
	(2)勾配は、1／12 分以下であるか（高さが 16cm以下のものの場合は 1／8 以下）	
	(3)高さ 75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場を設けているか(勾配 1／20 以下の場合は除く)	
（政令第18条第3項）	⑤道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が地形の特殊性により上記①～④の規定によることが困難な場合は、当該建築物の車寄せから建築物の出入口までの経路が上記①～④を満たしているか。	－

参考６　建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 （省令第2条）	①出入口 （②並びに籠・昇降路・便所・浴室等に設けられるものを除く。複数ある場合はそのうち１以上の出入口。）	－
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	②直接地上へ通ずる１以上の出入口	－
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
廊下等 （省令第3条、告示第1488号）	①幅は 180cm以上であるか （50m以内ごとに車椅子のすれ違いに支障がない場所を設ける場合は 140cm以上）	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に、点状ブロック等を敷設しているか[1]	
	④戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤側面に廊下等に向かって開く戸に、開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講じているか	
	⑥突出物を設けていないか （視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は除く）	
	⑦高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けているか	
	⑧①及び④は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分は除く。	
階段 （省令第4条、告示第1489号）	①幅は 140cm以上であるか （手すりが設けられた場合は、手すりの幅 10cmまでは、ないものとみなして算定することができる）	
	②蹴上げの寸法は、16cm以下であるか	
	③踏面の寸法は、30cm以上であるか	
	④踊場を除き、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	⑦段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑧段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか[2]	
	⑨主たる階段を回り階段としていないか	

[1] 階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1489号第一）
- 勾配が 1／20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1／12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合

[2] 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1489号第二）
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置（省令第5条）	多数の者が利用する階段を設ける場合、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、省令第7条に定めるものに限る）を設けているか[3]	
傾斜路（省令第6条、告示第1488号）	①幅は、階段に代わるものは 150cm以上、階段に併設するものは 120cm以上であるか	
	②勾配は 1／12 以下であるか	
	③高さ 75cm以内ごとに踏幅 150cm以上の踊場を設けているか	
	④高さが 16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	⑤表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	⑥その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか[4]	
	⑧①～③は、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分は除く。この場合、勾配が 1／12 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	

[3] 階段が、車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合を除く。（告示第1488号第二）

[4] 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1489号第三）
- 勾配が 1／20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1／12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合

〇一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
エレベーター（省令第7条、告示第1487号）	①多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は車椅子使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止する、籠を備えたエレベーターを、当該階ごとに1以上設けているか	
	②多数の者が利用する全てのエレベーター及びその乗降ロビー	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、150cm以上であるか	
	(4) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(7) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(8) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用する全てのエレベーター	－
	(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(2) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(3) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠の幅は 140cm以上であるか	
	(5) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	⑤不特定多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの	－
	(1) 籠の奥行きは 135cm以上であるか	
	(2) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けているか	
	(3)乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(4) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造であるか	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
	(6) 籠の幅は 160cm以上であるか	
	(7) 籠及び昇降路の出入口の幅は 90cm以上であるか	
	(8)乗降ロビーは高低差がなく、その幅及び奥行きは、180cm以上であるか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーで、①に該当するもの[5]	－
	(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	
	(2) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか	
	(3) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造であるか	
	(4) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けているか	

[5] エレベーター及び乗降ロビーが、主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合を除く。（告示第 1486 号）

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(省令第8条、告示第1485号)	①車椅子に座ったまま使用するエレベーターで、以下のいずれかに該当するもの ・籠の定格速度が15m／分以下、かつ、床面積2.25㎡以下で、昇降行程4m以下のもの ・階段及び傾斜路に沿って昇降するもの	－
	(1)平成 12 年建設省告示第 1413 号第一第九号に規定するものであるか	
	(2) 籠の幅 70cm以上、かつ、奥行き 120cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合、籠の幅及び奥行きが十分に確保されているか	
	②車椅子に座ったまま車椅子使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、運転時の踏段の定格速度を30m/分以下、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	－
	(1)平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものであるか	
便所（省令第9条）	①各階の便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房(オストメイト対応)を設けているか	
	②階の便房の総数が 200 以下の場合は当該便房の総数の 1/50 以上、階の便房の総数が 200 を超える場合は当該便房の総数の 1/100 に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用便房を設けているか	
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	③車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80cm 以上であるか	
	④車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	⑤便所内に、腰掛便座及び手すりの設けられた便房を 1 以上、設けているか （当該便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合のみ）	
	⑥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち 1 以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ 35cm 以下)、その他これらに類する小便器を 1 以上、設けているか。	
ホテル又は旅館の客室（省令第10条、告示第1484号）	①客室総数が 200 以下の場合は客室総数の 1/50 以上、客室総数が 200 を超える場合は客室総数の 1/100 に 2 を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の出入口	－
	(1)幅は 80cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	③ 車椅子使用者用客室の便所(同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能)	－
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保しているか	
	(2)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は 80cm以上であるか	
	(3)車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④ 車椅子使用者用客室の浴室等(同じ建築物に共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能)	－
	(1)車椅子使用者用浴室等	－
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	－
	(ア)幅は 80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
敷地内の通路（省令第11条、告示第1488号）	①幅は180cm以上であるか（段がある部分及び傾斜路を除く）	
	②表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか	
	③戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
	④段がある部分	－
	(1)幅は140cm以上であるか （手すりが設けられた場合は、手すりの幅10cmまでは、ないものとみなして算定することができる）	
	(2)蹴上げの寸法は16cm以下であるか	
	(3)踏面の寸法は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとしているか	
	(6)段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造としているか	
	⑤段を設ける場合、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	－
	(1)幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上であるか	
	(2)勾配は1／15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか （勾配が1／20を超えるものに限る。）	
	(4)高さが16cmを超え、かつ、勾配が1／20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
	(5)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとしているか	
	⑦敷地内の通路（道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限る。）が地形の特殊性により上記①～⑥の規定を満たせない場合は、①、③、⑤、⑥(1)～(3)は、建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内の通路の部分に限り適用する	－
	⑧①、③、⑤、⑥(1)～(3)の規定は、車椅子使用者の利用上支障がないものとして車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分は除く。この場合、勾配が 1／12 を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けているか	
駐車場（省令第12条）	①全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数の1／50以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けているか	
	(1)幅は 350cm以上であるか	
	(2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか	
浴室等（省令第13条）	①1以上の浴室等	－
	(1)車椅子使用者用浴室等	－
	(ア)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されているか	
	(2)出入口	－
	(ア)幅は80cm以上であるか	
	(イ)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、その前後に高低差がないか	
標識（省令第14条）	①移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近の、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識	－
	(1)高齢者、障害者等の見やすい位置に設けているか	
	(2)標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であるか	

○一般基準（つづき）

施設等	チェック項目	
案内設備 （省令第15条、告示第1483号）	①建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか （配置を容易に視認できる場合は除く）	
	②建築物又はその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設けているか	
	③案内所を設ける場合は①②は適用しない	

○視覚障害者移動等円滑化経路　（道等から案内設備又は案内所までの主な経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
案内設備までの経路 （省令第16条）	①道等から案内設備②に示す設備又は③に示す案内所までの主たる経路を、視覚障害者移動等円滑化経路としているか[6]	
	②当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けているか （進行方向を変更する必要がない風除室内は除く）	
	③当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の車路に近接する部分、及び、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分[7]には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設しているか	

6 道等から案内設備までの経路が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1489号第四）
- 主として自動車の駐車の用に供する施設に設けるものである場合
- 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が政令第 21 条第 2 項の基準に適合するものである場合

7 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分が、次のいずれかに該当する場合を除く。（告示第1497号第五）
- 勾配が 1／20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が 1／12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するものである場合
- 段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等である場合

参考７　質疑応答集

No	該当条項	質　　問	回　　答
1	法 14 条 ３項	付加条例により共同住宅を特別特定建築物に追加した場合、住戸内にある廊下や出入口についても基準を満たす必要はあるか。	共同住宅の住戸内にある廊下や出入口については、「多数の者が利用する」ことが想定されないため、基準を満たす必要はない。
2	法 14 条 ３項	付加条例により令第 15 条のホテル又は旅館の客室について、基準の付加として客室の総数 50 以上の条件を厳しくすることは可能か。	貴見のとおり。
3	法 14 条 ３項	付加条例により対象建築物の規模を引き下げ、床面積にかかわらず基準適合義務をかけた用途についても、令第 20 条の案内設備の規定は適用しなければならないのか。	貴見のとおり。
4	法 14 条 ５項	特別特定建築物であれば、基準適合義務規定が適用されない既存建築物、小規模建築物等は、すべて努力義務の対象となるのか。	貴見のとおり。
5	法 15 条 ３項	この規定は特別特定建築物に係る努力義務に対する指導及び助言であるが、これはどのような場合に活用が想定されるのか。	特別特定建築物については、既存に対しても高齢者、障害者等からの強いバリアフリー化の要望があることから、基本構想において生活関連施設となる建築物等を建築物特定事業に位置付ける必要がある場合に、建物所有者等との協議の際、所管行政庁の指導及び助言の活用が主に想定される。
6	法 17 条 １項	着工後であっても認定申請は可能か。	原則、着工前に申請を行うべきであるが、工事の完了前であれば可能である。
7	法 17 条 １項	修繕又は模様替については、建築基準法に基づく大規模な修繕又は模様替に該当せず建築確認を要しないものがあるが、この場合であっても認定申請は可能か。	修繕又は模様替が建築物特定施設に係わるものであれば、可能である。
8	法 17 条 ４項	確認申請とバリアフリー法認定申請の併用で申請する場合は適合通知を発行することにより建築基準法第６条第１項の規定による確認済証の交付があったものとみなされるが、計画通知の場合は同様に扱わないということでよいか。	P. 13 法第 17 条第 4 項の解説より、国、都道府県又は建築主事を置く市町村には適用されない。

No	該当条項	質　　問	回　　答
9	法 17 条 4 項	認定申請に併せて確認申請を提出した際、建築主事により適合通知を受けることにより確認済証の交付があったものとみなされるが、通常支払われる確認申請手数料はないと考えてよいか。	所管の特定行政庁に確認いただきたい。
10	令 4 条 令 5 条	用途の判断は建築基準法に基づく判断と同じか。	用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とする。なお、施設の利用目的や利用実態が明らかにバリアフリー法の趣旨と異なる施設については、法の趣旨を鑑みて個別に判断しても差し支えない。 （参照　平成 27 年 11 月 13 日国住街第 107 号↓）
11	令 4 条	令第 4 条第 4 号の解説で、類似用途でセレモニーホール、斎場とあるが、結婚式場はこの用途に該当しないと考えてよいか。	P. 32 令第 4 条の解説により、用途の判断については、建築基準法に基づく判断を基本とするとしているため、所管の特定行政庁に確認いただきたい。
12	令 5 条 3 号	建築基準法第 85 条第 5 項の規定する劇場などの仮設興行場は、特別特定建築物に該当するか。	貴見のとおり。
13	令 5 条 9 号 10 号	令第 5 条第 9 号と第 10 号の違いは何か。	令第 5 条第 9 号は不特定かつ多数の者の利用がなく、主として高齢者、障害者等が利用する施設を規定し、第 10 号は不特定かつ多数の者が利用する施設を規定している。
14	令 5 条 9 号 逐条解説の福祉施設の分類（P. 147）	逐条解説の福祉施設の分類（P. 147）について、分類表の障害者支援施設が特別特定建築物である○印ではなく※印となっているが、「障害者」に知的・精神障害者等も含むとするバリアフリー法の制定主旨からすると、分類表の障害者支援施設は全てが特別特定建築物となるのではないか。	全ての障害者支援施設が「身体の機能上の制限を受けるもの」が利用するとは限らず、特別特定建築物に該当しないこともあり得ることを表中において※印で表している。
15	令 5 条 14 号	飲食を伴うカラオケ店舗は、特別特定建築物に該当するか。	貴見のとおり。（飲食店に該当）

平成 27 年 11 月 13 日国住街第 107 号「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて（技術的助言）」より抜粋

「なお、当該建築物を「老人福祉センターその他これに類するもの」として取り扱った場合であっても、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）における当該建築物の取扱いについては、これらの法の趣旨に鑑み、従前と変わらないことに留意されたい。」

No	該当条項	質　　問	回　　答
16	令９条	基準適合義務対象となる特別特定建築物の面積算定には、バックスペースも含むか。	基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の算定にあたっては、特別特定建築物の用に供される部分を面積算入するが、この面積には、不特定多数が利用しない従業員専用スペース等の部分も含むこととなる。
17	令９条	同一敷地内に 2,000 平方メートル以上の特別特定建築物(物販店)がある場合にそれに付属する駐輪場又は別棟の倉庫は、特別特定建築物の一部であると解釈してよいか。	貴見のとおり。
18	令 11 条 ２号	解説にある「通常の老人ホーム等」については、令第５条第９号に該当するかどうかで判断してよいか。	解説にある「通常の老人ホーム等」とは、令第５条第９号に該当する建築物のうち、特定多数の者が利用し、かつ、主として視覚障害者が利用しないものであり、令第 11 条第２号の規定が適用されない建築物の一例として記載しているものである。 令第５条第９号に該当する建築物であっても、令第 11 条第２号の対象となることもあり得ることから、施設の利用実態等を鑑みて判断されたい。
19	令 11 条 ２号	「階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分」にはエスカレーターの乗降部は含まれないと考えてよいか。	貴見のとおり。
20	令 12 条	常時開放方式の防火設備等が設置されている避難階段についても基準を満たす必要はあるか。	不特定かつ多数の者が利用し、又は主に高齢者、障害者等が利用するもの（公立小学校等の場合は多数の者が利用するもの）であれば、基準を満たす必要がある。
21	令 13 条	本規定は、建物内部に設置される傾斜路のみを対象にしていると考えてよいか。	本規定は主に屋内に設けられる傾斜路を対象としたものであるが、上下階の移動に使用される傾斜路については、屋外に設けられた場合であっても対象となり得る。
22	令 14 条 １項 １号	便所に男子用と女子用の区別がある場合でも、男女共用の車椅子使用者用便房を１以上設ければ基準を満たすと考えてよいか。 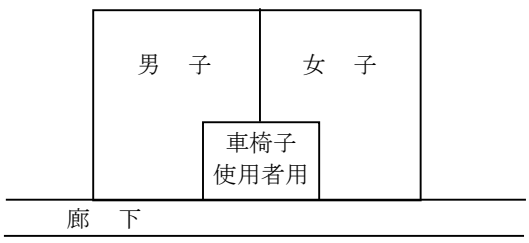	貴見のとおり。

No	該当条項	質　　問	回　　答
23	令14条 1項	物販店舗及びホテルが同居する1棟の複合用途の新築建物で、それぞれの用途面積が2,000㎡を超える場合、円滑化基準における便所は、それぞれの用途部分ごとに最低1箇所の設置が必要か。（エレベーターは共用）	物販店舗及びホテルそれぞれの利用居室から、令第14条に規定する便所までを、移動等円滑化経路として共用のエレベーターを含んで整備するのであれば、当該便所を1箇所以上設置することで基準を満たすこととなるが、用途によって利用出来ない時間がある場合（物販店舗の部分に当該便所があり、閉店後にホテルの客が利用できない等）は、それぞれの用途部分ごとに当該便所を1箇所以上設置することが必要となる。
24	令14条 1項	便所内に、高齢者障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具とはオストメイト対応のことか。 どの様な器具をどのように取付寸法とすればよいか。	P.42令第14条第1項第2号に規定する水洗器具は、オストメイト（人工肛門、人口膀胱保有者）対応のものである。オストメイトは、便や尿が自分の意思と関係なく排泄されてしまうため、排泄物を受ける処理袋を腹部に装着しており、一定時間ごとに処理袋に溜まった排泄物を汚物流し等に捨て、処理袋や腹部を洗浄する必要がある。したがって、当該水洗器具は少なくとも汚物流し台を設けた水栓が必要となる。 なお、水洗は温水が出る混合水洗であることが望ましい。
25	令14条 1項	高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）の設置が求められることとなったが、当該便房内には、汚物流しは別に設けることが必須か。 便器と兼用（汚物流し用水洗をつけた便器）でも最低水準として可（確認申請上不適合と判断されないレベル）か。	P.42令第14条第1項第2号に規定するオストメイト対応の水洗器具については、汚物流し台を設けた水栓が必要であり、水栓をつけた便器（汚物流し台と便器を兼用したもの)の使用も可能である。しかし、この水栓をつけた便器はオストメイトの排泄物を受ける処理袋や腹部を洗浄する姿勢等に考慮すると利用しやすいものと言えないため、主に汚物流し台の設置スペースが取れないような既存便所の改修等の際に使用することが望ましい。
26	令14条 1項	高齢者、障害者等が円滑に利用できる水洗器具を設けた便房（オストメイト対応）は、車椅子使用者用便房内に設置しなければならないのか。	個別機能に応じた設備が効率的・効果的に利用されるよう各々専用便房として設置するのが望ましいといえる。また、車椅子使用者用便房内に設ける場合は、施設用途を十分考慮し、利用しやすさを工夫する必要がある。
27	令15条 2項	令第15条第2項第1号又は第2号において、ただし書を適用した場合には、必ずしも客室内に便所や浴室等を設ける必要はないと考えてよいか。	貴見のとおり。

No	該当条項	質　　問	回　　答
28	令 17 条 １項	バリアフリー法では敷地の定義がされていないが、建築基準法と同義であると解釈してよいか。 同義と考えた場合、建築基準法における敷地の外に設置される駐車場については、令第17条の駐車場の規定は適用されないと考えてよいか。	貴見のとおり。
29	令 17 条	車椅子使用者用駐車施設を立体駐車場（機械式）の一部に設けることは可能か。	平置き形式とすることが望ましいが、利用に支障がない場合はやむを得ない。ただし、認定の場合には適さない。 なお、車椅子使用者用駐車場から利用居室までの経路は、移動等円滑化経路とする必要がある。
30	令 18 条 ２項 ３号	物品販売店舗の売り場スペース等の居室内を通って、車椅子使用者用便房を利用する場合、当該居室内の通路部分を「移動等円滑化経路を構成する廊下等」と扱ってよいか。 また、便所内に車椅子使用者用便房を設置する場合も同様に、便所内の通路部分を「移動等円滑化経路を構成する廊下等」と扱ってよいか。	いずれも貴見のとおり。
31	令 19 条 標識省令	旧ハートビル法の基準適合義務により設置された JIS　Z　8210 以外の標識は、取り換える必要があるのか。	法第 14 条第５項により、既存建築物に関しては基準適合の努力義務が課せられる。
32	令 20 条	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所又は駐車施設がない場合には、案内板等の設置は必要ないと考えてよいか。	貴見のとおり。
33	令 21 条	周辺の床と異なる材質の突起のないブロック等は、令第 21 条に規定する「線状ブロック等」に該当するか。	突起のないものは線状ブロック等に該当しない。
34	令 21 条	案内設備（インターホンなど）を敷地の入口付近に設けた場合、道等から当該設備までの距離が短くても、視覚障害者移動等円滑化経路は必要であると考えてよいか。	貴見のとおり。

No	該当条項	質　　問	回　　答
35	令 22 条 １号	既存のホテルにおいて新たに50室以上の客室を増築しようとする場合、増築部分の客室数に対して必要となる車椅子使用者用客室数が既に設けられているのであれば、増築に伴い新たに車椅子使用者用客室を設ける必要はないか。	令第22条の規定により、令第15条の規定は増築部分に限り適用されることから、増築部分の客室数に対して必要となる車椅子使用者用客室数には、既存の車椅子使用者用客室数を含むことはできず、新たに車椅子使用者用客室を設ける必要がある。 ※H31年3月改正「建築設計標準（追補版）」講習会 Q&A　参照
36	令 22 条 ３号	令第22条第３号に規定する便所は令第14条に規定する便所と同様と考えてよいか。	貴見のとおり。
37	令25条	物販店舗などで階高が高い場合に、折り返し階段が２往復して１フロアに到達するような場合、元の延べ面積に算入されない部分を含めた２往復分（踊場が３箇所）の踊場及び段の部分のすべてを容積率の特例（不算入の床面積）の対象としてよいか。	容積率の算定の基礎となる延べ面積部分（階段１往復分のみ）が対象である。
38	令25条	容積率の特例（延べ面積の1/10の限度）については、複合建築物の場合、それぞれの用途ごとに不算入の床面積を算定すればよいか。	貴見のとおり。
39	誘導基準 省令３条 １項 ５号	建物の維持管理の為の室（機械室等）が廊下に面する場合、戸の開閉方向は外開きでもよいか。	外開きとなる場合は、当該戸が廊下に突出しないよう、戸幅以上の奥行きのアルコーブ等を設ける必要がある。 ただし、通常点検を室の外側より行うＥＰＳ等の扉については、この限りでない。
40	誘導基準 省令９条 １項 １号	１棟の病院で、一定階以上がツインタワー形式の計画の場合（ツインタワー部分の同一のフロア同士は連結されていない）、それぞれのタワー内の各階にオストメイト対応設備を備えた便房を設けるべきか、またはどちらかのタワー内に設けられていれば足りるか。	今回案件に関しては、誘導基準省令第９条第１項第１号の「階ごと」を「ツインタワーそれぞれの階ごと」と読み替える必要があると考える。

【参考】建築設計標準の改正（令和３年３月）にあたって設置された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗 WG」において挙げられた意見とその回答
（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000133.html）

■　第４回検討会及び小規模店舗 WG に対するご意見への対応の方向性（抜粋）

No	委員のご意見及び追加意見（概要）	対応・回答
3	法令上の適合義務基準として下線が引かれている「車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件」（平成18年国土交通省告示第1496号）第２号の「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」に対応しており、当該段落内に書かれた内容（便房の標準内法寸法200cm以上×200cm以上など）はその解説を示しているという理解でよいでしょうか。	本建築設計標準における「十分な空間の確保」は、平成18年国土交通省告示第1496号 第２号の「車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」に対応しています。その後の建築設計標準の内容は、平成18年国土交通省告示第1496号2号に示される「十分な空間の確保」に対する、実際の設計で具体的に実現するために参考とする内容を示しており、主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるものとして示しております。
39	今回、建築設計標準における「～とする。」の定義が示されましたが、法令上の適合義務基準の解説において「～とする。」という表現が用いられていても、それはあくまで「標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるもの」として示しているものであって、適合していなければ法令に反するということを意図したものではないという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	現在予定されている令和３年３月の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正後、特定行政庁等では、建築確認時の審査に反映する内容の検討及び建築設計者等への内容の周知が必要となります。改正後、必要な期間を経て、建築確認時の審査に反映することは特定行政庁の裁量で実施してよろしいか。 なお、建築設計者等への周知期間としては６ヶ月程度必要と考えています。	ご理解の通りです。
42	建築設計標準は、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容等を解説するものとされていますが、具体的にどの部分がこれに該当する記述なのか分かりづらいです。 検討会資料では「法令上の適合義務基準」に該当する記述に下線が引かれていますが、冊子にする場合にも、何かしらの方法で法令に対応する部分を明確にしていただくようお	建築設計標準の定義の表現について解釈をより明確にするために、以下のように改めて見直し修正します。 「建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とする内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容と

	願いします。	、望ましい整備内容等を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。」
43	今回、「床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の場合には、車椅子使用者用便房に直径180㎝以上の円が内接できるスペースを設けること」について、検討会の資料においては、法令上の適合義務基準の解説であるかのような記載がされ、委員の方達もそのような認識の上で議論をされているような印象を受けました。 また、建築設計標準は、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容等を解説するものとされており、多くの行政庁や指定確認検査機関が移動等円滑化基準を審査する際の参考にしていることから、上記内容は義務化を意図したものではないとはっきりした説明がない場合、車椅子使用者用便房内に当該スペースが確保できないと建築確認が下りなくなることが想定されます。 建築設計標準は３月に改正されると聞いており、現在設計を進めている建築物にも大きな影響がありますので、今回の改正内容やその扱いについて、審査側・申請者側にもできるだけ早い段階で十分な周知をしていただくようお願いします。	床面積2,000㎡以上の特別特定建築物に設ける車椅子使用者用便房に直径180㎝以上の円が内接できるスペースを設けることは、個々のプロジェクトの事情で対応できない場合も想定されるため、義務化を意図したものではありません。従いまして、今回の改正においては、主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容で積極的に備えることが求められるものとして位置づけております。（No.３、41、42の回答も参照ください。）

バリアフリー法（建築物）
所 管 行 政 庁 一 覧

参考８

バリアフリー法（建築物）所管行政庁一覧

令和３年１月１日現在

都道府県名	（行政庁名）		都道府県名	（行政庁名）		該当ページ
１　北海道	（北海道）	～	６　山形県	（山形県）	…	169 ～ 172
６　山形県	（山形市）	～	11　埼玉県	（【限】三郷市）	…	173 ～ 176
11　埼玉県	（【限】入間市）	～	12　千葉県	（【限】茂原市）	…	177 ～ 180
12　千葉県	（【限】四街道市）	～	15　新潟県	（新潟県）	…	181 ～ 184
15　新潟県	（新潟市）	～	23　愛知県	（【限】安城市）	…	185 ～ 188
23　愛知県	（【限】西尾市）	～	29　奈良県	（奈良市）	…	189 ～ 192
29　奈良県	（橿原市）	～	40　福岡県	（福岡県）	…	193 ～ 196
40　福岡県	（北九州市）	～	47　沖縄県	（うるま市）	…	197 ～ 200

※　【限】：限定特定行政庁

バリアフリー法(建築物)所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局(建築関係)	連絡先	②計画の認定事務	連絡先
1	北海道	北海道	建設部住宅局建築指導課建築基準係	011-231-4111	各(総合)振興局建設指導課	
1	北海道	札幌市	都市局建築指導部建築安全推進課(特定審査担当)	011-211-2867	都市局建築指導部建築安全推進課(特定審査担当)	011-211-2867
1	北海道	函館市	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	都市建設部建築行政課	0138-21-3392
1	北海道	旭川市	建築部建築指導課	0166-25-8597	建築部建築指導課	0166-25-8597
1	北海道	小樽市	建設部建築指導課	0134-32-4111(367)	建設部建築指導課	0134-32-4111(367)
1	北海道	釧路市	都市整備部建築指導課	0154-31-4577	都市整備部建築指導課	0154-31-4577
1	北海道	苫小牧市	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111
1	北海道	室蘭市	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	都市建設部建築指導課	0143-25-2664
1	北海道	帯広市	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180
1	北海道	北見市	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	都市建設部建設指導課	0157-25-1154
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042
1	北海道	【限】岩見沢市	建設部建築課	0126-23-4111	建設部建築課	0126-23-4111
1	北海道	【限】滝川市	建設部建築住宅課建築保全係	0125-23-1234	建設部建築住宅課建築保全係	0125-23-1234
1	北海道	【限】千歳市	建設部建築課	0123-24-3131	建設部建築課	0123-24-3131
1	北海道	【限】網走市	建設部建築課	0152-44-6111	建設部建築課	0152-44-6111
1	北海道	【限】恵庭市	建設部建築相談課	0123-33-3131	建設部建築相談課	0123-33-3131
1	北海道	【限】登別市	都市整備部建築住宅ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0143-85-2111	都市整備部建築住宅ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0143-85-2111
1	北海道	【限】稚内市	建設産業部都市整備課	0162-23-6466	建設産業部都市整備課	0162-23-6466
1	北海道	【限】伊達市	建設部都市住宅課	0142-82-3294	建設部都市住宅課	0142-82-3294
1	北海道	【限】名寄市	建設水道部建築課	01655-3-2511	建設水道部建築課	01655-3-2511
1	北海道	【限】北広島市	建設部建築課	011-372-3311	建設部建築課	011-372-3311
1	北海道	【限】砂川市	建設部建築住宅課	0125-54-2121	建設部建築住宅課	0125-54-2121
1	北海道	【限】深川市	建設水道部建築住宅課	0164-26-2323	建設水道部建築住宅課	0164-26-2323
1	北海道	【限】紋別市	建設部 都市建築課	0158-24-2111	建設部 都市建築課	0158-24-2111
1	北海道	【限】美唄市	都市整備部建築住宅課	0126-62-3131	都市整備部建築住宅課	0126-62-3131
1	北海道	【限】留萌市	都市環境部建築住宅課	0164-42-2025	都市環境部建築住宅課	0164-42-2025
1	北海道	【限】士別市	建設水道部建築課	0165-26-7801	建設水道部都市整備課建築係	0165-26-7801
1	北海道	【限】白老町	建設課	0144-82-4215	建設課	0144-82-4215
1	北海道	【限】石狩市	建設水道部建築住宅課	0133-72-3141	建設水道部建築住宅課	0133-72-3141
1	北海道	【限】富良野市	建設水道部都市建築課	0167-39-2316	建設水道部都市建築課	0167-39-2316
1	北海道	【限】中標津町	建設水道部都市住宅課	0153-73-3111	建設水道部都市住宅課	0153-73-3111
1	北海道	【限】音更町	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111
1	北海道	【限】当別町	建設水道部建設課	0133-23-3147	建設水道部建設課	0133-23-3147
1	北海道	【限】幕別町	建設部都市計画課	0155-54-6623	建設部都市計画課	0155-54-6623
1	北海道	【限】芽室町	建設都市整備課都市建築係	0155-62-9726	建設都市整備課都市建築係	0155-62-9726
1	北海道	【限】余市町	建設水道部まちづくり計画課	0135-21-2124	建設水道部まちづくり計画課	0135-21-2124
1	北海道	【限】釧路町	都市建設課建築係	0154-62-2195	都市建設課建築係	0154-62-2195
1	北海道	【限】美幌町	建設水道部建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0152-73-1111	建設水道部建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0152-73-1111
1	北海道	【限】赤平市	建設課	0125-32-1844	建設課	0125-32-1844
1	北海道	【限】芦別市	経済建設部都市建設課建築係	0124-27-7380	経済建設部都市建設課建築係	0124-27-7380
1	北海道	【限】長沼町	都市整備課	0123-88-2111	都市整備課	0123-88-2111
1	北海道	【限】根室市	建設水道部建築住宅課	0153-23-6111	建設水道部建築住宅課	0153-23-6111
1	北海道	【限】三笠市	経済建設部建設課	01267-2-3999	経済建設部建設課	01267-2-3999
1	北海道	【限】遠軽町	経済部建設課	0158-42-4817	経済部建設課	0158-42-4817
1	北海道	【限】上富良野町	建設水道課	0167-45-6981	建設水道課	0167-45-6981
1	北海道	【限】北斗市	建設部都市住宅課	0138-73-3111	建設部都市住宅課	0138-73-3111
1	北海道	【限】東神楽町	建設水道課	0166-83-2111	建設水道課	0166-83-2111
2	青森県	青森県	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	各地域県民局	
2	青森県	青森市	建築指導課	017-752-8245	建築指導課	017-752-8245
2	青森県	八戸市	建築指導課	0178-43-2111(4851)	建築指導課	0178-43-2111(4851)
2	青森県	弘前市	建築指導課	0172-40-7053	建築指導課	0172-40-3736
3	岩手県	岩手県	建築住宅課建築指導担当	019-629-5937	各地方振興局土木部	
3	岩手県	盛岡市	建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111
3	岩手県	【限】宮古市	建築住宅課建築指導室	0193-62-2111	建築住宅課建築指導室	0193-62-2111
3	岩手県	【限】花巻市	建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567	建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567
3	岩手県	【限】北上市	都市計画課建築指導係	0197-72-8277	都市計画課建築指導係	0197-72-8277
3	岩手県	【限】釜石市	都市計画課建築住宅係	0193-22-2111	都市計画課建築住宅係	0193-22-2111
3	岩手県	【限】一関市	都市整備課建築指導係	0191-21-2111	都市整備課建築指導係	0191-21-2111
3	岩手県	【限】奥州市	都市整備部　都市計画課　建築指導係	0197-35-2111	都市整備部　都市計画課　建築指導係	0197-35-2111
4	宮城県	宮城県	建築宅地課建築指導班	022-211-3243	建築宅地課建築指導班	022-211-3243
4	宮城県	仙台市	建築指導課指導係	022-214-8348	各区役所街並み形成課	
4	宮城県	塩竈市	定住促進課指導係	022-364-1126	定住促進課指導係	022-364-1126
4	宮城県	石巻市	建築指導課確認・開発グループ	0225-95-1111	建築指導課確認・開発グループ	0225-95-1111
4	宮城県	大崎市	建築指導課審査担当	0229-23-8057	建築指導課審査担当	0229-23-8057
5	秋田県	秋田県	建築住宅課建築指導班	018-860-2565	各地域振興局建設部建築課	
5	秋田県	秋田市	建築指導課	018-888-5769	建築指導課	018-888-5769
5	秋田県	横手市	建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224
5	秋田県	【限】大館市	都市計画課	0186-43-7083	都市計画課	0186-43-7083
5	秋田県	【限】大仙市	建築住宅課	0187-88-8822	建築住宅課	0187-88-8822
6	山形県	山形県	県土整備部建築住宅課建築指導担当	023-630-2651	各総合支庁建設部建築課	

No	都道府県	所管行政庁	③14条1項審査部局	連絡先	④建築確認審査部局	連絡先
1	北海道	北海道	各(総合)振興局建設指導課		各(総合)振興局建設指導課	
1	北海道	札幌市	都市局建築指導部建築安全推進課(特定審査担当)	011-211-2867	都市局建築指導部建築確認課	011-211-2846
1	北海道	函館市	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	都市建設部建築行政課	0138-21-3392
1	北海道	旭川市	建築部建築指導課	0166-25-8597	建築部建築指導課	0166-25-8597
1	北海道	小樽市	建設部建築指導課	0134-32-4111(367)	建設部建築指導課	0134-32-4111(367)
1	北海道	釧路市	都市整備部建築指導課	0154-31-4577	都市整備部建築指導課	0154-31-4577
1	北海道	苫小牧市	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111
1	北海道	室蘭市	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	都市建設部建築指導課	0143-25-2664
1	北海道	帯広市	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180
1	北海道	北見市	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	都市建設部建設指導課	0157-25-1154
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042
1	北海道	【限】岩見沢市			建設部建築課	0126-23-4111
1	北海道	【限】滝川市			建設部建築住宅課	0125-23-1234
1	北海道	【限】千歳市			建設部建築課	0123-24-3131
1	北海道	【限】網走市			建設部建築課	0152-44-6111
1	北海道	【限】恵庭市			建設部建築相談課	0123-33-3131
1	北海道	【限】登別市			都市整備部建築住宅ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0143-85-2111
1	北海道	【限】稚内市			建設産業部都市整備課	0162-23-6466
1	北海道	【限】伊達市			建設部都市住宅課	0142-82-3294
1	北海道	【限】名寄市			建設水道部建築課	01655-3-2511
1	北海道	【限】北広島市	建設部建築課	011-372-3311	建設部建築課	011-372-3311
1	北海道	【限】砂川市			建設部建築住宅課	0125-54-2121
1	北海道	【限】深川市			建設水道部建築住宅課	0164-26-2323
1	北海道	【限】紋別市			建設部 都市建築課	0158-24-2111
1	北海道	【限】美唄市			都市整備部建築住宅課	0126-62-3131
1	北海道	【限】留萌市			都市環境部建築住宅課	0164-42-2025
1	北海道	【限】士別市			建設水道部都市整備課建築係	0165-26-7801
1	北海道	【限】白老町			建設課	0144-82-4215
1	北海道	【限】石狩市			建設水道部建築住宅課	0133-72-3141
1	北海道	【限】富良野市			建設水道部都市建築課	0167-39-2316
1	北海道	【限】中標津町			建設水道部都市住宅課	0153-73-3111
1	北海道	【限】音更町	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111
1	北海道	【限】当別町			建設水道部建設課	0133-23-3147
1	北海道	【限】幕別町			建設部都市計画課	0155-54-6623
1	北海道	【限】芽室町			建設都市整備課都市建築係	0155-62-9726
1	北海道	【限】余市町			建設水道部まちづくり計画課	0135-21-2124
1	北海道	【限】釧路町			都市建設課建築係	0154-62-2195
1	北海道	【限】美幌町			建設水道部建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0152-73-1111
1	北海道	【限】赤平市			建設課	0125-32-1844
1	北海道	【限】芦別市			経済建設部都市建設課建築係	0124-27-7380
1	北海道	【限】長沼町			都市整備課	0123-88-2111
1	北海道	【限】根室市			建設水道部建築住宅課	0153-23-6111
1	北海道	【限】三笠市			経済建設部建設課	01267-2-3999
1	北海道	【限】遠軽町			経済部建設課	0158-42-4817
1	北海道	【限】上富良野町			建設水道課	0167-45-6981
1	北海道	【限】北斗市			建設部都市住宅課	0138-73-3111
1	北海道	【限】東神楽町			建設水道課	0166-83-2111
2	青森県	青森県	各地域県民局		各地域県民局	
2	青森県	青森市	建築指導課	017-752-8245	建築指導課	017-752-8245
2	青森県	八戸市	建築指導課	0178-43-2111(4851)	建築指導課	0178-43-2111(4851)
2	青森県	弘前市	建築指導課	0172-40-3736	建築指導課	0172-40-3736
3	岩手県	岩手県	各地方振興局土木部		各地方振興局土木部	
3	岩手県	盛岡市	建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111
3	岩手県	【限】宮古市			建築住宅課建築指導室	0193-62-2111
3	岩手県	【限】花巻市			建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567
3	岩手県	【限】北上市			都市計画課建築指導係	0197-72-8277
3	岩手県	【限】釜石市			都市計画課建築住宅係	0193-22-2111
3	岩手県	【限】一関市			都市整備課建築指導係	0191-21-2111
3	岩手県	【限】奥州市			都市整備部　都市計画課　建築指導係	0197-35-2111
4	宮城県	宮城県	各土木事務所建築担当班		各土木事務所建築担当班	
4	宮城県	仙台市	建築審査課	022-214-8485	建築審査課	022-214-8485
4	宮城県	塩竈市	定住促進課指導係	022-364-1126	定住促進課指導係	022-364-1126
4	宮城県	石巻市	建築指導課確認・開発グループ	0225-95-1111	建築指導課確認・開発グループ	0225-95-1111
4	宮城県	大崎市	建築指導課審査担当	0229-23-8057	建築指導課審査担当	0229-23-8057
5	秋田県	秋田県	各地域振興局建設部建築課		各地域振興局建設部建築課	
5	秋田県	秋田市	建築指導課	018-888-5769	建築指導課	018-888-5769
5	秋田県	横手市	建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224
5	秋田県	【限】大館市	都市計画課	0186-43-7083	都市計画課	0186-43-7083
5	秋田県	【限】大仙市	建築住宅課	0187-88-8822	建築住宅課	0187-88-8822
6	山形県	山形県	各総合支庁建設部建築課		各総合支庁建設部建築課	

No	都道府県	所管行政庁	⑤15条(違反等)関係	連絡先	⑥24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	⑦適用条例名 （福祉の街づくり条例等）
1	北海道	北海道	各(総合)振興局建設指導課		建設部住宅局建築指導課建築基準係	011-231-4111	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	札幌市	都市局建築指導部建築安全推進課監察係	011-211-2808	都市局建築指導部管理課指導係	011-211-2859	札幌市福祉のまちづくり条例
1	北海道	函館市	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	函館市福祉のまちづくり条例
1	北海道	旭川市	建築部建築指導課	0166-25-8597	建築部建築指導課	0166-25-8597	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	小樽市	建設部建築指導課	0134-32-4111(431)	建設部建築指導課	0134-32-4111(432)	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	釧路市	都市整備部建築指導課	0154-31-4577	都市整備部建築指導課	0154-31-4577	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	苫小牧市	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	苫小牧市福祉のまちづくり条例
1	北海道	室蘭市	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	都市建設部建築指導課	0143-25-2664	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	帯広市	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	都市環境部都市建築室建築開発課	0155-65-4180	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	北見市	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	都市建設部建設指導課	0157-25-1154	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】岩見沢市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】滝川市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】千歳市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】網走市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】恵庭市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】登別市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】稚内市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】伊達市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】名寄市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】北広島市	建設部建築課	011-372-3311	建設部建築課	011-372-3311	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】砂川市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】深川市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】紋別市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】美唄市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】留萌市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】士別市					士別市福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】白老町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】石狩市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】富良野市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】中標津町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】音更町	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】当別町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】幕別町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】芽室町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】余市町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】釧路町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】美幌町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】赤平市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】芦別市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】長沼町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】根室市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】三笠市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】遠軽町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】上富良野町					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】北斗市					北海道福祉のまちづくり条例
1	北海道	【限】東神楽町					北海道福祉のまちづくり条例
2	青森県	青森県	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	建築住宅課建築指導G	017-734-9693	青森県福祉のまちづくり条例
2	青森県	青森市	建築指導課	017-752-8245	建築指導課	017-752-8245	青森県福祉のまちづくり条例
2	青森県	八戸市	建築指導課	0178-43-2111(4851)	建築指導課	0178-43-2111(4851)	青森県福祉のまちづくり条例
2	青森県	弘前市	建築指導課	0172-40-3736	建築指導課	0172-40-3736	青森県福祉のまちづくり条例
3	岩手県	岩手県	各地方振興局土木部		建築住宅課建築指導担当	019-629-5937	ひとにやさしいまちづくり条例
3	岩手県	盛岡市	建築指導課	019-651-4111	建築指導課	019-651-4111	ひとにやさしいまちづくり条例
3	岩手県	【限】宮古市					ひとにやさしいまちづくり条例
3	岩手県	【限】花巻市					ひとにやさしいまちづくり条例
3	岩手県	【限】北上市					ひとにやさしいまちづくり条例
3	岩手県	【限】釜石市					ひとにやさしいまちづくり条例
3	岩手県	【限】一関市					ひとにやさしいまちづくり条例
3	岩手県	【限】奥州市					ひとにやさしいまちづくり条例
4	宮城県	宮城県	各土木事務所建築担当班		建築宅地課建築指導班	022-211-3243	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例
4	宮城県	仙台市	各区役所街並み形成課		建築指導課管理係	022-214-8348	仙台市人にやさしいまちづくり条例
4	宮城県	塩竈市	定住促進課指導係	022-364-1126	定住促進課指導係	022-364-1126	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(県条例)
4	宮城県	石巻市	建築指導課確認・開発グループ	0225-95-1111	建築指導課確認・開発グループ	0225-95-1111	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(県条例)
4	宮城県	大崎市	建築指導課指導担当	0229-23-8057	建築指導課指導担当	0229-23-8057	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例(県条例)
5	秋田県	秋田県	各地域振興局建設部建築課		建築住宅課建築指導班	018-860-2565	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
5	秋田県	秋田市	建築指導課	018-888-5769	建築指導課	018-888-5769	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
5	秋田県	横手市	建築住宅課	0182-35-2224	建築住宅課	0182-35-2224	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
5	秋田県	【限】大館市	都市計画課	0186-43-7083			秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
5	秋田県	【限】大仙市	建築住宅課	0187-88-8822			秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
6	山形県	山形県	各総合支庁建設部建築課		各総合支庁建設部建築課		山形県みんなにやさしいまちづくり条例

No	都道府県	所管行政庁	⑧福祉の街づくり条例等所管	連絡先	⑨福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	⑩建築基準条例名 （福祉的基準がある場合）
1	北海道	北海道	保健福祉部福祉援護課	011-231-4111	各（総合）振興局建設指導課		北海道建築基準法施行条例
1	北海道	札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	011-211-2936	都市局建築指導部建築安全推進課（特定審査担当）	011-211-2867	―
1	北海道	函館市	保健福祉部地域福祉課	0138-21-3289	都市建設部建築行政課	0138-21-3392	函館市建築基準条例
1	北海道	旭川市	―	―	―	―	―
1	北海道	小樽市					小樽市建築基準法施行条例
1	北海道	釧路市					釧路市建築基準法施行条例
1	北海道	苫小牧市	福祉部障がい福祉課	0144-32-6111	都市建設部建築指導課	0144-32-6111	苫小牧市建築基準法施行条例
1	北海道	室蘭市					室蘭市建築基準法施行条例
1	北海道	帯広市					帯広市建築基準法施行条例
1	北海道	北見市					北見市建築基準法施行条例
1	北海道	江別市	建設部建築指導課	011-381-1042	建設部建築指導課	011-381-1042	
1	北海道	【限】岩見沢市					
1	北海道	【限】滝川市					
1	北海道	【限】千歳市					
1	北海道	【限】網走市					
1	北海道	【限】恵庭市					
1	北海道	【限】登別市					
1	北海道	【限】稚内市					
1	北海道	【限】伊達市					
1	北海道	【限】名寄市	建設水道部建築課	01655-3-2511	建設水道部建築課	01655-3-2511	
1	北海道	【限】北広島市	建設部建築課	011-372-3311	建設部建築課	011-372-3311	
1	北海道	【限】砂川市					
1	北海道	【限】深川市					
1	北海道	【限】紋別市					
1	北海道	【限】美唄市					
1	北海道	【限】留萌市					
1	北海道	【限】士別市	健康福祉部福祉課	0165-26-7744	認定等は北海道福祉のまちづくり条例にて対応		
1	北海道	【限】白老町					
1	北海道	【限】石狩市	保健福祉部福祉総務課	0133-72-3152			
1	北海道	【限】富良野市					
1	北海道	【限】中標津町					
1	北海道	【限】音更町	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	建設水道部建築住宅課	0155-42-2111	
1	北海道	【限】当別町					
1	北海道	【限】幕別町					
1	北海道	【限】芽室町					
1	北海道	【限】余市町					
1	北海道	【限】釧路町					
1	北海道	【限】美幌町					
1	北海道	【限】赤平市					
1	北海道	【限】芦別市					
1	北海道	【限】長沼町					
1	北海道	【限】根室市					
1	北海道	【限】三笠市					
1	北海道	【限】遠軽町					
1	北海道	【限】上富良野町					
1	北海道	【限】北斗市					
1	北海道	【限】東神楽町					
2	青森県	青森県	健康福祉部障害福祉課	017-734-9307	各地域県民局		
2	青森県	青森市			建築指導課	017-752-8245	
2	青森県	八戸市			建築指導課	0178-43-2111(4851)	
2	青森県	弘前市			建築指導課	0172-40-3736	
3	岩手県	岩手県	保健福祉部地域福祉課	019-629-5421	各地方振興局土木部		
3	岩手県	盛岡市			建築指導課	019-651-4111	
3	岩手県	【限】宮古市			建築住宅課建築指導室	0193-62-2111	
3	岩手県	【限】花巻市			建設部建築住宅課建築指導係	0198-41-3567	
3	岩手県	【限】北上市			都市計画課建築指導係	0197-72-8277	
3	岩手県	【限】釜石市			都市計画課建築住宅係	0193-22-2111	
3	岩手県	【限】一関市			都市整備課建築指導係	0191-21-2111	
3	岩手県	【限】奥州市			都市整備部　都市計画課　建築指導係	0197-35-2111	
4	宮城県	宮城県	保健福祉部社会福祉課	022-211-2519	各土木事務所建築担当班		
4	宮城県	仙台市	社会課地域福祉係	022-214-8158	各区役所街並み形成課		
4	宮城県	塩竈市	定住促進課指導係	022-364-1126	定住促進課指導係	022-364-1126	
4	宮城県	石巻市	建築指導課確認・開発グループ	0225-95-1111	建築指導課審査グループ	0225-95-1111	
4	宮城県	大崎市	建築指導課指導担当	0229-23-8057	建築指導課審査担当	0229-23-8057	
5	秋田県	秋田県	健康福祉部地域・家庭福祉課調整・地域福祉班	018-860-1342	各地域振興局建設部建築課		
5	秋田県	秋田市			建築指導課	018-888-5769	
5	秋田県	横手市			建築住宅課	0182-35-2224	
5	秋田県	【限】大館市			都市計画課	0186-43-7083	
5	秋田県	【限】大仙市			建築住宅課	0187-88-8822	
6	山形県	山形県	健康福祉部地域福祉推進課	023-630-2269	各総合支庁建設部建築課		

バリアフリー法(建築物)所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局(建築関係)	連絡先	②計画の認定事務	連絡先
6	山形県	山形市	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212
6	山形県	【限】酒田市	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749
6	山形県	【限】鶴岡市	建設部建築課	0235-25-2111	建設部建築課	0235-25-2111
6	山形県	【限】米沢市	建設部都市整備課建築住宅担当	0238-22-5111	建設部都市整備課建築住宅担当	0238-22-5111
6	山形県	【限】天童市	建設部建設課建築指導係	023-654-1111	建設部建設課建築指導係	023-654-1111
7	福島県	福島県	土木部建築指導課	024-521-7523	各建設事務所建築住宅部	ー
7	福島県	いわき市	建築指導課	0246-22-7516	建築指導課	0246-22-7516
7	福島県	郡山市	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371
7	福島県	福島市	開発建築指導課　建築審査係	024-572-5724	開発建築指導課指導係	024-525-3764
7	福島県	【限】会津若松市	建築住宅課　建築指導グループ	0242-39-1307	建築住宅課　建築指導グループ	0242-39-1307
7	福島県	【限】須賀川市	建築住宅課指導企画係	0248-88-9151	建築住宅課指導企画係	0248-88-9151
8	茨城県	茨城県	土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4727(直)	土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4727(直)
8	茨城県	水戸市	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)
8	茨城県	日立市	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)
8	茨城県	土浦市	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)
8	茨城県	古河市	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)
8	茨城県	北茨城市	都市建設部都市計画課建築指導係	0293-43-1111(代)	都市建設部都市計画課建築指導係	0293-43-1111(代)
8	茨城県	取手市	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)
8	茨城県	ひたちなか市	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)
8	茨城県	つくば市	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)
8	茨城県	高萩市	産業建設部都市整備課	0293-23-7034(直)	産業建設部都市整備課	0293-23-7034(直)
9	栃木県	栃木県	県土整備部建築課	028-623-2514	各土木事務所	ー
9	栃木県	宇都宮市	都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2577
9	栃木県	足利市	建築指導課	0284-20-2171	建築指導課	0284-20-2171
9	栃木県	小山市	建築指導課	0285-22-9232	建築指導課	0285-22-9232
9	栃木県	鹿沼市	建築指導課	0289-63-2430	建築指導課	0289-63-2430
9	栃木県	栃木市	建築課	0282-21-2442	建築課	0282-21-2442
9	栃木県	佐野市	建築指導課	0283-20-3104	建築指導課	0283-20-3104
9	栃木県	那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174
9	栃木県	日光市	建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197
9	栃木県	大田原市	建築指導課	0287-23-1178	建築指導課	0287-23-1178
10	群馬県	太田市	建築指導課	0276-47-1837	建築指導課	0276-47-1837
10	群馬県	伊勢崎市	建築指導課	0270-24-5111	建築指導課	0270-24-5111
10	群馬県	館林市	建築課	0276-47-5157	建築課	0276-47-5157
10	群馬県	桐生市	建築指導課	0277-46-1111	建築指導課	0277-46-1111
10	群馬県	【限】藤岡市	都市計画課建築指導係	0274-40-2827	都市計画課建築指導係	0274-40-2827
10	群馬県	【限】渋川市	建設交通部建築住宅課指導係	0279-22-2072	建設交通部建築住宅課指導係	0279-22-2072
10	群馬県	【限】安中市	建設部建築住宅課	027-382-1111	建設部建築住宅課	027-382-1111
10	群馬県	【限】富岡市	都市建設部建築課建築指導係	0274-62-1511	都市建設部建築課建築指導係	0274-62-1511
10	群馬県	【限】沼田市	都市建設部建設課建築指導係	0278-23-2111	都市建設部建設課建築指導係	0278-23-2111
10	群馬県	【限】みどり市	都市建設部建築指導課審査指導係	0277-76-2189	都市建設部建築指導課審査指導係	0277-76-2189
11	埼玉県	埼玉県	都市整備部建築安全課建築指導担当	048-830-5519	各建築安全センター	
11	埼玉県	川口市	都市計画部建築安全課	048-258-6345	都市計画部建築安全課	048-258-6345
11	埼玉県	川越市	都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974
11	埼玉県	所沢市	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180
11	埼玉県	越谷市	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111
11	埼玉県	さいたま市	建設局建築部建築総務課	048-829-1539	北部建設事務所建築指導課 南部建設事務所建築指導課	048-646-3235 048-840-6236
11	埼玉県	草加市	都市整備部建築安全課	048-922-0151	都市整備部建築安全課	048-922-0151
11	埼玉県	上尾市	都市整備部建築安全課	048-775-8490	都市整備部建築安全課	048-775-8490
11	埼玉県	熊谷市	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	都市整備部建築審査課	0493-39-4809
11	埼玉県	新座市	都市整備部建築開発課	048-477-4309	都市整備部建築開発課	048-477-4309
11	埼玉県	春日部市	都市整備部建築課	048-736-1111	都市整備部建築課	048-736-1111
11	埼玉県	狭山市	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	都市建設部建築審査課	04-2953-1111
11	埼玉県	久喜市	建設部建築審査課	0480-22-1111	建設部建築審査課	0480-22-1111
11	埼玉県	【限】三郷市	まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743	まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743

No	都道府県	所管行政庁	③14条1項審査部局	連絡先	④建築確認審査部局	連絡先
6	山形県	山形市	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212
6	山形県	【限】酒田市	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749
6	山形県	【限】鶴岡市	建設部建築課	0235-25-2111	建設部建築課	0235-25-2111
6	山形県	【限】米沢市	建設部都市整備課建築住宅担当	0238-22-5111	建設部都市整備課建築住宅担当	0238-22-5111
6	山形県	【限】天童市	建設部建設課建築指導係	023-654-1111	建設部建設課建築指導係	023-654-1111
7	福島県	福島県	各建設事務所建築住宅部	－	各建設事務所建築住宅部	－
7	福島県	いわき市	建築指導課	0246-22-7516	建築指導課	0246-22-7516
7	福島県	郡山市	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371
7	福島県	福島市	開発建築指導課建築審査係	024-572-5724	開発建築指導課建築審査係	024-572-5724
7	福島県	【限】会津若松市	建築住宅課　建築指導グループ	0242-39-1307	建築住宅課　建築指導グループ	0242-39-1307
7	福島県	【限】須賀川市	建築住宅課指導企画係	0248-88-9151	建築住宅課指導企画係	0248-88-9151
8	茨城県	茨城県	本庁及び各県民センター	－	本庁及び各県民センター	－
8	茨城県	水戸市	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)
8	茨城県	日立市	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)
8	茨城県	土浦市	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)
8	茨城県	古河市	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)
8	茨城県	北茨城市	都市建設部都市計画課建築指導係	0293-43-1111(代)	都市建設部都市計画課建築指導係	0293-43-1111(代)
8	茨城県	取手市	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)
8	茨城県	ひたちなか市	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)
8	茨城県	つくば市	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)
8	茨城県	高萩市	産業建設部都市整備課	0293-23-7034(直)	産業建設部都市整備課	0293-23-7034(直)
9	栃木県	栃木県	各土木事務所	－	各土木事務所	－
9	栃木県	宇都宮市	都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2577
9	栃木県	足利市	建築指導課	0284-20-2171	建築指導課	0284-21-2171
9	栃木県	小山市	建築指導課	0285-22-9232	建築指導課	0285-22-9232
9	栃木県	鹿沼市	建築指導課	0289-63-2430	建築指導課	0289-63-2430
9	栃木県	栃木市	建築課	0282-21-2442	建築課	0282-21-2442
9	栃木県	佐野市	建築指導課	0283-20-3104	建築指導課	0283-20-3104
9	栃木県	那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174
9	栃木県	日光市	建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197
9	栃木県	大田原市	建築指導課	0287-23-1178	建築指導課	0287-23-1178
10	群馬県	太田市	建築指導課	0276-47-1837	建築指導課	0276-47-1837
10	群馬県	伊勢崎市	建築指導課	0270-24-5111	建築指導課	0270-24-5111
10	群馬県	館林市	建築課	0276-47-5157	建築課	0276-47-5157
10	群馬県	桐生市	建築指導課	0277-46-1111	建築指導課	0277-46-1111
10	群馬県	【限】藤岡市			都市計画課建築指導係	0274-40-2827
10	群馬県	【限】渋川市			建設交通部建築住宅課指導係	0279-22-2072
10	群馬県	【限】安中市			建設部建築住宅課	027-382-1111
10	群馬県	【限】富岡市			都市建設部建築課建築指導係	0274-62-1511
10	群馬県	【限】沼田市			都市建設部建設課建築室	0278-23-2111
10	群馬県	【限】みどり市			都市建設部建築指導課審査指導係	0277-76-2189
11	埼玉県	埼玉県	各建築安全センター		各建築安全センター	
11	埼玉県	川口市	都市計画部建築安全課	048-258-6345	都市計画部建築安全課	048-258-6345
11	埼玉県	川越市	都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974
11	埼玉県	所沢市	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180
11	埼玉県	越谷市	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111
11	埼玉県	さいたま市	北部建設事務所建築審査課 南部建設事務所建築審査課	048-646-3242 048-840-6242	北部建設事務所建築審査課 南部建設事務所建築審査課	048-646-3242 048-840-6242
11	埼玉県	草加市	都市整備部建築安全課	048-922-0151	都市整備部建築安全課	048-922-0151
11	埼玉県	上尾市	都市整備部建築安全課	048-775-8490	都市整備部建築安全課	048-775-8490
11	埼玉県	熊谷市	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	都市整備部建築審査課	0493-39-4809
11	埼玉県	新座市	都市整備部建築開発課	048-477-4309	都市整備部建築開発課	048-477-4309
11	埼玉県	春日部市	都市整備部建築課	048-736-1111	都市整備部建築課	048-736-1111
11	埼玉県	狭山市	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	都市建設部建築審査課	04-2953-1111
11	埼玉県	久喜市	建設部建築審査課	0480-22-1111	建設部建築審査課	0480-22-1111
11	埼玉県	【限】三郷市			まちづくり推進部開発指導課	048-930-7743

No	都道府県	所管行政庁	⑤15条(違反等)関係	連絡先	⑥24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	⑦適用条例名 （福祉の街づくり条例等）
6	山形県	山形市	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	まちづくり政策部建築指導課	023-641-1212	山形県みんなにやさしい まちづくり条例（県条例）
6	山形県	【限】酒田市	建設部建築課確認審査係	0234-26-5749			山形県みんなにやさしい まちづくり条例（県条例）
6	山形県	【限】鶴岡市	建設部建築課	0235-25-2111			山形県みんなにやさしい まちづくり条例（県条例）
6	山形県	【限】米沢市	建設部都市整備課建築住宅担当	0238-22-5111			山形県みんなにやさしい まちづくり条例（県条例）
6	山形県	【限】天童市	建設部建設課建築指導係	023-654-1111			山形県みんなにやさしい まちづくり条例（県条例）
7	福島県	福島県	各建設事務所建築住宅部	－	土木部建築指導課	024-521-7523	人にやさしいまちづくり条例
7	福島県	いわき市	建築指導課	0246-22-7516	建築指導課	0246-22-7516	人にやさしいまちづくり条例（県条例）
7	福島県	郡山市	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	人にやさしいまちづくり条例（県条例）
7	福島県	福島市	開発建築指導課建築審査係	024-572-5724	開発建築指導課指導係	024-525-3764	人にやさしいまちづくり条例（県条例）
7	福島県	【限】会津若松市	建築住宅課建築指導グループ	0242-39-1307	各建設事務所建築住宅部	－	人にやさしいまちづくり条例（県条例）
7	福島県	【限】須賀川市	建築住宅課指導企画係（4号建築物）	0248-88-9151	各建設事務所建築住宅部	－	人にやさしいまちづくり条例（県条例）
8	茨城県	茨城県	土木部都市局建築指導課監察・免許グループ	029-301-4722(直)	土木部都市局建築指導課建築グループ	029-301-4727(直)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	水戸市	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	日立市	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	土浦市	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	古河市	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	北茨城市	都市建設部都市計画課建築指導係	0293-43-1111(代)	都市建設部都市計画課建築指導係	0293-43-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	取手市	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	ひたちなか市	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	つくば市	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
8	茨城県	高萩市	産業建設部都市整備課	0293-23-7034(直)	産業建設部都市整備課	0293-23-7034(直)	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	栃木県	各土木事務所	－	県土整備部建築課	028-623-2514	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	宇都宮市	都市整備部建築指導課	028-632-2577	都市整備部建築指導課	028-632-2577	宇都宮市やさしさをはぐくむ 福祉のまちづくり条例
9	栃木県	足利市	建築指導課	0284-20-2171	建築指導課	0284-20-2171	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	小山市	建築指導課	0285-22-9233	建築指導課	0285-22-9232	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	鹿沼市	建築指導課	0289-63-2430	建築指導課	0289-63-2430	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	栃木市	建築課	0282-21-2442	建築課	0282-21-2442	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	佐野市	建築指導課	0283-20-3104	建築指導課	0283-20-3104	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	那須塩原市	建築指導課	0287-62-7174	建築指導課	0287-62-7174	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	日光市	建築住宅課	0288-21-5197	建築住宅課	0288-21-5197	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
9	栃木県	大田原市	建築指導課	0287-23-1178	建築指導課	0287-23-1178	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例
10	群馬県	太田市	建築指導課	0276-47-1837	建築指導課	0276-47-1837	人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	伊勢崎市	建築指導課	0270-24-5111	建築指導課	0270-24-5111	人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	館林市	建築課	0276-47-5157	建築課	0276-47-5157	人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	桐生市	建築指導課	0277-46-1111	建築指導課	0277-46-1111	人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	【限】藤岡市					人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	【限】渋川市					人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	【限】安中市					人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	【限】富岡市					人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	【限】沼田市					人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
10	群馬県	【限】みどり市					人にやさしい福祉の まちづくり条例(県制定)
11	埼玉県	埼玉県	各建築安全センター		都市整備部建築安全課建築指導担当	048-830-5519	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	川口市	都市計画部建築安全課	048-258-6345	都市計画部建築安全課	048-258-6345	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	川越市	都市計画部建築指導課	049-224-5974	都市計画部建築指導課	049-224-5974	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	所沢市	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	越谷市	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	都市整備部建築住宅課	048-964-2111	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	さいたま市	建設局建築部建築総務課	048-829-1539	建設局建築部建築行政課	048-829-1533	さいたま市　だれもが住みよい福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	草加市	都市整備部建築安全課	048-922-0151	都市整備部建築安全課	048-922-0151	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	上尾市	都市整備部建築安全課	048-775-8490	都市整備部建築安全課	048-775-8490	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	熊谷市	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	都市整備部建築審査課	0493-39-4809	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	新座市	都市整備部建築開発課	048-477-4309	都市整備部建築開発課	048-477-4309	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	春日部市	都市整備部建築課	048-736-1111	都市整備部建築課	048-736-1111	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	狭山市	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	都市建設部建築審査課	04-2953-1111	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	久喜市	建設部建築審査課	0480-22-1111	建設部建築審査課	0480-22-1111	埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】三郷市					埼玉県福祉のまちづくり条例

No	都道府県	所管行政庁	⑧福祉の街づくり条例等所管	連絡先	⑨福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	⑩建築基準条例名 （福祉的基準がある場合）
6	山形県	山形市					
6	山形県	【限】酒田市					
6	山形県	【限】鶴岡市					
6	山形県	【限】米沢市					
6	山形県	【限】天童市					
7	福島県	福島県	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170	各建設事務所建築住宅部	－	福島県建築基準法施行条例
7	福島県	いわき市			建築指導課	0246-22-7516	
7	福島県	郡山市			都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	
7	福島県	福島市			開発建築指導課建築審査係	024-572-5724	
7	福島県	【限】会津若松市			各建設事務所建築住宅部	－	
7	福島県	【限】須賀川市			各建設事務所建築住宅部	－	
8	茨城県	茨城県	保健福祉部長寿福祉推進課	029-301-3326(直)	本庁及び各県民センター	－	
8	茨城県	水戸市	福祉部福祉総務課	029-224-1111(代)	都市計画部建築指導課	029-224-1111(代)	
8	茨城県	日立市	－	－	都市建設部建築指導課審査係	0294-22-3111(代)	
8	茨城県	土浦市	保健福祉部社会福祉課	029-826-1111(代)	都市産業部建築指導課建築係	029-826-1111(代)	
8	茨城県	古河市	－	－	都市建設部建築指導課	0280-76-1511(代)	
8	茨城県	北茨城市	－	－	都市建設部都市計画課建築指導係	0293-43-1111(代)	
8	茨城県	取手市	福祉部障害福祉課	0297-74-2141(代)	都市整備部建築指導課	0297-74-2141(代)	
8	茨城県	ひたちなか市	－	－	都市整備部建築指導課	029-273-0111(代)	
8	茨城県	つくば市	－	－	都市計画部建築指導課	029-883-1111(代)	
8	茨城県	高萩市	－	－	産業建設部都市整備課	0293-23-7034(直)	
9	栃木県	栃木県	保健福祉部保健福祉課	028-623-3047	各土木事務所	－	
9	栃木県	宇都宮市	保健福祉部保健福祉総務課	028-632-2919	都市整備部建築指導課	028-632-2577	
9	栃木県	足利市	－	－	建築指導課	0284-20-2171	
9	栃木県	小山市	－	－	建築指導課	0285-22-9232	
9	栃木県	鹿沼市	－	－	建築指導課	0289-63-2430	
9	栃木県	栃木市	－	－	建築課	0282-21-2442	
9	栃木県	佐野市	－	－	建築指導課	0283-20-3104	
9	栃木県	那須塩原市	－	－	建築指導課	0287-62-7174	
9	栃木県	日光市	－	－	建築住宅課	0288-21-5197	
9	栃木県	大田原市	－	－	建築指導課	0287-23-1178	
10	群馬県	太田市					
10	群馬県	伊勢崎市					
10	群馬県	館林市					
10	群馬県	桐生市					
10	群馬県	【限】藤岡市					
10	群馬県	【限】渋川市					
10	群馬県	【限】安中市					
10	群馬県	【限】富岡市					
10	群馬県	【限】沼田市					
10	群馬県	【限】みどり市					
11	埼玉県	埼玉県	総括(建築物以外):福祉部福祉政策課 (建築物):都市整備部建築安全課	048-830-3391 048-830-5519	建築物:各建築安全センター 公園(都市公園等):都市整備部公園スタジアム課 上記以外:福祉部福祉政策課	048-830-5519 048-830-5401 048-830-3391	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	川口市	都市計画部建築安全課	048-258-6345	都市計画部建築安全課	048-258-6345	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	川越市			都市計画部建築指導課	049-224-5974	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	所沢市			街づくり計画部建築指導課	04-2998-9180	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	越谷市			都市整備部建築住宅課	048-964-2111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	さいたま市	保健福祉局福祉部福祉総務課	048-829-1254	北部建設事務所建築指導課 南部建設事務所建築指導課	048-646-3235 048-840-6236	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	草加市			都市整備部建築安全課	048-922-0151	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	上尾市			都市整備部建築安全課	048-775-8490	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	熊谷市			都市整備部建築審査課	0493-39-4809	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	新座市			都市整備部建築開発課	048-477-4309	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	春日部市			都市整備部建築課	048-736-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	狭山市			都市建設部建築審査課	04-2953-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	久喜市			建設部建築審査課	0480-22-1111	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】三郷市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例

バリアフリー法(建築物)所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局(建築関係)	連絡先	②計画の認定事務	連絡先
11	埼玉県	【限】入間市	都市整備部開発建築課	04-2964-1111	都市整備部開発建築課	04-2964-1111
11	埼玉県	【限】富士見市	建設部建築指導課	049-252-7127	建設部建築指導課	049-252-7127
11	埼玉県	【限】戸田市	都市整備部まちづくり推進課	048-441-1800	都市整備部まちづくり推進課	048-441-1800
11	埼玉県	【限】八潮市	都市デザイン部開発建築課	048-996-2111	都市デザイン部開発建築課	048-996-2111
11	埼玉県	【限】杉戸町	建築課	0480-33-1111	建築課	0480-33-1111
11	埼玉県	【限】松伏町	新市街地整備課	048-991-1858	新市街地整備課	048-991-1858
11	埼玉県	【限】吉川市	都市整備部都市計画課	048-982-9885	都市整備部都市計画課	048-982-9885
11	埼玉県	【限】蓮田市	都市整備部建築指導課	048-768-3111	都市整備部建築指導課	048-768-3111
11	埼玉県	【限】朝霞市	都市建設部開発建築課	048-463-2585(直)	都市建設部開発建築課	048-463-2585(直)
11	埼玉県	【限】本庄市	都市整備部建築開発課	0495-25-1111	都市整備部建築開発課	0495-25-1111
11	埼玉県	【限】幸手市	建設経済部建築指導課	0480-43-1111	建設経済部建築指導課	0480-43-1111
11	埼玉県	【限】深谷市	都市整備部建築住宅課	048-571-1211	都市整備部建築住宅課	048-571-1211
11	埼玉県	【限】日高市	都市整備部都市計画課	042-989-2111	都市整備部都市計画課	042-989-2111
11	埼玉県	【限】坂戸市	都市整備部住宅政策課	049-283-1331	都市整備部住宅政策課	049-283-1331
11	埼玉県	【限】蕨市	都市整備部建築課	048-432-3200	都市整備部建築課	048-432-3200
11	埼玉県	【限】飯能市	建設部建築課	042-973-2170	建設部建築課	042-973-2170
11	埼玉県	【限】桶川市	都市整備部建築課	048-786-3211	都市整備部建築課	048-786-3211
11	埼玉県	【限】志木市	都市整備部建築開発課	048-473-1111	都市整備部建築開発課	048-473-1111
11	埼玉県	【限】和光市	建設部建築課	048-464-1111	建設部建築課	048-464-1111
11	埼玉県	【限】鶴ヶ島市	都市整備部都市計画課	049-271-1111	都市整備部都市計画課	049-271-1111
11	埼玉県	【限】行田市	都市整備部建築開発課	048-550-1551	都市整備部建築開発課	048-550-1551
11	埼玉県	【限】加須市	建設部建築課	0480-62-1111	建設部建築課	0480-62-1111
11	埼玉県	【限】北本市	都市整備部建築開発課	048-591-1111	都市整備部建築開発課	048-591-1111
11	埼玉県	【限】鴻巣市	都市建設部建築住宅課	048-541-1321	都市建設部建築住宅課	048-541-1321
11	埼玉県	【限】東松山市	都市整備部住宅建築課	0493-21-1424	都市整備部住宅建築課	0493-21-1424
11	埼玉県	【限】秩父市	地域整備部建築住宅課	0494-26-6869	地域整備部建築住宅課	0494-26-6869
11	埼玉県	【限】羽生市	まちづくり部まちづくり政策課	048-561-1121	まちづくり部まちづくり政策課	048-561-1121
11	埼玉県	【限】ふじみ野市	都市政策部建築課	049-261-2611	都市政策部建築課	049-261-2611
11	埼玉県	【限】白岡市	都市整備部建築課	0480-92-1111	都市整備部建築課	0480-92-1111
12	千葉県	千葉県	県土整備部都市整備局建築指導課建築審査班	043-223-3188	建築指導課建築審査班(5階以上または2000㎡越え) 各土木事務所(4階以下かつ2000㎡以下)	043-223-3188
12	千葉県	千葉市	建築指導課　認定班	043-245-5856	建築指導課　認定班	043-245-5856
12	千葉県	市川市	建築指導課　審査・耐震班	047-712－6336	建築指導課　審査・耐震班	047-712－6336
12	千葉県	船橋市	建築指導課　審査第一係	047-436-2673	建築指導課　審査第一係(建築物)	047-436-2673
12	千葉県	松戸市	建築審査課　審査班	047-366-6800	建築審査課　審査班	047-366-6800
12	千葉県	市原市	建築指導課　審査係	0436-23-9840	建築指導課　審査係	0436-23-9840
12	千葉県	柏市	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	建築指導課　審査担当	04-7167-1145
12	千葉県	佐倉市	建築指導課　審査班	043-484-6170	建築指導課　指導班	043-484-6169
12	千葉県	八千代市	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	建築指導課　建築審査班	047-421-6775
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課　建築審査担当	04-7185-1111	建築住宅課　建築審査担当	04-7185-1111
12	千葉県	浦安市	建築指導課　審査係	047-712-6548	建築指導課　審査係	047-712-6548
12	千葉県	習志野市	建築指導課　建築企画係	047-453-9231	建築指導課　建築企画係	047-453-9231
12	千葉県	木更津市	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597
12	千葉県	流山市	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	建築住宅課　審査係	04-7150-6088
12	千葉県	成田市	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564
12	千葉県	【限】鎌ヶ谷市	建築住宅課　建築係	047-445-1466	建築住宅課　建築係	047-445-1466
12	千葉県	【限】野田市	都市計画課　建築指導担当	04-7125-1111	都市計画課　建築指導担当	04-7125-1111
12	千葉県	【限】君津市	建築指導課　審査指導係	0439-56-1142	建築指導課　審査指導係	0439-56-1142
12	千葉県	【限】茂原市	建築課　審査指導係	0475-20-1588	建築課　審査指導係	0475-20-1588

No	都道府県	所管行政庁	③14条1項審査部局	連絡先	④建築確認審査部局	連絡先
11	埼玉県	【限】入間市			都市整備部開発建築課	04-2964-1111
11	埼玉県	【限】富士見市			建設部建築指導課	049-252-7127
11	埼玉県	【限】戸田市			都市整備部まちづくり推進課	048-441-1800
11	埼玉県	【限】八潮市			都市デザイン部開発建築課	048-996-2111
11	埼玉県	【限】杉戸町			建築課	0480-33-1111
11	埼玉県	【限】松伏町			新市街地整備課	048-991-1858
11	埼玉県	【限】吉川市			都市整備部都市計画課	048-982-9885
11	埼玉県	【限】蓮田市			都市整備部建築指導課	048-768-3111
11	埼玉県	【限】朝霞市			都市建設部開発建築課	048-463-2585(直)
11	埼玉県	【限】本庄市			都市整備部建築開発課	0495-25-1111
11	埼玉県	【限】幸手市			建設経済部建築指導課	0480-43-1111
11	埼玉県	【限】深谷市			都市整備部建築住宅課	048-571-1211
11	埼玉県	【限】日高市			都市整備部都市計画課	042-989-2111
11	埼玉県	【限】坂戸市			都市整備部住宅政策課	049-283-1331
11	埼玉県	【限】蕨市			都市整備部建築課	048-432-3200
11	埼玉県	【限】飯能市			建設部建築課	042-973-2170
11	埼玉県	【限】桶川市			都市整備部建築課	048-786-3211
11	埼玉県	【限】志木市			都市整備部建築開発課	048-473-1111
11	埼玉県	【限】和光市			建設部建築課	048-464-1111
11	埼玉県	【限】鶴ヶ島市			都市整備部都市計画課	049-271-1111
11	埼玉県	【限】行田市			都市整備部建築開発課	048-550-1551
11	埼玉県	【限】加須市			建設部建築課	0480-62-1111
11	埼玉県	【限】北本市			都市整備部建築開発課	048-591-1111
11	埼玉県	【限】鴻巣市			都市建設部建築住宅課	048-541-1321
11	埼玉県	【限】東松山市	都市整備部住宅建築課	0493-21-1424	都市整備部住宅建築課	0493-21-1424
11	埼玉県	【限】秩父市			地域整備部建築住宅課	0494-26-6869
11	埼玉県	【限】羽生市			まちづくり部まちづくり政策課	048-561-1121
11	埼玉県	【限】ふじみ野市			都市政策部建築課	049-261-2611
11	埼玉県	【限】白岡市			都市整備部建築課	0480-92-1111
12	千葉県	千葉県	建築指導課建築審査班	043-223-3188	建築指導課建築審査班	043-223-3188
12	千葉県	千葉市	建築指導課　認定班	043-245-5856	建築情報相談課　審査班	043-245-5840
12	千葉県	市川市	建築指導課　審査・耐震班	047-712-6336	建築指導課　審査・耐震班	047-712-6336
12	千葉県	船橋市	建築指導課　審査第一係(建築物)	047-436-2673	建築指導課　審査第一係	047-436-2673
12	千葉県	松戸市	建築審査課　審査班	047-366-6800	建築審査課　審査班	047-366-6800
12	千葉県	市原市	建築指導課　審査係	0436-23-9840	建築指導課　審査係	0436-23-9840
12	千葉県	柏市	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	建築指導課　審査担当	04-7167-1145
12	千葉県	佐倉市	建築指導課　審査班	043-484-6170	建築指導課　審査班	043-484-6170
12	千葉県	八千代市	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	建築指導課　建築審査班	047-421-6775
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課　建築審査担当	04-7185-1111	建築住宅課　建築審査担当	04-7185-1111
12	千葉県	浦安市	建築指導課　審査係	047-712-6548	建築指導課　審査係	047-712-6548
12	千葉県	習志野市	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	建築指導課　建築審査係	047-453-3860
12	千葉県	木更津市	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597
12	千葉県	流山市	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	建築住宅課　審査係	04-7150-6088
12	千葉県	成田市	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564
12	千葉県	【限】鎌ヶ谷市	建築指導課　建築係	047-445-1466	建築指導課　建築係	047-445-1466
12	千葉県	【限】野田市	都市計画課　建築指導担当	04-7125-1111	都市計画課　建築指導担当	04-7125-1111
12	千葉県	【限】君津市	建築指導課　審査指導係	0439-56-1142	建築指導課　審査指導係	0439-56-1142
12	千葉県	【限】茂原市	建築課　審査指導係	0475-20-1588	建築課　審査指導係	0475-20-1588

No	都道府県	所管行政庁	⑤15条(違反等)関係	連絡先	⑥24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	⑦適用条例名 （福祉の街づくり条例等）
11	埼玉県	【限】入間市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】富士見市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】戸田市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】八潮市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】杉戸町					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】松伏町					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】吉川市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】蓮田市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】朝霞市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】本庄市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】幸手市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】深谷市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】日高市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】坂戸市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】蕨市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】飯能市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】桶川市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】志木市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】和光市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】鶴ヶ島市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】行田市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】加須市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】北本市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】鴻巣市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】東松山市	都市整備部住宅建築課	0493-21-1424			埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】秩父市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】羽生市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】ふじみ野市					埼玉県福祉のまちづくり条例
11	埼玉県	【限】白岡市					埼玉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	千葉県	建築指導課建築指導室	043-223-3183	建築指導課建築審査班	043-223-3188	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	千葉市	建築指導課　認定班	043-245-5856	建築指導課　企画管理班	043-245-5694	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	市川市	建築指導課　指導班	047-712-6335	建築指導課　道路・許可班	047-712-6334	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	船橋市	建築指導課　指導係	047-436-2675	建築指導課　審査第一係	047-436-2673	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	松戸市	建築審査課　審査班	047-366-6800	建築審査課　審査班	047-366-6800	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	市原市	建築指導課　建築指導係	0436-23-9840	建築指導課　審査係	0436-23-9840	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	柏市	建築指導課　指導担当	04-7167-1145	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	佐倉市	建築指導課　指導班	043-484-6169	建築指導課　審査班	043-484-6170	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	八千代市	建築指導課　建築指導班	047-421-6774	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課　建築指導担当	04-7185-1111	建築住宅課　建築審査担当	04-7185-1111	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	浦安市	建築指導課　審査係	047-712-6548	建築指導課　審査係	047-712-6548	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	習志野市	建築指導課　建築指導係	047-453-9231	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	木更津市	建築指導課　建築指導係	0438-23-8596	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	流山市	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	成田市	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	【限】鎌ヶ谷市	建築指導課　建築係	047-445-1466			千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	【限】野田市	都市計画課　建築指導担当	04-7125-1111			千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	【限】君津市	建築指導課　審査指導係	0439-56-1142			千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	【限】茂原市	建築課　審査指導係	0475-20-1588			千葉県福祉のまちづくり条例

No	都道府県	所管行政庁	⑧福祉の街づくり条例等所管	連絡先	⑨福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	⑩建築基準条例名 （福祉的基準がある場合）
11	埼玉県	【限】入間市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】富士見市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】戸田市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】八潮市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】杉戸町					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】松伏町					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】吉川市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】蓮田市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】朝霞市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】本庄市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】幸手市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】深谷市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】日高市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】坂戸市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】蕨市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】飯能市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】桶川市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】志木市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】和光市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】鶴ヶ島市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】行田市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】加須市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】北本市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】鴻巣市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】東松山市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】秩父市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】羽生市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】ふじみ野市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
11	埼玉県	【限】白岡市					埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例
12	千葉県	千葉県	健康福祉部健康福祉指導課地域福祉推進班	043-223-2615	建築指導課建築審査班(5階以上または2000㎡越え)、各土木事務所(4階以下かつ2000㎡以下)	043-223-3188	千葉県建築基準法施行条例
12	千葉県	千葉市	地域福祉課　厚生班	043-245-5219	建築指導課　認定班	043-245-5856	
12	千葉県	市川市	建築指導課（審査・耐震班）、 障害者支援課（福祉担当）	047-712-6336、 047-712-8513	建築指導課　審査・耐震班	047-712-6336	
12	千葉県	船橋市	建築指導課　審査第一係(建築物) 障害福祉課　計画係（建築物以外）	047-436-2673 047-436-2307	建築指導課　審査第一係(建築物) 障害福祉課　計画係（建築物以外）	047-436-2673 047-436-2307	
12	千葉県	松戸市	建築審査課　審査班	047-366-6800	建築審査課　審査班	047-366-6800	
12	千葉県	市原市	建築指導課　審査係	0436-23-9840	建築指導課　審査係	0436-23-9840	
12	千葉県	柏市	建築指導課　審査担当（審査・検査） 障害福祉課　事業調整担当（福祉）	04-7167-1145 04-7167-1136	建築指導課　審査担当	04-7167-1145	
12	千葉県	佐倉市	社会福祉課　地域福祉班	043-484-6135	建築指導課　指導班	043-484-6169	
12	千葉県	八千代市	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	建築指導課　建築審査班	047-421-6775	
12	千葉県	我孫子市	建築住宅課　建築審査担当	04-7185-1111	建築住宅課　建築審査担当	04-7185-1111	
12	千葉県	浦安市	建築指導課　審査係	047-712-6548	建築指導課　審査係	047-712-6548	
12	千葉県	習志野市	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	建築指導課　建築審査係	047-453-3860	
12	千葉県	木更津市	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	建築指導課　建築審査係	0438-23-8597	
12	千葉県	流山市	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	建築住宅課　審査係	04-7150-6088	
12	千葉県	成田市	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	建築住宅課　建築審査係	0476-20-1564	
12	千葉県	【限】鎌ヶ谷市					
12	千葉県	【限】野田市					
12	千葉県	【限】君津市					
12	千葉県	【限】茂原市					

バリアフリー法(建築物)所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局(建築関係)	連絡先	②計画の認定事務	連絡先
12	千葉県	【限】四街道市	建築課　審査指導係	043-421-6144	建築課　審査指導係	043-421-6144
12	千葉県	【限】白井市	建築宅地課　建築班	047-492-1111	建築宅地課　建築班	047-492-1111
12	千葉県	【限】印西市	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111
13	東京都	東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課 やさしいまちづくり推進担当	03-5388-3345	都市整備局市街地建築部建築企画課やさしいまちづくり推進担当	03-5388-3345
13	東京都	東京都			多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一担当	042-548-2058
13					多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第二担当	042-548-2059
13	東京都	東京都			多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一担当	042-464-0009
13					多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二担当	042-464-0010
13	東京都	東京都			多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第一担当	0428-23-3692
13					多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第二担当	0428-23-3735
13	東京都	八王子市	まちなみ整備部建築審査課　審査(意匠)担当	042-620-7266	まちなみ整備部建築指導課　建築許認可担当	042-620-7264
13	東京都	町田市	都市づくり部建築開発審査課　建築審査係	042-724-4413	都市づくり部建築開発審査課　建築指導係	042-724-4273
13	東京都	調布市	都市整備部建築指導課　審査係	042-481-7515	都市整備部建築指導課　審査係	042-481-7515
13	東京都	府中市	都市整備部建築指導課　審査係	042-335-4034	都市整備部建築指導課　審査係	042-335-4034
13	東京都	日野市	まちづくり部建築指導課　指導係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課　指導係	042-587-6211
13	東京都	三鷹市	都市整備部建築指導課　審査係	0422-45-1151(2823)	都市整備部建築指導課　審査係	0422-45-1151(2823)
13	東京都	武蔵野市	都市整備部建築指導課　審査係	0422-60-1876	都市整備部建築指導課　審査係	0422-60-1876
13	東京都	立川市	まちづくり部建築指導課　審査係	042-523-2111(2345)	まちづくり部建築指導課　審査係	042-523-2111(2345)
13	東京都	国分寺市	まちづくり部建築指導課　審査担当	042-325-0111	まちづくり部建築指導課　審査担当	042-325-0111
13	東京都	千代田区	環境まちづくり部　建築指導課　建築審査係	03-3264-2111(2821)	環境まちづくり部　建築指導課　建築審査係	03-3264-2111(2821)
13	東京都	中央区	都市整備部建築課　調査係	03-3546-5453	都市整備部建築課　指導係	03-3546-5456
13	東京都	港区	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)	街づくり支援部建築課建築企画担当	03-3578-2111(2285)
13	東京都	新宿区	都市計画部建築指導課　建築審査担当	03-5273-3742	都市計画部建築指導課　建築審査担当	03-5273-3742
13	東京都	文京区	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	都市計画部建築指導課	03-5803-1263
13	東京都	台東区	都市づくり部建築課　建築係	03-5246-1334	都市づくり部建築課　建築係	03-5246-1334
13	東京都	墨田区	都市計画部建築指導課　指導担当	03-5608-6267	都市計画部建築指導課　指導担当	03-5608-6267
13	東京都	江東区	都市整備部建築課　建築係	03-3647-9743	都市整備部建築課　建築係	03-3647-9743
13	東京都	品川区	都市環境部建築課　審査担当	03-5742-6769	都市環境部建築課　審査担当	03-5742-6769
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637
13	東京都	大田区	まちづくり推進部都市計画課計画調整担当	03-5744-1334	まちづくり推進部都市計画課計画調整担当	03-5744-1334
13	東京都	世田谷区	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-5432-2038	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-5432-2038
13	東京都	渋谷区	都市整備部建築課　審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課　審査係	03-3463-2729
13	東京都	中野区	都市基盤部建築課　建築審査係	03-3389-1111(5622)	都市基盤部建築課　建築審査係	03-3389-1111(5622)
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課建築企画係	03-3312-2111(3355)	都市整備部建築課　建築企画係	03-3312-2111(3355)
13	東京都	豊島区	都市整備部建築課　意匠審査グループ	03-3981-4975	都市整備部建築課　紛争調整グループ	03-3981-1391
13	東京都	北区	まちづくり部建築課　建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課　建築指導係	03-3908-9166
13	東京都	荒川区	防災都市づくり部建築指導課　建築審査係	03-3802-4379	防災都市づくり部建築指導課　建築審査係	03-3802-4379
13	東京都	板橋区	福祉部障がい政策課　ユニバーサルデザイン推進係	03-3579-2252	都市整備部建築指導課　審査第一グループ	03-3579-2573
13	東京都	練馬区	都市整備部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	都市整備部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649
13	東京都	足立区	都市建設部建築審査課	03-3880-5941	都市建設部建築審査課　審査第一係	03-3880-5276
13					都市建設部建築審査課　審査第二係	03-3880-5277
13	東京都	葛飾区	都市整備部建築課　審査係	03-5654-8557	都市整備部建築課　審査係	03-5654-8557
13	東京都	江戸川区	都市開発部建築指導課　調査係	03-5662-1104	都市開発部建築指導課　指導係	03-5662-1105
13	東京都	西東京市	まちづくり部建築指導課　審査係	042-438-4017	まちづくり部建築指導課　審査係	042-438-4017
14	神奈川県	神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	045-210-6244	各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター (まちづくり・)建築指導課	
14	神奈川県	横浜市	建築企画課	045-671-2933	市街地建築課	045-671-4510
14	神奈川県	川崎市	建築管理課	044-200-3088	建築管理課	044-200-3088
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-9534	建築指導課	046-822-8527
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111
14	神奈川県	相模原市	建築審査課	042-769-8255	建築・住まい政策課	042-769-8253
14	神奈川県	平塚市	建築指導課建築審査担当	0463-21-9732	建築指導課建築審査担当	0463-21-9732
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000
14	神奈川県	厚木市	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432
14	神奈川県	小田原市	建築指導課　指導係	0465-33-1433	建築指導課　指導係	0465-33-1433
14	神奈川県	秦野市	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883
14	神奈川県	茅ケ崎市	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111
14	神奈川県	大和市	建築指導課建築指導係	046-260-5426	建築指導課建築指導係	046-260-5426
15	新潟県	新潟県	建築住宅課建築指導係	025-280-5441	建築住宅課、各地域振興局	

No	都道府県	所管行政庁	③14条1項審査部局	連絡先	④建築確認審査部局	連絡先
12	千葉県	【限】四街道市	建築課　審査指導係	043-421-6144	建築課　審査指導係	043-421-6144
12	千葉県	【限】白井市	建築宅地課　建築班	047-492-1111	建築宅地課　建築班	047-492-1111
12	千葉県	【限】印西市	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111
13	東京都	東京都	都市整備局市街地建築部建築指導課指導担当	03-5388-3372	都市整備局市街地建築部建築指導課指導担当	03-5388-3372
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一担当	042-548-2058	多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一担当	042-548-2058
13			多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第二担当	042-548-2059	多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第二担当	042-548-2059
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一担当	042-464-0009	多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第一担当	042-464-0009
13			多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二担当	042-464-0010	多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二担当	042-464-0010
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第一担当	0428-23-3692	多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第一担当	0428-23-3692
13			多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第二担当	0428-23-3735	多摩建築指導事務所建築指導第三課指導第二担当	0428-23-3735
13	東京都	八王子市	まちなみ整備部建築審査課　審査(意匠)担当	042-620-7266	まちなみ整備部建築審査課　審査(意匠)担当	042-620-7266
13	東京都	町田市	都市づくり部建築開発審査課　建築指導係	042-724-4273	都市づくり部建築開発審査課　建築審査係	042-724-4413
13	東京都	調布市	都市整備部建築指導課　審査係	042-481-7515	都市整備部建築指導課　審査係	042-481-7515
13	東京都	府中市	都市整備部建築指導課　審査係	042-335-4034	都市整備部建築指導課　審査係	042-335-4034
13	東京都	日野市	まちづくり部建築指導課　指導係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課　指導係	042-587-6211
13	東京都	三鷹市	都市整備部建築指導課　審査係	0422-45-1151(2823)	都市整備部建築指導課　審査係	0422-45-1151(2823)
13	東京都	武蔵野市	都市整備部建築指導課　審査係	0422-60-1876	都市整備部建築指導課　審査係	0422-60-1876
13	東京都	立川市	まちづくり部建築指導課　審査係	042-523-2111(2345)	まちづくり部建築指導課　審査係	042-523-2111(2345)
13	東京都	国分寺市	まちづくり部建築指導課　審査担当	042-325-0111	まちづくり部建築指導課　審査担当	042-325-0111
13	東京都	千代田区	環境まちづくり部　建築指導課　建築審査係	03-3264-2111(2821)	環境まちづくり部　建築指導課　建築審査係	03-3264-2111(2821)
13	東京都	中央区	都市整備部建築課　指導係	03-3546-5456	都市整備部建築課　指導係	03-3546-5456
13	東京都	港区	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)
13	東京都	新宿区	都市計画部建築指導課　建築審査担当	03-5273-3742	都市計画部建築指導課　建築審査担当	03-5273-3742
13	東京都	文京区	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	都市計画部建築指導課	03-5803-1263
13	東京都	台東区	都市づくり部建築課　建築係	03-5246-1334	都市づくり部建築課　建築係	03-5246-1334
13	東京都	墨田区	都市計画部建築指導課　指導担当	03-5608-6267	都市計画部建築指導課　指導担当	03-5608-6267
13	東京都	江東区	都市整備部建築課　建築係	03-3647-9743	都市整備部建築課　建築係	03-3647-9743
13	東京都	品川区	都市環境部建築課　審査担当	03-5742-6769	都市環境部建築課　審査担当	03-5742-6769
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637
13	東京都	大田区	まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1392	まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1388
13	東京都	世田谷区	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-5432-2038	都市整備政策部建築審査課建築審査担当	03-5432-2474
13	東京都	渋谷区	都市整備部建築課　審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課　審査係	03-3463-2729
13	東京都	中野区	都市基盤部建築課　建築審査係	03-3389-1111(5622)	都市基盤部建築課　建築審査係	03-3389-1111(5622)
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課　審査係	03-3312-2111(3339)	都市整備部建築課　審査係	03-3312-2111(3339)
			都市整備部建築課　建築防災係設備担当	03-3312-2111(3353)	都市整備部建築課　建築防災係構造担当	03-3312-2111(3352)
					都市整備部建築課　建築防災係設備担当	03-3312-2111(3353)
13	東京都	豊島区	都市整備部建築課　意匠審査グループ	03-3981-4975	都市整備部建築課　意匠審査グループ	03-3981-4975
			都市整備部建築課　構造・設備審査グループ	03-3981-0614	都市整備部建築課　構造・設備審査グループ	03-3981-0614
13	東京都	北区	まちづくり部建築課　建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課　建築指導係	03-3908-9166
13	東京都	荒川区	防災都市づくり部建築指導課　建築審査係	03-3802-4379	防災都市づくり部建築指導課　建築審査係	03-3802-4379
13	東京都	板橋区	都市整備部建築指導課　審査第一グループ	03-3579-2573	都市整備部建築指導課　審査第一グループ	03-3579-2573
13	東京都	練馬区	都市整備部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	都市整備部建築審査課建築審査係	03-5984-1906
13					都市整備部建築審査課建築審査第二係	03-5984-1299
13	東京都	足立区	都市建設部建築審査課　審査第一係	03-3880-5276	都市建設部建築審査課　審査第一係	03-3880-5276
13			都市建設部建築審査課　審査第二係	03-3880-5277	都市建設部建築審査課　審査第二係	03-3880-5277
13	東京都	葛飾区	都市整備部建築課　審査係	03-5654-8557	都市整備部建築課　審査係	03-5654-8557
13	東京都	江戸川区	都市開発部建築指導課　指導係	03-5662-1105	都市開発部建築指導課　指導係	03-5662-1105
13	東京都	西東京市	まちづくり部建築指導課　審査係	042-438-4017	まちづくり部建築指導課　審査係	042-438-4017
14	神奈川県	神奈川県	各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター （まちづくり・）建築指導課		各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター （まちづくり・）建築指導課	
14	神奈川県	横浜市	建築指導課	045-671-4531	建築指導課	045-671-4531
14	神奈川県	川崎市	建築審査課（南部）	044-200-3016	建築審査課（南部）	044-200-3016
			建築審査課（中部）	044-200-3020	建築審査課（中部）	044-200-3020
			建築審査課（北部）	044-200-3045	建築審査課（北部）	044-200-3045
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-9534	建築指導課	046-822-9534
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111
14	神奈川県	相模原市	建築審査課	042-769-8255	建築審査課	042-769-8255
14	神奈川県	平塚市	建築指導課建築審査担当	0463-21-9732	建築指導課建築審査担当	0463-21-9732
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000
14	神奈川県	厚木市	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432	まちづくり計画部建築指導課建築審査係	046-225-2432
14	神奈川県	小田原市	建築指導課　審査係	0465-33-1435	建築指導課　審査係	0465-33-1435
14	神奈川県	秦野市	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883
14	神奈川県	茅ケ崎市	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111
14	神奈川県	大和市	建築指導課建築審査係	046-260-5434	建築指導課建築審査係	046-260-5434
15	新潟県	新潟県	建築住宅課、各地域振興局		建築住宅課、各地域振興局	

No	都道府県	所管行政庁	⑤15条(違反等)関係	連絡先	⑥24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	⑦適用条例名 （福祉の街づくり条例等）
12	千葉県	【限】四街道市	建築課　審査指導係	043-421-6144			千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	【限】白井市	建築宅地課　建築班	047-492-1111			千葉県福祉のまちづくり条例
12	千葉県	【限】印西市	建築指導課　審査指導係	0476-42-5111			千葉県福祉のまちづくり条例
13	東京都	東京都	都市整備局市街地建築部 建築指導課検査担当	03-5388-3361	都市整備局市街地建築部 建築指導課指導担当	03-5388-3372	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所 建築指導第一課監察担当	042-548-2045	多摩建築指導事務所 建築指導第一課指導第一担当	042-548-2058	東京都福祉のまちづくり条例
13					多摩建築指導事務所 建築指導第一課指導第二担当	042-548-2059	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所 建築指導第二課監察担当	042-464-0007	多摩建築指導事務所 建築指導第二課指導第一担当	042-464-0009	東京都福祉のまちづくり条例
13					多摩建築指導事務所 建築指導第二課指導第二担当	042-464-0010	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	東京都	多摩建築指導事務所 建築指導第三課監察担当	0428-23-3289	多摩建築指導事務所 建築指導第三課指導第一担当	0428-23-3692	東京都福祉のまちづくり条例
13					多摩建築指導事務所 建築指導第三課指導第二担当	0428-23-3735	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	八王子市	まちなみ整備部建築指導課　監察担当	042-620-7386	まちなみ整備部建築指導課　建築許認可担当	042-620-7264	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	町田市	都市づくり部建築開発審査課　建築指導係	042-724-4268	都市づくり部建築開発審査課　建築指導係	042-724-4273	町田市福祉のまちづくり総合推進条例
13	東京都	調布市	都市整備部建築指導課　構造設備監察係	042-481-7514	都市整備部建築指導課　審査係	042-481-7515	調布市福祉のまちづくり条例
13	東京都	府中市	都市整備部建築指導課　管理係	042-335-4479	都市整備部建築指導課　審査係	042-335-4034	府中市福祉のまちづくり条例
13	東京都	日野市	まちづくり部建築指導課　監察係	042-587-6211	まちづくり部建築指導課　指導係	042-587-6211	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	三鷹市	都市整備部建築指導課　建築安全監察係	0422-45-1151(2827)	都市整備部建築指導課　審査係	0422-45-1151(2823)	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	武蔵野市	都市整備部建築指導課　監察係	0422-60-1875	都市整備部建築指導課　審査係	0422-60-1876	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	立川市	まちづくり部建築指導課　監察係	042-523-2111(2337)	まちづくり部建築指導課　審査係	042-523-2111(2345)	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	国分寺市	まちづくり部建築指導課　指導・監察担当	042-325-0111	まちづくり部建築指導課　審査担当	042-325-0111	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	千代田区	環境まちづくり部　建築指導課　建築審査係	03-3264-2111(2821)	環境まちづくり部　建築指導課　建築審査係	03-3264-2111(2821)	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	中央区	都市整備部建築課　指導係	03-3546-5456	都市整備部建築課　調査係	03-3546-5453	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	港区	街づくり支援部建築課建築監視担当	03-3578-2111(2305)	街づくり支援部建築課建築企画担当	03-3578-2111(2285)	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	新宿区	都市計画部建築指導課　監察調査担当	03-5273-3735	都市計画部建築指導課　建築審査担当	03-5273-3742	新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例
13	東京都	文京区	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	都市計画部建築指導課	03-5803-1263	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	台東区	都市づくり部建築課　監察係	03-5246-1340	都市づくり部建築課　建築係	03-5246-1334	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	墨田区	都市計画部建築指導課　監察担当	03-5608-6270	都市計画部建築指導課　指導担当	03-5608-6267	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	江東区	都市整備部建築課　監察係	03-3647-9754	都市整備部建築課　建築係	03-3647-9743	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	品川区	都市環境部建築課　監察担当	03-5742-6771	都市環境部建築課　審査担当	03-5742-6769	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課　監察係	03-5722-9642	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	大田区	まちづくり推進部建築調整課監察担当	03-5744-1384	まちづくり推進部建築審査課	03-5744-1392	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	世田谷区	防災街づくり担当部建築安全課監察担当	03-5432-2484 及び2486	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-5432-2038	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例
13	東京都	渋谷区	都市整備部建築課　審査係	03-3463-2729	都市整備部建築課　審査係	03-3463-2729	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	中野区	都市基盤部建築課　建築安全・安心係	03-3389-1111(5641)	都市基盤部建築課　建築審査係	03-3389-1111(5622)	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課　監察係	03-3312-2111(3326)	都市整備部建築課　審査係	03-3312-2111(3339)	東京都福祉のまちづくり条例
							東京都福祉のまちづくり条例
							東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	豊島区	3条1項→都市整備部建築課　監察グループ	03-4566-2668	都市整備部建築課　紛争調整グループ	03-3981-1391	東京都福祉のまちづくり条例
			他→都市整備部建築課　紛争調整グループ	03-3981-1391			
13	東京都	北区	まちづくり部建築課　建築指導係	03-3908-9166	まちづくり部建築課　建築指導係	03-3908-9166	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	荒川区	防災都市づくり部建築指導　管理・監察係	03-3802-3111(2845)	防災都市づくり部建築指導課　建築審査係	03-3802-4379	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	板橋区	都市整備部建築指導課　監察グループ	03-3579-2578	都市整備部建築指導課　審査第一グループ	03-3579-2573	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	練馬区	都市整備部建築課監察係	03-5984-1909	都市整備部建築審査課建築審査係	03-5984-1906	東京都福祉のまちづくり条例
13					都市整備部建築審査課建築審査第二係	03-5984-1299	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	足立区	都市建設部建築安全課　建築安全係	03-3880-6497	都市建設部建築調整課　市街地建築係	03-3880-5944	東京都福祉のまちづくり条例
13							東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	葛飾区	都市整備部建築課　計画指導係	03-5654-8355	都市整備部建築課　審査係	03-5654-8557	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	江戸川区	都市開発部建築指導課　監察係	03-5662-6489	都市開発部建築指導課　調査係	03-5662-1104	東京都福祉のまちづくり条例
13	東京都	西東京市	まちづくり部建築指導課　監察係	042-438-4019	まちづくり部建築指導課　審査係	042-438-4017	東京都福祉のまちづくり条例
14	神奈川県	神奈川県	各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター (まちづくり・)建築指導課		県土整備局建築住宅部建築指導課	045-210-6244	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	横浜市	情報相談課 違反対策課	045-671-2953 045-671-3856	市街地建築課	045-671-4510	横浜市福祉のまちづくり条例
14	神奈川県	川崎市	建築管理課	044-200-3088	建築指導課	044-200-3007	川崎市福祉のまちづくり条例
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-8320	建築指導課	046-822-8527	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	相模原市	建築審査課	042-769-8254	建築・住まい政策課	042-769-8253	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	平塚市	建築指導課建築指導担当	0463-21-9731	建築指導課建築指導担当	0463-21-9731	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	厚木市	まちづくり計画部 建築指導課建築審査係	046-225-2432	まちづくり計画部 建築指導課建築指導係	046-225-2431	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	小田原市	建築指導課　指導係	0465-33-1433	建築指導課　指導係	0465-33-1433	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	秦野市	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	茅ケ崎市	建築指導課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
14	神奈川県	大和市	建築指導課建築指導係	046-260-5426	建築指導課建築指導係	046-260-5426	神奈川県みんなの バリアフリー街づくり条例
15	新潟県	新潟県	建築住宅課、各地域振興局		建築住宅課建築指導係	025-280-5441	新潟県福祉のまちづくり条例

No	都道府県	所管行政庁	⑧福祉の街づくり条例等所管	連絡先	⑨福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	⑩建築基準条例名 （福祉的基準がある場合）
12	千葉県	【限】四街道市					
12	千葉県	【限】白井市					
12	千葉県	【限】印西市					
13	東京都	東京都	福祉保健局生活福祉部 地域福祉推進課福祉のまちづくり担当	03-5320-4047	区市町村に委任		高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(都内全域)
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	東京都			区市町村に委任		
13	東京都	八王子市	福祉部福祉政策課	042-620-7240	福祉部福祉政策課	042-620-7240	
13	東京都	町田市	地域福祉部福祉総務課	042-724-2133	都市づくり部土地利用調整課　土地調整係	042-724-4256	
13	東京都	調布市	福祉健康部福祉総務課地域福祉係	042-481-7102	都市整備部建築指導課　構造設備監察係	042-481-7517	
13	東京都	府中市	福祉保健部地域福祉推進課社会福祉係	042-335-4161	福祉保健部地域福祉推進課社会福祉係	042-335-4161	
13	東京都	日野市	まちづくり部都市計画課交通政策係	042-585-1111(3132)	まちづくり部都市計画課交通政策係	042-585-1111(3132)	
13	東京都	三鷹市	健康福祉部障がい者支援課障がい者支援係	0422-45-1151(2652)	都市整備部都市計画課　開発指導係	0422-45-1151(2817)	
13	東京都	武蔵野市	健康福祉部地域支援課	0422-60-1941	健康福祉部地域支援課	0422-60-1941	
13	東京都	立川市	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進係	042-523-2111(1492)	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進係	042-523-2111(1492)	
13	東京都	国分寺市	まちづくり部建築指導課　審査担当	042-325-0111	まちづくり部建築指導課　審査担当	042-325-0111	
13	東京都	千代田区			環境まちづくり部　建築指導課　建築審査係	03-3264-2111(2821)	
13	東京都	中央区			都市整備部建築課　指導係	03-3546-5456	
13	東京都	港区	保健福祉支援部 保健福祉課地域保健福祉係	03-3578-2111(2380)	街づくり支援部建築課建築審査係	03-3578-2111(2290)	
13	東京都	新宿区	都市計画部景観・まちづくり課	03-5273-3843	都市計画部景観・まちづくり課	03-5273-3843	
13	東京都	文京区	都市計画部住環境課	03-5803-1237	都市計画部住環境課	03-5803-1237	
13	東京都	台東区	福祉部福祉課　庶務係	03-5246-1173	都市づくり部建築課 事前協議担当	03-5246-1343	
13	東京都	墨田区	都市計画部建築指導課　指導担当	03-5608-6267	都市計画部建築指導課　指導担当	03-5608-6267	
13	東京都	江東区	都市整備部まちづくり推進課 まちづくり担当（事業計画）	03-3647-9719	都市整備部まちづくり推進課 まちづくり担当（事業計画）	03-3647-9719	
13	東京都	品川区	都市環境部建築課　審査担当	03-5742-6769	都市環境部建築課　審査担当	03-5742-6769	
13	東京都	目黒区	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	都市整備部建築課建築指導係	03-5722-9637	
13	東京都	大田区	まちづくり推進部都市計画課計画調整担当	03-5744-1334	まちづくり推進部都市計画課計画調整担当	03-5744-1334	
13	東京都	世田谷区	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-5432-2038	都市整備政策部都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当	03-5432-2038	世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
13	東京都	渋谷区	福祉部障がい者福祉課福祉計画推進係	03-3463-1922	都市整備部建築課　審査係	03-3463-2729	
13	東京都	中野区			都市基盤部建築課　建築審査係	03-3389-1111(5622)	
13	東京都	杉並区	保健福祉部管理課計画調整担当	03-3312-2111(3074)	都市整備部建築課　建築企画係	03-3312-2111(3355)	
13	東京都	杉並区	都市整備部建築課建築企画係	03-3312-2111(3355)	都市整備部建築課　審査係	03-3312-2111(3339)	
13	東京都	杉並区			都市整備部建築課　建築防災係設備担当	03-3312-2111(3352)	
13	東京都	豊島区	都市整備部建築課　紛争調整グループ	03-3981-1391	都市整備部建築課　紛争調整グループ	03-3981-1391	
13	東京都	北区	健康福祉課　健康福祉係	03-3908-9015	健康福祉課　健康福祉係	03-3908-9015	
13	東京都	荒川区	福祉部障害者福祉課障害者庶務係	03-3802-3111(2681)	防災都市づくり部建築指導課　建築審査係	03-3802-4379	
13	東京都	板橋区	福祉部障がい政策課　ユニバーサルデザイン推進係	03-3579-2252	都市整備部建築指導課　審査第一グループ	03-3579-2573	
13	東京都	練馬区	都市整備部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	都市整備部建築課福祉のまちづくり係	03-5984-1649	練馬区福祉のまちづくり推進条例
13	東京都	足立区	福祉部障がい福祉課障がい福祉係	03-3880-5255	都市建設部建築審査課　審査第一係	03-3880-5276	
13	東京都	足立区			都市建設部建築審査課　審査第二係	03-3880-5277	
13	東京都	葛飾区	都市整備部住環境整備課　開発指導係	03-5654-8348	都市整備部住環境整備課　開発指導係	03-5654-8348	
13	東京都	江戸川区	都市開発部建築指導課　指導係	03-5662-1105	都市開発部建築指導課　指導係	03-5662-1105	
13	東京都	西東京市	まちづくり部都市計画課　都市計画担当	042-438-4050	まちづくり部都市計画課　都市計画担当	042-438-4050	
14	神奈川県	神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課	045-210-4804	各土木事務所及び厚木土木事務所東部センター (まちづくり・)建築指導課		
14	神奈川県	横浜市	健康福祉局福祉保健課 建築局建築企画課	045-671-2387 045-671-2933	市街地建築課	045-671-4510	なし
14	神奈川県	川崎市	建築管理課	044-200-3088	建築管理課	044-200-3088	
14	神奈川県	横須賀市	建築指導課	046-822-9534	建築指導課	046-822-9534	
14	神奈川県	藤沢市	建築指導課	0466-25-1111	建築指導課	0466-25-1111	
14	神奈川県	相模原市	建築・住まい政策課	042-769-8253	建築・住まい政策課	042-769-8253	相模原市建築基準条例
14	神奈川県	平塚市	建築指導課建築審査担当	0463-21-9732	建築指導課建築審査担当	0463-21-9732	平塚市建築基準条例（H19.4.1施行）
14	神奈川県	鎌倉市	建築指導課	0467-23-3000	建築指導課	0467-23-3000	鎌倉市建築基準条例
14	神奈川県	厚木市	まちづくり計画部 建築指導課建築審査係	046-225-2432	まちづくり計画部 建築指導課建築審査係	046-225-2432	厚木市建築基準条例
14	神奈川県	小田原市	福祉政策課	0465-33-1861	建築指導課　審査係	0465-33-1435	小田原市建築基準条例
14	神奈川県	秦野市	建築指導課	0463-83-0883	建築指導課	0463-83-0883	秦野市建築基準条例
14	神奈川県	茅ケ崎市	障害福祉課	0467-82-1111	建築指導課	0467-82-1111	茅ヶ崎市建築基準条例（H23.4.1施行）
14	神奈川県	大和市			建築指導課建築審査係	046-260-5434	
15	新潟県	新潟県	福祉保健部障害福祉課計画推進係	025-280-5211	建築住宅課、各地域振興局、各市町村		

バリアフリー法(建築物)所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局(建築関係)	連絡先	②計画の認定事務	連絡先
15	新潟県	新潟市	建築行政課	025-226-2837	建築行政課	025-226-2837
15	新潟県	長岡市	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226
15	新潟県	上越市	建築住宅課指導係	025-526-5111	建築住宅課指導係	025-526-5111
15	新潟県	柏崎市	建築住宅課審査係	0257-21-2291	建築住宅課審査係	0257-21-2291
15	新潟県	三条市	建設部建築課審査指導係	0256-34-5727	建築課審査指導係	0256-34-5727
15	新潟県	新発田市	建築課	0254-26-3557	建築課	0254-26-3557
16	富山県	富山県	建築住宅課住みよいまちづくり班	076-444-3359	建築住宅課住みよいまちづくり班、各土木センター	
16	富山県	富山市	建築指導課	076-443-2107	建築指導課	076-443-2107
16	富山県	高岡市	建築政策課	0766-20-1431	建築政策課	0766-20-1431
17	石川県	石川県	土木部建築住宅課建築行政グループ	076-225-1778	各土木(総合)事務所建築課	
17	石川県	金沢市	建築指導課指導係	076-220-2326	建築指導課指導係	076-220-2326
17	石川県	七尾市	建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429
17	石川県	小松市	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105
17	石川県	白山市	建設部建築住宅課	076-274-9561	建設部建築住宅課	076-274-9561
17	石川県	野々市市	土木部建築住宅課	076-227-6136	土木部建築住宅課	076-227-6136
17	石川県	加賀市	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935
17	石川県	【限】能美市	土木部建築住宅課	0761-58-2251		
18	福井県	福井県	土木部建築住宅課住宅計画グループ	0776-20-0505	土木部建築住宅課住宅計画グループ	0776-20-0505
18	福井県	福井市	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574
19	山梨県	山梨県	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735
19	山梨県	甲府市	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824 (直通)
20	長野県	長野県	建築住宅課	026-235-7335	建築住宅課+各建設事務所	
20	長野県	長野市	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048
20	長野県	上田市	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430
20	長野県	松本市	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255
20	長野県	【限】飯田市	建設部地域計画課	0265-22-4511		
20	長野県	【限】岡谷市	建設水道部都市計画課	0266-23-4811		
20	長野県	【限】諏訪市	建設部都市計画課	0266-52-4141		
20	長野県	【限】塩尻市	建設事業部建築住宅課	0263-52-0280		
21	岐阜県	岐阜県	建築指導課建築指導係	058-272-8813	各建築事務所	
21	岐阜県	岐阜市	まちづくり推進部建築指導課	058-265-4141	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141
21	岐阜県	各務原市	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482
21	岐阜県	大垣市	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111
21	岐阜県	【限】高山市	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159
21	岐阜県	【限】多治見市	都市計画部開発指導課	0572-22-1336	都市計画部開発指導課	0572-22-1336
21	岐阜県	【限】可児市	建設部建築指導課	0574-62-1111	建設部建築指導課	0574-62-1111
22	静岡県	静岡県	建築安全推進課建築確認検査室	054-221-3075	建築確認検査室、各土木事務所	
22	静岡県	浜松市	建築行政課	053-457-2471	建築行政課(浜北区・天竜区を除く) 北部都市整備事務所(浜北区・天竜区)	053-457-2471 053-585-1154
22	静岡県	静岡市	建築指導課	054-221-1259	建築指導課審査係	054-221-1259
22	静岡県	沼津市	まちづくり指導課	055-934-4766	まちづくり指導課	055-934-4766
22	静岡県	富士宮市	建築住宅課	0544-22-1229	建築住宅課	0544-22-1229
22	静岡県	焼津市	建築指導課	054-626-2161	建築指導課	054-626-2161
22	静岡県	富士市	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791
22	静岡県	【限】藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	建築住宅課	054-643-3481
22	静岡県	【限】三島市	建築住宅課	055-983-2644	建築住宅課	055-983-2644
22	静岡県	【限】磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	建築住宅課	0538-37-4899
22	静岡県	【限】御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	建築住宅課	0550-82-4224
22	静岡県	【限】伊東市	建築住宅課	0557-36-0111	建築住宅課	0557-36-0111
22	静岡県	【限】島田市	建築住宅課建築指導係	0547-36-7184	建築住宅課建築指導係	0547-36-7184
22	静岡県	【限】裾野市	まちづくり課	055-995-1856	まちづくり課	055-995-1856
22	静岡県	【限】袋井市	都市計画課	0538-44-3123	都市計画課	0538-44-3123
22	静岡県	【限】掛川市	都市政策課	0537-21-1152	都市政策課	0537-21-1152
22	静岡県	【限】湖西市	建築住宅課	053-576-4549	建築住宅課	053-576-4549
23	愛知県	愛知県	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590
23	愛知県	名古屋市	建築審査課建築審査係	052-972-2929	建築審査課建築審査係	052-972-2929
23	愛知県	豊橋市	建築指導課	0532-51-2581	建築指導課	0532-51-2581
23	愛知県	岡崎市	建築指導課	0564-23-6332	建築指導課	0564-23-6332
23	愛知県	一宮市	建築指導課	0586-28-8645	建築指導課	0586-28-8645
23	愛知県	春日井市	建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324
23	愛知県	豊田市	建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649
23	愛知県	【限】瀬戸市	都市計画課	0561-88-2686	都市計画課	0561-88-2686
23	愛知県	【限】半田市	建築課	0569-84-0671	建築課	0569-84-0671
23	愛知県	【限】豊川市	建築課	0533-89-2117	建築課	0533-89-2117
23	愛知県	【限】刈谷市	建築課	0566-62-1021	建築課	0566-62-1021
23	愛知県	【限】安城市	建築課	0566-71-2241	建築課	0566-71-2241

No	都道府県	所管行政庁	③14条1項審査部局	連絡先	④建築確認審査部局	連絡先
15	新潟県	新潟市	建築行政課	025-226-2837	建築行政課	025-226-2837
15	新潟県	長岡市	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226
15	新潟県	上越市	建築住宅課指導係	025-526-5111	建築住宅課指導係	025-526-5111
15	新潟県	柏崎市	建築住宅課審査係	0257-21-2291	建築住宅課審査係	0257-21-2291
15	新潟県	三条市	建築課審査指導係	0256-34-5727	建築課審査指導係	0256-34-5727
15	新潟県	新発田市	建築課	0254-26-3557	建築課	0254-26-3557
16	富山県	富山県	建築住宅課建築指導係、各土木センター		建築住宅課建築指導係、各土木センター	
16	富山県	富山市	建築指導課	076-443-2108	建築指導課	076-443-2108
16	富山県	高岡市	建築政策課	0766-20-1431	建築政策課	0766-20-1429
17	石川県	石川県	各土木（総合）事務所建築課		各土木（総合）事務所建築課	
17	石川県	金沢市	建築指導課審査第1係、第2係	076-220-2330	建築指導課審査第1係、第2係	076-220-2330
17	石川県	七尾市	建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429
17	石川県	小松市	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105
17	石川県	白山市	建設部建築住宅課	076-274-9561	建設部建築住宅課	076-274-9561
17	石川県	野々市市	土木部建築住宅課	076-227-6136	土木部建築住宅課	076-227-6136
17	石川県	加賀市	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935
17	石川県	【限】能美市			土木部建築住宅課（4号建築物）	0761-58-2251
18	福井県	福井県	各土木事務所		各土木事務所	
18	福井県	福井市	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574
19	山梨県	山梨県	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735
19	山梨県	甲府市	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)
20	長野県	長野県	建築住宅課+各建設事務所		建築住宅課+各建設事務所	
20	長野県	長野市	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048
20	長野県	上田市	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430
20	長野県	松本市	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255
20	長野県	【限】飯田市			建設部地域計画課(4号限定)	0265-22-4511
20	長野県	【限】岡谷市			建設水道部都市計画課(4号限定)	0266-23-4811
20	長野県	【限】諏訪市			建設部都市計画課(4号限定)	0266-52-4141
20	長野県	【限】塩尻市			建設事業部建築住宅課(4号限定)	0263-52-0280
21	岐阜県	岐阜県	各建築事務所		各建築事務所	
21	岐阜県	岐阜市	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141
21	岐阜県	各務原市	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482
21	岐阜県	大垣市	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111
21	岐阜県	【限】高山市	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159
21	岐阜県	【限】多治見市	都市計画部開発指導課	0572-22-1336	都市計画部開発指導課	0572-22-1336
21	岐阜県	【限】可児市	建設部建築指導課	0574-62-1111	建設部建築指導課	0574-62-1111
22	静岡県	静岡県	建築確認検査室、各土木事務所		建築確認検査室、各土木事務所	
22	静岡県	浜松市	建築行政課（浜北区・天竜区を除く） 北部都市整備事務所（浜北区・天竜区）	053-457-2471 053-585-1154	建築行政課（浜北区・天竜区を除く） 北部都市整備事務所（浜北区・天竜区）	053-457-2471 053-585-1154
22	静岡県	静岡市	建築指導課審査係	054-221-1259	建築指導課審査係	054-221-1259
22	静岡県	沼津市	まちづくり指導課	055-934-4766	まちづくり指導課	055-934-4766
22	静岡県	富士宮市	建築住宅課	0544-22-1229	建築住宅課	0544-22-1229
22	静岡県	焼津市	建築指導課	054-626-2161	建築指導課	054-626-2161
22	静岡県	富士市	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791
22	静岡県	【限】藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	建築住宅課（4号建築物）	054-643-3481
22	静岡県	【限】三島市	建築住宅課	055-983-2644	建築住宅課（4号建築物）	055-983-2644
22	静岡県	【限】磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	建築住宅課（4号建築物）	0538-37-4899
22	静岡県	【限】御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	建築住宅課（4号建築物）	0550-82-4224
22	静岡県	【限】伊東市	建築住宅課	0557-36-0111	建築住宅課（4号建築物）	0557-36-0111
22	静岡県	【限】島田市	建築住宅課建築指導係	0547-36-7184	建築住宅課建築指導係（4号建築物）	0547-36-7184
22	静岡県	【限】裾野市	まちづくり課	055-995-1856	まちづくり課（4号建築物）	055-995-1856
22	静岡県	【限】袋井市	都市計画課	0538-44-3123	都市計画課（4号建築物）	0538-44-3123
22	静岡県	【限】掛川市	都市政策課	0537-21-1152	都市政策課（4号建築物）	0537-21-1152
22	静岡県	【限】湖西市	建築住宅課	053-576-4549	建築住宅課（4号建築物）	053-576-4549
23	愛知県	愛知県	建築指導課確認第一グループ 確認第二グループ	052-961-9720 052-961-9717	建築指導課確認第一グループ 確認第二グループ	052-961-9720 052-961-9717
23	愛知県	名古屋市	建築審査課建築審査係	052-972-2929	建築審査課建築審査係	052-972-2929
23	愛知県	豊橋市	建築指導課	0532-51-2581	建築指導課	0532-51-2581
23	愛知県	岡崎市	建築指導課	0564-23-6332	建築指導課	0564-23-6332
23	愛知県	一宮市	建築指導課	0586-28-8645	建築指導課	0586-28-8645
23	愛知県	春日井市	建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324
23	愛知県	豊田市	建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649
23	愛知県	【限】瀬戸市	（対象外）		都市計画課（4号建築物）	0561-88-2686
23	愛知県	【限】半田市	（対象外）		建築課（4号建築物）	0569-84-0671
23	愛知県	【限】豊川市	（対象外）		建築課（4号建築物）	0533-89-2117
23	愛知県	【限】刈谷市	（対象外）		建築課（4号建築物）	0566-62-1021
23	愛知県	【限】安城市	（対象外）		建築課（4号建築物）	0566-71-2241

No	都道府県	所管行政庁	⑤15条(違反等)関係	連絡先	⑥24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	⑦適用条例名 （福祉の街づくり条例等）
15	新潟県	新潟市	建築行政課	025-226-2837	建築行政課	025-226-2837	新潟県福祉のまちづくり条例
15	新潟県	長岡市	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	新潟県福祉のまちづくり条例
15	新潟県	上越市	建築住宅課指導係	025-526-5111	建築住宅課指導係	025-526-5111	新潟県福祉のまちづくり条例
15	新潟県	柏崎市	建築住宅課審査係	0257-21-2291	建築住宅課審査係	0257-21-2291	新潟県福祉のまちづくり条例
15	新潟県	三条市	建築課審査指導係	0256-34-5727	建築課審査指導係	0256-34-5727	新潟県福祉のまちづくり条例
15	新潟県	新発田市	建築課	0254-26-3557	建築課	0254-26-3557	新潟県福祉のまちづくり条例
16	富山県	富山県	建築住宅課住みよいまちづくり班、各土木センター		建築住宅課建築指導係	076-444-3356	富山県民福祉条例
16	富山県	富山市	建築指導課	076-443-2107	建築指導課	076-443-2107	富山県民福祉条例
16	富山県	高岡市	建築政策課	0766-20-1431	建築政策課	0766-20-1431	富山県民福祉条例
17	石川県	石川県	各土木（総合）事務所建築課		土木部建築住宅課	076-225-1778	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
17	石川県	金沢市	建築指導課指導係	076-220-2326	建築指導課指導係	076-220-2326	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
17	石川県	七尾市	建設部都市建築課	0767-53-8429	建設部都市建築課	0767-53-8429	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
17	石川県	小松市	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
17	石川県	白山市	建設部建築住宅課	076-274-9561	建設部建築住宅課	076-274-9561	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
17	石川県	野々市市	土木部建築住宅課	076-227-6136	土木部建築住宅課	076-227-6136	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
17	石川県	加賀市	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
17	石川県	【限】能美市			土木部建築住宅課（4号建築物）	0761-58-2251	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例
18	福井県	福井県	各土木事務所		土木部建築住宅課住宅計画グループ	0776-20-0505	福井県福祉のまちづくり条例
18	福井県	福井市	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	建設部建築事務所建築指導課	0776-20-5574	福井県福祉のまちづくり条例
19	山梨県	山梨県	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	建築住宅課建築審査担当	055-223-1735	山梨県幸住条例
19	山梨県	甲府市	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	建築指導課	055-237-1161 055-237-5824(直通)	山梨県幸住条例
20	長野県	長野県	各建設事務所		建築住宅課	026-235-7335	長野県福祉のまちづくり条例
20	長野県	長野市	建設部建築指導課	026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048	長野県福祉のまちづくり条例
20	長野県	上田市	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	長野県福祉のまちづくり条例
20	長野県	松本市	建設部建築指導課	0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255	長野県福祉のまちづくり条例
20	長野県	【限】飯田市					長野県福祉のまちづくり条例
20	長野県	【限】岡谷市					長野県福祉のまちづくり条例
20	長野県	【限】諏訪市					長野県福祉のまちづくり条例
20	長野県	【限】塩尻市					長野県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	岐阜県	各建築事務所		都市建築部建築指導課	058-272-8813	岐阜県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	岐阜市	まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	まちづくり推進部まちづくり推進政策課政策係	058-265-4141	岐阜県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	各務原市	都市建設部建築指導課	058-383-1482	都市建設部建築指導課	058-383-1482	岐阜県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	大垣市	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	岐阜県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	【限】高山市	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	（対象外）		高山市誰にもやさしいまちづくり条例
21	岐阜県	【限】多治見市	都市計画部開発指導課	0572-22-1336	（対象外）		岐阜県福祉のまちづくり条例
21	岐阜県	【限】可児市	建設部建築指導課	0574-62-1111	（対象外）		岐阜県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	静岡県	建築確認検査室、各土木事務所		建築安全推進課	054-221-3075	静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	浜松市	建築行政課（浜北区・天竜区を除く） 北部都市整備事務所（浜北区・天竜区）	053-457-2471 053-585-1154	建築行政課	053-457-2471	静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	静岡市	建築指導課審査係	054-221-1259	建築指導課指導係	054-221-1267	静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	沼津市	まちづくり指導課	055-934-4766	まちづくり指導課	055-934-4766	静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	富士宮市	建築住宅課	0544-22-1229	建築住宅課	0544-22-1229	静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	焼津市	建築指導課	054-626-2161	建築指導課	054-626-2161	静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	富士市	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】藤枝市	建築住宅課	054-643-3481	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】三島市	建築住宅課	055-983-2644	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】御殿場市	建築住宅課	0550-82-4224	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】伊東市	建築住宅課	0557-36-0111	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】島田市	建築住宅課建築指導係	0547-36-7184	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】裾野市	まちづくり課	055-995-1856	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】袋井市	都市計画課	0538-44-3123	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】掛川市	都市政策課	0537-21-1152	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
22	静岡県	【限】湖西市	建築住宅課	053-576-4549	（対象外）		静岡県福祉のまちづくり条例
23	愛知県	愛知県	各建設事務所建築課		各建設事務所建築課		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	名古屋市	建築審査課建築審査係	052-972-2929	建築指導課市街地建築係	052-972-2918	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	豊橋市	建築指導課	0532-51-2581	建築指導課	0532-51-2581	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	岡崎市	建築指導課	0564-23-6816	建築指導課	0564-23-6332	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	一宮市	建築指導課	0586-28-8644	建築指導課	0586-28-8644	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	春日井市	建築指導課	0568-85-6324	建築指導課	0568-85-6324	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	豊田市	建築相談課	0565-34-6649	建築相談課	0565-34-6649	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】瀬戸市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】半田市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】豊川市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】刈谷市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】安城市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例

No	都道府県	所管行政庁	⑧福祉の街づくり条例等所管	連絡先	⑨福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	⑩建築基準条例名 （福祉的基準がある場合）
15	新潟県	新潟市			建築行政課	025-226-2837	
15	新潟県	長岡市			建築・開発審査課建築行政班	0258-39-2226	
15	新潟県	上越市	自治・市民環境部共生まちづくり課共生係	025-526-5111	建築住宅課指導係	025-526-5111	
15	新潟県	柏崎市	福祉保健部福祉課障害福祉係	0257-23-5111	建築住宅課審査係	0257-21-2291	
15	新潟県	三条市	福祉保健部福祉課福祉係	0256－34－5405	福祉保健部福祉課福祉係	0256－34－5405	
15	新潟県	新発田市			建築課	0254-26-3557	
16	富山県	富山県	厚生部厚生企画課	076-444-3197	建築住宅課住みよいまちづくり班、各土木センター		なし
16	富山県	富山市			建築指導課	076-443-2108	なし
16	富山県	高岡市			建築政策課	0766-20-1431	なし
17	石川県	石川県	健康福祉部厚生政策課	076-225-1~~41~~978	各土木（総合）事務所建築課		
17	石川県	金沢市			建築指導課指導係	076-220-2326	
17	石川県	七尾市			建設部都市建築課	0767-53-8429	
17	石川県	小松市			都市創造部建築住宅課	0761-24-8105	
17	石川県	白山市			建設部建築住宅課	076-274-9561	
17	石川県	野々市市			土木部建築住宅課	076-227-6136	
17	石川県	加賀市			建設部建築課建築指導室	0761-72-7935	
17	石川県	【限】能美市			土木部建築住宅課（4号建築物）	0761-58-2251	
18	福井県	福井県	健康福祉部障がい福祉課	0776-20-0338	各健康福祉センター		福井県建築基準条例
18	福井県	福井市	福祉保健部福祉事務所障がい福祉課	0776-20-5435	福祉保健部福祉事務所障がい福祉課	0776-20-5435	福井県建築基準条例
19	山梨県	山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460	各県下市町村		
19	山梨県	甲府市			福祉保健部障がい福祉課	055-237-5240	なし
20	長野県	長野県	地域福祉課	026-235-7114	建築住宅課+各建設事務所		
20	長野県	長野市		026-224-5048	建設部建築指導課	026-224-5048	
20	長野県	上田市		0268-23-5430	都市建設部建築指導課	0268-23-5430	
20	長野県	松本市		0263-34-3255	建設部建築指導課	0263-34-3255	
20	長野県	【限】飯田市		0265-22-4511	建設部地域計画課(4号限定)	0265-22-4511	
20	長野県	【限】岡谷市		0266-23-4811	建設水道部都市計画課(4号限定)	0266-23-4811	
20	長野県	【限】諏訪市		0266-52-4141	建設部都市計画課(4号限定)	0266-52-4141	
20	長野県	【限】塩尻市		0263-52-0280	建設事業部建築住宅課(4号限定)	0263-52-0280	
21	岐阜県	岐阜県	健康福祉部福祉政策課	058-272-8261	各建築事務所		岐阜県建築基準条例
21	岐阜県	岐阜市			まちづくり推進部建築指導課審査係	058-265-4141	岐阜県建築基準条例
21	岐阜県	各務原市			都市建設部建築指導課	058-383-1482	岐阜県建築基準条例
21	岐阜県	大垣市			建築指導課建築指導グループ	0584-81-4111	岐阜県建築基準条例
21	岐阜県	【限】高山市	企画部企画課	0577-35-3131	都市政策部建築住宅課開発指導係	0577-35-3159	なし
21	岐阜県	【限】多治見市			（対象外）		なし
21	岐阜県	【限】可児市			（対象外）		なし
22	静岡県	静岡県	健康福祉部地域福祉課	054-221-2844	建築確認検査室、各土木事務所		
22	静岡県	浜松市			建築行政課（浜北区・天竜区を除く） 北部都市整備事務所（浜北区・天竜区）	053-457-2471 053-585-1154	
22	静岡県	静岡市			都市局建築部建築指導課審査係	054-221-1259	
22	静岡県	沼津市			まちづくり指導課	055-934-4766	
22	静岡県	富士宮市			建築住宅課	0544-22-1229	
22	静岡県	焼津市			建築指導課	054-626-2161	
22	静岡県	富士市			建築指導課審査指導担当	0545-55-2791	
22	静岡県	【限】藤枝市			（対象外）		
22	静岡県	【限】三島市			（対象外）		
22	静岡県	【限】磐田市	建築住宅課	0538-37-4899	（対象外）		
22	静岡県	【限】御殿場市			（対象外）		
22	静岡県	【限】伊東市			（対象外）		
22	静岡県	【限】島田市			（対象外）		
22	静岡県	【限】裾野市			（対象外）		
22	静岡県	【限】袋井市			（対象外）		
22	静岡県	【限】掛川市			（対象外）		
22	静岡県	【限】湖西市			（対象外）		
23	愛知県	愛知県	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	住宅計画課街づくり事業グループ	052-954-6590	
23	愛知県	名古屋市			建築審査課建築審査係	052-972-2929	
23	愛知県	豊橋市			建築指導課	0532-51-2581	
23	愛知県	岡崎市			建築指導課	0564-23-6816	
23	愛知県	一宮市			建築指導課	0586-28-8645	
23	愛知県	春日井市			建築指導課	0568-85-6324	
23	愛知県	豊田市			建築相談課	0565-34-6649	
23	愛知県	【限】瀬戸市			（対象外）		
23	愛知県	【限】半田市			（対象外）		
23	愛知県	【限】豊川市			（対象外）		
23	愛知県	【限】刈谷市			（対象外）		
23	愛知県	【限】安城市			（対象外）		

バリアフリー法(建築物)所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局(建築関係)	連絡先	②計画の認定事務	連絡先
23	愛知県	【限】西尾市	建築課	0563-65-2381	建築課	0563-65-2381
23	愛知県	【限】江南市	建築課	0587-54-1111	建築課	0587-54-1111
23	愛知県	【限】小牧市	建築課	0568-76-1142	建築課	0568-76-1142
23	愛知県	【限】稲沢市	建築課	0587-32-1409	建築課	0587-32-1409
23	愛知県	【限】東海市	建築住宅課	052-603-2211	建築住宅課	052-603-2211
23	愛知県	【限】大府市	建築住宅課	0562-45-6314	建築住宅課	0562-45-6314
24	三重県	三重県	子ども・福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班	059-224-3349	子ども・福祉部地域福祉課ユニバーサルデザイン班	059-224-3349
24	三重県	四日市市	建築指導課建築確認係	059-354-8208	建築指導課建築確認係	059-354-8208
24	三重県	津市	建築指導課建築安全・耐震担当	059-229-3187	建築指導課建築安全・耐震担当	059-229-3187
24	三重県	鈴鹿市	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651
24	三重県	桑名市	都市整備課建築審査室	0594-24-1218	都市整備課建築審査室	0594-24-1218
24	三重県	松阪市	建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156
24	三重県	【限】伊賀市	都市計画課建築指導審査係	0595-22-9732	都市計画課建築指導審査係	0595-22-9732
24	三重県	【限】名張市	都市計画室	0595-63-7698	都市計画室	0595-63-7698
24	三重県	【限】亀山市	都市整備課建築開発グループ	0595-96-9028	都市整備課建築開発グループ	0595-96-9028
25	滋賀県	滋賀県	土木交通部建築課建築指導室住まいの安全対策係	077-528-4262	土木交通部建築課建築指導室住まいの安全対策係 土木事務所（甲賀・湖東・高島）	077-528-4262
25	滋賀県	大津市	建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774
25	滋賀県	草津市	建築課	077-561-2378	建築課	077-561-2378
25	滋賀県	彦根市	建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125
25	滋賀県	近江八幡市	建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544
25	滋賀県	守山市	建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139
25	滋賀県	長浜市	建築課	0749-65-6543	建築課	0749-65-6543
25	滋賀県	東近江市	建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656
26	京都府	京都府	建設交通部 建築指導課　建築防災・安全係	075-414-5349	各土木事務所（京都土木事務所を除く）	
26	京都府	京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616
26	京都府	宇治市	都市整備部　建築指導課	0774-20-8794	都市整備部　建築指導課	0774-20-8794
27	大阪府	大阪府	住宅まちづくり部　建築指導室 建築企画課福祉のまちづくり推進グループ	06-6210-9717	住宅まちづくり部　建築指導室 建築企画課福祉のまちづくり推進グループ	06-6210-9717
27	大阪府	大阪市	都市計画局　開発調整部　開発誘導課	06-6208-9319	都市計画局　開発調整部　開発誘導課	06-6208-9319
27	大阪府	豊中市	都市計画推進部　中高層建築調整課	06-6858-2115	都市計画推進部　中高層建築調整課	06-6858-2115
27	大阪府	堺市	建築都市局　開発調整部　建築安全課	072-228-7936	建築都市局　開発調整部　建築安全課	072-228-7936
27	大阪府	東大阪市	建築部　建築指導室　建築審査課	06-4309-3240	建築部　建築指導室　建築審査課	06-4309-3240
27	大阪府	吹田市	都市計画部　開発審査室	06-6384-1231	都市計画部　開発審査室　建築審査担当	06-6384-1231
27	大阪府	高槻市	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567
27	大阪府	枚方市	都市整備部　開発指導室　開発審査課	072-841-1438	都市整備部　開発指導室　開発審査課	072-841-1438
27	大阪府	八尾市	建築部　審査指導課	072-924-8544	建築部　審査指導課	072-924-8544
27	大阪府	茨木市	都市整備部　審査指導課　許可・確認係	072-620-1661	都市整備部　審査指導課　許可・確認係	072-620-1661
27	大阪府	守口市	都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1221	都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1221
27	大阪府	寝屋川市	都市基盤整備部　審査指導課　建築担当	072-824-1181	都市基盤整備部　審査指導課　建築担当	072-824-1181
27	大阪府	岸和田市	まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570
27	大阪府	門真市	まちづくり部　建築指導課　審査指導グループ	06-6902-6346	まちづくり部　建築指導課　審査指導グループ	06-6902-6346
27	大阪府	箕面市	みどりまちづくり部　審査指導室	072-723-2121	みどりまちづくり部　審査指導室	072-723-2121
27	大阪府	池田市	まちづくり推進部　審査指導課	072-752-1111	まちづくり推進部　審査指導課	072-752-1111
27	大阪府	和泉市	都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141
27	大阪府	羽曳野市	都市開発部　建築指導課	072-958-1111	都市開発部　建築指導課	072-958-1111
28	兵庫県	兵庫県	都市政策課都市政策班（福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	各県民局・県民センターまちづくり建築課	
28	兵庫県	神戸市	建築安全課建築安全係	078-595-6561	建築安全課指導係（建築環境担当）	078-595-6556
28	兵庫県	尼崎市	建築指導課	06-6489-6647	建築指導課	06-6489-6647
28	兵庫県	西宮市	建築指導課	0798-35-3701	建築指導課	0798-35-3701
28	兵庫県	姫路市	建築指導課防災・耐震担当	079-221-2547	建築指導課防災・耐震担当	079-221-2547
28	兵庫県	明石市	建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築審査係	078-918-5046
28	兵庫県	加古川市	建築指導課	079-427-9260	建築指導課	079-427-9260
28	兵庫県	伊丹市	建築指導課	072-784-8065	建築指導課	072-784-8065
28	兵庫県	川西市	建築指導課	072-740-1204	建築指導課	072-740-1204
28	兵庫県	宝塚市	建築指導課	0797-77-2082	建築指導課	0797-77-2082
28	兵庫県	三田市	審査指導課	079-559-5119	審査指導課	079-559-5119
28	兵庫県	芦屋市	建築指導課	0797-38-2114	建築指導課	0797-38-2114
28	兵庫県	高砂市	建築指導課指導係	079-443-9035	建築指導課指導係	079-443-9035
29	奈良県	奈良県	県土マネジメント部　地域デザイン推進局 建築安全推進課　建築指導係	0742-27-7574	県土マネジメント部　地域デザイン推進局 建築安全推進課　建築指導係	0742-27-7574
29	奈良県	奈良市	都市整備部 建築指導課	0742-34-4750	都市整備部　建築指導課	0742-34-4750

No	都道府県	所管行政庁	③14条1項審査部局	連絡先	④建築確認審査部局	連絡先
23	愛知県	【限】西尾市	（対象外）		建築課（4号建築物）	0563-65-2381
23	愛知県	【限】江南市	（対象外）		建築課（4号建築物）	0587-54-1111
23	愛知県	【限】小牧市	（対象外）		建築課（4号建築物）	0568-76-1142
23	愛知県	【限】稲沢市	（対象外）		建築課（4号建築物）	0587-32-1409
23	愛知県	【限】東海市	（対象外）		建築住宅課（4号建築物）	052-603-2211
23	愛知県	【限】大府市	（対象外）		建築住宅課（4号建築物）	0562-45-6314
24	三重県	三重県	県土整備部建築開発課建築審査班及び各建設事務所		県土整備部建築開発課建築審査班及び各建設事務所	
24	三重県	四日市市	建築指導課建築確認係	059-354-8208	建築指導課建築確認係	059-354-8208
24	三重県	津市	建築指導課建築審査担当	059-229-3186	建築指導課建築審査担当	059-229-3186
24	三重県	鈴鹿市	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651
24	三重県	桑名市	都市整備課建築審査室	0594-24-1218	都市整備課建築審査室	0594-24-1218
24	三重県	松阪市	建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156
24	三重県	【限】伊賀市	都市計画課建築指導審査係（4号建築物）	0595-22-9732	都市計画課建築指導審査係（4号建築物）	0595-22-9732
24	三重県	【限】名張市	都市計画室（4号建築物）	0595-63-7698	都市計画室（4号建築物）	0595-63-7698
24	三重県	【限】亀山市	都市整備課建築開発グループ（4号建築物）	0595-96-9028	都市整備課建築開発グループ（4号建築物）	0595-96-9028
25	滋賀県	滋賀県	土木交通部建築課建築指導室指導係 土木事務所（甲賀・湖東・高島）	077-528-4258	土木交通部建築課建築指導室　指導係 土木事務所（甲賀・湖東・高島）	077-528-4258
25	滋賀県	大津市	建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774
25	滋賀県	草津市	建築課	077-561-2378	建築課	077-561-2378
25	滋賀県	彦根市	建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125
25	滋賀県	近江八幡市	建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544
25	滋賀県	守山市	建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139
25	滋賀県	長浜市	建築課	0749-65-6543	建築課	0749-65-6543
25	滋賀県	東近江市	建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656
26	京都府	京都府	各土木事務所（京都土木事務所を除く）		各土木事務所（京都土木事務所を除く）	
26	京都府	京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616
26	京都府	宇治市	都市整備部　建築指導課	0774-20-8794	都市整備部　建築指導課	0774-20-8794
27	大阪府	大阪府	住宅まちづくり部　建築指導室　審査指導課	06-6210-9724	住宅まちづくり部　建築指導室　審査指導課	06-6210-9724
27	大阪府	大阪市	都市計画局　建築指導部　建築確認課	06-6208-9291	都市計画局　建築指導部　建築確認課	06-6208-9291
27	大阪府	豊中市	都市計画推進部　建築審査課　建築審査係	06-6858-2422	都市計画推進部　建築審査課　建築審査係	06-6858-2422
27	大阪府	堺市	建築都市局　開発調整部　建築安全課	072-228-7936	建築都市局　開発調整部　建築安全課	072-228-7936
27	大阪府	東大阪市	建築部　建築指導室　建築審査課	06-4309-3240	建築部　建築指導室　建築審査課	06-4309-3240
27	大阪府	吹田市	都市計画部　開発審査室　建築審査担当	06-6384-1231	都市計画部　開発審査室　建築審査担当	06-6384-1231
27	大阪府	高槻市	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567
27	大阪府	枚方市	都市整備部　開発指導室　開発審査課	072-841-1438	都市整備部　開発指導室　開発審査課	072-841-1438
27	大阪府	八尾市	建築部　審査指導課	072-924-8544	建築部　審査指導課	072-924-8544
27	大阪府	茨木市	都市整備部　審査指導課　許可・確認係	072-620-1661	都市整備部　審査指導課　許可・確認係	072-620-1661
27	大阪府	守口市	都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1698	都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1736
27	大阪府	寝屋川市	都市基盤整備部　審査指導課　建築担当	072-824-1181	都市基盤整備部　審査指導課　建築担当	072-824-1181
27	大阪府	岸和田市	まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570
27	大阪府	門真市	まちづくり部　建築指導課　審査指導グループ	06-6902-6346	まちづくり部　建築指導課　審査指導グループ	06-6902-6346
27	大阪府	箕面市	みどりまちづくり部　審査指導室	072-723-2121	みどりまちづくり部　審査指導室	072-723-2121
27	大阪府	池田市	まちづくり推進部　審査指導課	072-752-1111	まちづくり推進部　審査指導課	072-752-1111
27	大阪府	和泉市	都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141
27	大阪府	羽曳野市	都市開発部　建築指導課	072-958-1111	都市開発部　建築指導課	072-958-1111
28	兵庫県	兵庫県	各県民局・県民センターまちづくり建築課		各県民局・県民センターまちづくり建築課	
28	兵庫県	神戸市	建築安全課建築安全係	078-595-6561	建築安全課建築安全係	078-595-6561
28	兵庫県	尼崎市	建築指導課	06-6489-6647	建築指導課	06-6489-6647
28	兵庫県	西宮市	建築指導課	0798-35-3701	建築指導課	0798-35-3701
28	兵庫県	姫路市	建築指導課審査・監察担当	079-221-2546	建築指導課審査・監察担当	079-221-2546
28	兵庫県	明石市	建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築審査係	078-918-5046
28	兵庫県	加古川市	建築指導課	079-427-9264	建築指導課	079-427-9264
28	兵庫県	伊丹市	建築指導課	072-784-8065	建築指導課	072-784-8065
28	兵庫県	川西市	建築指導課	072-740-1204	建築指導課	072-740-1204
28	兵庫県	宝塚市	建築指導課	0797-77-2082	建築指導課	0797-77-2082
28	兵庫県	三田市	審査指導課	079-559-5119	審査指導課	079-559-5119
28	兵庫県	芦屋市	建築指導課	0797-38-2114	建築指導課	0797-38-2114
28	兵庫県	高砂市	建築指導課指導係	079-443-9035	建築指導課指導係	079-443-9035
29	奈良県	奈良県	県土マネジメント部　地域デザイン推進局 建築安全推進課　建築指導係	0742-27-7574	県土マネジメント部　地域デザイン推進局 建築安全推進課　建築指導係	0742-27-7574
29	奈良県	奈良市	都市整備部　建築指導課	0742-34-4750	都市整備部　建築指導課	0742-34-4750

No	都道府県	所管行政庁	⑤15条(違反等)関係	連絡先	⑥24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	⑦適用条例名 （福祉の街づくり条例等）
23	愛知県	【限】西尾市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】江南市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】小牧市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】稲沢市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】東海市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
23	愛知県	【限】大府市	（対象外）		（対象外）		愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例
24	三重県	三重県	各建設事務所		県土整備部建築開発課建築安全班	059-224-2752	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	四日市市	建築指導課建築安全係	0593-54-8207	建築指導課許可認定係	059-354-8183	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	津市	建築指導課建築安全・耐震担当	059-229-3187	建築指導課建築指導担当	059-229-3185	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	鈴鹿市	建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	建築指導課建築環境グループ	059-382-9048	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	桑名市	都市整備課建築指導係	0594-24-1295	都市整備課建築指導係	0594-24-1295	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	松阪市	建築開発課審査係	0598-53-4156	建築開発課審査係	0598-53-4156	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	【限】伊賀市	都市計画課建築指導審査係(4号建築物)	0595-22-9732	対象外		三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	【限】名張市	都市計画室(4号建築物)	0595-63-7698	対象外		三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
24	三重県	【限】亀山市	都市整備課建築開発グループ(4号建築物)	0595-96-9028	対象外		三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
25	滋賀県	滋賀県	土木交通部建築課建築指導室　住まいの安全対策係	077-528-4262	土木交通部建築課建築指導室　指導係	077-528-4258	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
25	滋賀県	大津市	建築指導課	077-528-2774	建築指導課	077-528-2774	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
25	滋賀県	草津市	建築課	077-561-2378	建築課	077-561-2378	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
25	滋賀県	彦根市	建築指導課	0749-30-6125	建築指導課	0749-30-6125	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
25	滋賀県	近江八幡市	建築課	0748-36-5544	建築課	0748-36-5544	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
25	滋賀県	守山市	建築課	077-582-1139	建築課	077-582-1139	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
25	滋賀県	長浜市	建築課	0749-65-6543	建築課	0749-65-6543	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
25	滋賀県	東近江市	建築指導課	0748-24-5656	建築指導課	0748-24-5656	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
26	京都府	京都府	各土木事務所（京都土木事務所を除く）		建設交通部 建築指導課　建築防・災安全担当	075-414-5349	京都府福祉のまちづくり条例
26	京都府	京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部建築指導課・建築審査課	075-222-3620･3616	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
26	京都府	宇治市	都市整備部　建築指導課	0774-20-8794	都市整備部　建築指導課	0774-20-8794	京都府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	大阪府	住宅まちづくり部　建築指導室　建築安全課	06-6210-9729	住宅まちづくり部　建築指導室　審査指導課	06-6210-9724	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	大阪市	都市計画局　開発調整部　開発誘導課	06-6208-9319	都市計画局　建築指導部　建築企画課	06-6208-9284	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	豊中市	都市計画推進部　建築安全課	06-6858-2429	都市計画推進部　建築審査課　建築指導係	06-6858-2860	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	堺市	建築都市局　開発調整部　建築防災推進課	072-228-7482	建築都市局　開発調整部　建築安全課	072-228-7936	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	東大阪市	建築部　建築指導室　建築安全課	06-4309-3245	建築部　建築指導室　建築審査課	06-4309-3240	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	吹田市	都市計画部　開発審査室	06-6384-1231	都市計画部　開発審査室　建築審査担当	06-6384-1231	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	高槻市	都市創造部　審査指導課　監察チーム	072-674-7564	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7564	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	枚方市	都市整備部　開発指導室　開発審査課	072-841-1438	都市整備部　開発指導室　開発審査課	072-841-1438	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	八尾市	建築部　審査指導課	072-924-3852	建築部　審査指導課	072-924-3878	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	茨木市	都市整備部　審査指導課　監察係	072-620-1661	都市整備部　審査指導課　許可・確認係	072-620-1661	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	守口市	都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1736	都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1736	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	寝屋川市	都市基盤整備部　審査指導課　建築担当	072-824-1181	都市基盤整備部　審査指導課　建築担当	072-824-1181	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	岸和田市	まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570	まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	門真市	まちづくり部　建築指導課　開発安全グループ	06-6902-6341	まちづくり部　建築指導課　審査指導グループ	06-6902-6346	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	箕面市	みどりまちづくり部　審査指導室	072-723-2121	みどりまちづくり部　審査指導室	072-723-2121	大阪府福祉のまちづくり条例、箕面市まちづくり推進条例
27	大阪府	池田市	まちづくり推進部　審査指導課	072-752-1111	まちづくり推進部　審査指導課	072-752-1111	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	和泉市	都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141	都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141	大阪府福祉のまちづくり条例
27	大阪府	羽曳野市	都市開発部　建築指導課	072-958-1111	都市開発部　建築指導課	072-958-1111	大阪府福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	兵庫県	各県民局・県民センターまちづくり建築課		各県民局・県民センターまちづくり建築課		福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	神戸市	建築安全課建築安全係	078-595-6561	建築安全課整備係	078-595-6554	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	尼崎市	建築指導課	06-6489-6647	建築指導課	06-6489-6647	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	西宮市	建築指導課	0798-35-3701	建築指導課	0798-35-3704	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	姫路市	建築指導課審査・監察担当	079-221-2546	建築指導課指導・道路担当	079-221-2579	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	明石市	建築安全課建築審査係	078-918-5046	建築安全課建築安全係	078-918-5046	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	加古川市	建築指導課	079-427-9260	建築指導課	079-427-9260	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	伊丹市	建築指導課	072-784-8065	建築指導課	072-784-8065	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	川西市	建築指導課	072-740-1204	建築指導課	072-740-1204	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	宝塚市	建築指導課	0797-77-2082	建築指導課	0797-77-2082	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	三田市	審査指導課	079-559-5119	審査指導課	079-559-5119	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	芦屋市	建築指導課	0797-38-2114	建築指導課	0797-38-2114	福祉のまちづくり条例
28	兵庫県	高砂市	建築指導課指導係	079-443-9035	建築指導課指導係	079-443-9035	福祉のまちづくり条例
29	奈良県	奈良県	県土マネジメント部　地域デザイン推進局　建築安全推進課　建築指導係	0742-27-7574	県土マネジメント部　地域デザイン推進局　建築安全推進課　建築審査係	0742-27-7561	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
29	奈良県	奈良市	都市整備部　建築指導課	0742-34-4750	都市整備部　建築指導課	0742-34-4750	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

No	都道府県	所管行政庁	⑧福祉の街づくり条例等所管	連絡先	⑨福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	⑩建築基準条例名 （福祉的基準がある場合）
23	愛知県	【限】西尾市			（対象外）		
23	愛知県	【限】江南市			（対象外）		
23	愛知県	【限】小牧市			（対象外）		
23	愛知県	【限】稲沢市			（対象外）		
23	愛知県	【限】東海市			（対象外）		
23	愛知県	【限】大府市			（対象外）		
24	三重県	三重県	子ども・福祉部地域福祉課 ユニバーサルデザイン班	059-224-3349	県土整備部建築開発課建築審査班及び各建設事務所		
24	三重県	四日市市			建築指導課建築確認係	059-354-8208	
24	三重県	津市			建築指導課建築安全・耐震担当	059-229-3187	
24	三重県	鈴鹿市			建築指導課建築審査グループ	059-382-7651	
24	三重県	桑名市			都市整備課建築審査室	0594-24-1218	
24	三重県	松阪市			建築開発課審査係	0598-53-4156	
24	三重県	【限】伊賀市			対象外		
24	三重県	【限】名張市			対象外		
24	三重県	【限】亀山市			対象外		
25	滋賀県	滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課 企画調整担当	077-528-3519	土木交通部建築課建築指導室住まいの安全対策係 各市町	077-528-4262	滋賀県建築基準条例
25	滋賀県	大津市			建築指導課	077-528-2774	
25	滋賀県	草津市			建築課	077-561-2378	
25	滋賀県	彦根市			建築指導課	0749-30-6125	
25	滋賀県	近江八幡市			建築課	0748-36-5544	
25	滋賀県	守山市			建築課	077-582-1139	
25	滋賀県	長浜市			建築課	0749-65-6543	
25	滋賀県	東近江市			建築指導課	0748-24-5656	
26	京都府	京都府	建設交通部 建築指導課　建築防災・安全係 健康福祉部　地域福祉推進課　地域福祉・福祉のまち推進係	075-414-5349 075-414-4569	各土木事務所（京都土木事務所）		
26	京都府	京都市	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	都市計画局建築指導部建築審査課	075-222-3616	
26	京都府	宇治市			都市整備部　建築指導課	0774-20-8794	
27	大阪府	大阪府	住宅まちづくり部　建築指導室 建築企画課福祉のまちづくり推進グループ	06-6210-9717	住宅まちづくり部　建築指導室 建築企画課福祉のまちづくり推進グループ	06-6210-9717	
27	大阪府	大阪市			都市計画局　建築指導部　建築確認課	06-6208-9291	
27	大阪府	豊中市			都市計画推進部　中高層建築調整課	06-6858-2115	
27	大阪府	堺市			建築都市局　開発調整部　建築安全課	072-228-7936	
27	大阪府	東大阪市			建築部　建築指導室　建築審査課	06-4309-3240	
27	大阪府	吹田市	都市計画部　開発審査室	06-6384-1231	都市計画部　開発審査室	06-6384-1231	
27	大阪府	高槻市	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567	都市創造部　審査指導課　建築審査チーム	072-674-7567	
27	大阪府	枚方市			都市整備部　開発指導室　開発審査課	072-841-1438	
27	大阪府	八尾市	建築部　建築審査課	072-924-8544			
27	大阪府	茨木市			都市整備部　審査指導課　許可・確認係	072-620-1661	
27	大阪府	守口市			都市整備部　住宅まちづくり課	06-6992-1736	
27	大阪府	寝屋川市			都市基盤整備部　審査指導課　建築担当	072-824-1181	
27	大阪府	岸和田市			まちづくり推進部　建設指導課	072-423-9570	
27	大阪府	門真市			まちづくり部 建築指導課　審査指導グループ	06-6902-6346	
27	大阪府	箕面市			みどりまちづくり部　審査指導室	072-723-2121	
27	大阪府	池田市			まちづくり推進部　審査指導課	072-752-1111	
27	大阪府	和泉市			都市デザイン部　建築・開発指導室	0725-99-8141	和泉市建築基準法施行条例
27	大阪府	羽曳野市			都市開発部　建築指導課	072-958-1111	
28	兵庫県	兵庫県	都市政策課都市政策班（福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	都市政策課都市政策班（福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	
28	兵庫県	神戸市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	障害福祉課（条例の届出） 建築安全課建築安全係（建築確認）	078-322-6277 078-595-6561	
28	兵庫県	尼崎市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築指導課	06-6489-6647	
28	兵庫県	西宮市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築指導課	0798-35-3918	
28	兵庫県	姫路市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	まちづくり指導課都市景観指導室 建築指導課審査・監察担当	079-221-2541 079-221-2546	
28	兵庫県	明石市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築安全課建築審査係	078-918-5046	
28	兵庫県	加古川市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築指導課	079-427-9264	
28	兵庫県	伊丹市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築指導課	072-784-8065	
28	兵庫県	川西市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築指導課	072-740-1204	
28	兵庫県	宝塚市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	高齢福祉課	0797-77-2076	
28	兵庫県	三田市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	審査指導課	079-559-5119	
28	兵庫県	芦屋市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築指導課	0797-38-2114	
28	兵庫県	高砂市	兵庫県 都市政策課都市政策班 （福祉のまちづくり担当）	078-362-4298	建築指導課　指導係	079-443-9035	
29	奈良県	奈良県	福祉医療部地域福祉課	0742-27-8503	県土マネジメント部　地域デザイン推進局 建築安全推進課　建築指導係	0742-27-7574	
29	奈良県	奈良市			都市整備部　建築指導課	0742-34-4750	

バリアフリー法(建築物)所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局(建築関係)	連絡先	②計画の認定事務	連絡先
29	奈良県	橿原市	まちづくり部 建築指導課	0744-47-3517	まちづくり部 建築指導課	0744-47-3517
29	奈良県	生駒市	建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111
30	和歌山県	和歌山県	建築住宅課建築審査班	073-441-3185	建築住宅課建築審査班	073-441-3185
30	和歌山県	和歌山市	建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100
31	鳥取県	鳥取県	住まいまちづくり課景観・建築指導室建築指導担当	0857-26-7697	東部生活環境事務所建築住宅課	0857-20-3648
					中部総合事務所生活環境局建築住宅課	0858-23-3235
					西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753
31	鳥取県	鳥取市	建築指導課	0857-30-8361	建築指導課	0857-30-8361
31	鳥取県	米子市	建築指導課	0859-23-5236	建築指導課	0859-23-5236
31	鳥取県	倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	建築住宅課	0858-22-8175
31	鳥取県	【限】境港市	建築営繕課	0859-47-1062	建築営繕課	0859-47-1062
32	島根県	島根県	土木部建築住宅課建築物安全推進室(建築物関係)	0852-22-5219	土木部建築住宅課建築物安全推進室(建築物関係)	0852-22-5219
32	島根県	松江市	建築指導課(建築物関係)	0852-55-5347	建築指導課	0852-55-5347
32	島根県	出雲市	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720
32	島根県	【限】浜田市	建築住宅課	0855-25-9632	建築住宅課	0855-25-9632
32	島根県	【限】安来市	建築住宅課建築指導係	0854-23-3325	建築住宅課建築指導係	0854-23-3325
32	島根県	【限】益田市	建設部建築課指導係	0856-31-0668	建設部建築課指導係	0856-31-0668
32	島根県	【限】大田市	建設部都市計画課建築営繕室建築指導係	0854-83-8105	建設部都市計画課建築営繕室建築指導係(限定)	0854-83-8105
32	島根県	【限】江津市	建築住宅課	0855-52-7490	建築住宅課	0855-52-7490
32	島根県	【限】雲南市	建築住宅課	0854-40-1065	建築住宅課	0854-40-1065
33	岡山県	岡山県	土木部都市局建築指導課	086-226-7504	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847
33	岡山県	岡山県			備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160
33	岡山県	岡山県			美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260
33	岡山県	岡山市	建築指導課指導係	086-803-1444	建築指導課指導係	086-803-1444
33	岡山県	倉敷市	建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501
33	岡山県	津山市	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099
33	岡山県	玉野市	都市計画課建築指導係	0863-32-5538	都市計画課建築指導係	0863-32-5538
33	岡山県	総社市	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289
33	岡山県	新見市	都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118
33	岡山県	笠岡市	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	都市計画課建築指導係	0865-69-2141
34	広島県	広島県	建築課建築指導グループ	082-513-4183	各建設事務所建築課	
34	広島県	広島市	建築指導課第二指導係	082-504-2288		
34	広島県	広島市(中区)			中区建設部建築課	082-504-2579
34	広島県	広島市(東区)			東区建設部建築課	082-568-7745
34	広島県	広島市(南区)			南区建設部建築課	082-250-8960
34	広島県	広島市(西区)			西区建設部建築課	082-532-0950
34	広島県	広島市(安佐南区)			安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952
34	広島県	広島市(安佐北区)			安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938
34	広島県	広島市(安芸区)			安芸区農林建設部建築課	082-821-4929
34	広島県	広島市(佐伯区)			佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745
34	広島県	福山市	建築指導課審査・検査担当	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104
34	広島県	呉市	建築指導課建築確認グループ	0823-25-3511	建築指導課	0823-25-3511
34	広島県	尾道市	建築課指導係	0848-38-9245	建築課	0848-38-9245
34	広島県	三原市	建築指導課建築指導係	0848-67-6122	建築指導課	0848-67-6122
34	広島県	東広島市	建築指導課建築審査係	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956
34	広島県	廿日市市	建築指導課建築指導係	0829-30-9191	建築指導課建築指導係	0829-30-9191
34	広島県	【限】三次市	都市建築課建築指導係	0824-62-6385	都市建築課	0824-62-6385
35	山口県	山口県	建築指導課審査班	083-933-3839	建築指導課審査班	083-933-3839
35	山口県	下関市	建築指導課	083-231-1380	建築指導課	083-231-1380
35	山口県	山口市	開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847
35	山口県	宇部市	建築指導課	0836-34-8434	建築指導課	0836-34-8434
35	山口県	周南市	建築指導課	0834-22-8423	建築指導課	0834-22-8423
35	山口県	防府市	建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449
35	山口県	萩市	建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693
35	山口県	岩国市	建築指導課建築審査班	0827-29-5046	建築指導課建築審査班	0827-29-5046
35	山口県	【限】長門市	建築住宅課(4号建築物限定)	0837-23-1149	建築住宅課(4号建築物限定)	0837-23-1149
35	山口県	【限】山陽小野田市	都市計画課建築指導室(4号建築物限定)	0836-82-1215	都市計画課建築指導室(4号建築物限定)	0836-82-1215
36	徳島県	徳島県	住宅課建築指導室指導・宅建担当	088-621-2595	住宅課建築指導室指導・宅建担当	088-621-2595
36	徳島県	徳島市	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274
37	香川県	香川県	建築指導課総務・企画グループ	087-832-3612	建築指導課	087-832-3612
37	香川県	高松市	建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488
38	愛媛県	愛媛県	建築住宅課建築指導係	089-912-2757	建築住宅課建築指導係	089-912-2757
38	愛媛県	松山市	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511
38	愛媛県	今治市	都市建設部建築課	0898-36-1566	都市建設部建築指課	0898-36-1566
38	愛媛県	新居浜市	建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273
38	愛媛県	西条市	建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151
38	愛媛県	【限】宇和島市	建築住宅課(4号建築物)	0895-49-7028	建築住宅課(4号建築物)	0895-49-7028
39	高知県	高知県	建築指導課審査担当	088-823-9864	建築指導課審査担当	088-823-9864
39	高知県	高知県	幡多土木事務所総務課建築指導担当	0880-34-5222	幡多土木事務所総務課建築指導担当	0880-34-5222
39	高知県	高知市	都市建設部建築指導課審査担当	088-823-9470	都市建設部建築指導課審査担当	088-823-9470
40	福岡県	福岡県	建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720	建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720

No	都道府県	所管行政庁	③14条1項審査部局	連絡先	④建築確認審査部局	連絡先
29	奈良県	橿原市	まちづくり部　建築指導課	0744-47-3517	まちづくり部　建築指導課	0744-47-3517
29	奈良県	生駒市	建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111
30	和歌山県	和歌山県	各振興局		各振興局(3階、300㎡又は2階、1000㎡以下に限る)	
30	和歌山県	和歌山市	建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100
31	鳥取県	鳥取県	東部生活環境事務所建築住宅課	0857-20-3648	東部生活環境事務所建築住宅課	0857-20-3648
			中部総合事務所生活環境局建築住宅課	0858-23-3235	中部総合事務所生活環境局建築住宅課	0858-23-3235
			西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753	西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753
31	鳥取県	鳥取市	建築指導課	0857-30-8361	建築指導課	0857-30-8361
31	鳥取県	米子市	建築指導課	0859-23-5236	建築指導課	0859-23-5236
31	鳥取県	倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	建築住宅課	0858-22-8175
31	鳥取県	【限】境港市	建築営繕課	0859-47-1062	建築営繕課	0859-47-1062
32	島根県	島根県	隠岐支庁及び各県土整備事務所		隠岐支庁及び各県土整備事務所	
32	島根県	松江市	建築指導課	0852-55-5347	建築指導課	0852-55-5347
32	島根県	出雲市	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	都市建設部建築住宅課審査係	0853-21-6740
32	島根県	【限】浜田市	建築住宅課	0855-25-9632	建築住宅課(限定)	0855-25-9632
32	島根県	【限】安来市	建築住宅課建築指導係	0854-23-3325	建築住宅課建築指導係(限定)	0854-23-3325
32	島根県	【限】益田市	建設部建築課指導係	0856-31-0668	建設部建築課指導係(限定)	0856-31-0668
32	島根県	【限】大田市	建設部都市計画課建築営繕室建築指導係(限定)	0854-83-8105	建設部都市計画課建築営繕室建築指導係(限定)	0854-83-8105
32	島根県	【限】江津市	建築住宅課	0855-52-7490	建築住宅課(限定)	0855-52-7490
32	島根県	【限】雲南市	建築住宅課	0854-40-1065	建築住宅課	0854-40-1065
33	岡山県	岡山県	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847
33	岡山県	岡山県	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160
33	岡山県	岡山県	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260
33	岡山県	岡山市	建築指導課審査係	086-803-1446	建築指導課審査係	086-803-1446
33	岡山県	倉敷市	建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501
33	岡山県	津山市	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099
33	岡山県	玉野市	都市計画課建築指導係	0863-32-5538	都市計画課建築指導係	0863-32-5538
33	岡山県	総社市	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289
33	岡山県	新見市	都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118
33	岡山県	笠岡市	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	都市計画課建築指導係	0865-69-2141
34	広島県	広島県	各建設事務所建築課		各建設事務所建築課	
34	広島県	広島市				
34	広島県	広島市(中区)	中区建設部建築課	082-504-2579	中区建設部建築課	082-504-2579
34	広島県	広島市(東区)	東区建設部建築課	082-568-7745	東区建設部建築課	082-568-7745
34	広島県	広島市(南区)	南区建設部建築課	082-250-8960	南区建設部建築課	082-250-8960
34	広島県	広島市(西区)	西区建設部建築課	082-532-0950	西区建設部建築課	082-532-0950
34	広島県	広島市(安佐南区)	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952
34	広島県	広島市(安佐北区)	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938
34	広島県	広島市(安芸区)	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929
34	広島県	広島市(佐伯区)	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745
34	広島県	福山市	建築指導課	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104
34	広島県	呉市	建築指導課	0823-25-3511	建築指導課	0823-25-3511
34	広島県	尾道市	建築課	0848-38-9245	建築課	0848-38-9245
34	広島県	三原市	建築指導課	0848-67-6122	建築指導課	0848-67-6122
34	広島県	東広島市	建築指導課	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956
34	広島県	廿日市市	建築指導課建築審査係	0829-30-9195	建築指導課建築審査係	0829-30-9195
34	広島県	【限】三次市	都市建築課	0824-62-6385	都市建築課	0824-62-6385
35	山口県	山口県	各土木建築事務所＋建築指導課審査班	083-933-3839	各土木建築事務所＋建築指導課審査班	083-933-3839
35	山口県	下関市	建築指導課	083-231-1380	建築指導課	083-231-1380
35	山口県	山口市	開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847
35	山口県	宇部市	建築指導課	0836-34-8434	建築指導課	0836-34-8434
35	山口県	周南市	建築指導課	0834-22-8423	建築指導課	0834-22-8421
35	山口県	防府市	建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449
35	山口県	萩市	建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693
35	山口県	岩国市	建築指導課建築審査班	0827-29-5046	建築指導課建築審査班	0827-29-5046
35	山口県	【限】長門市	建築住宅課(4号建築物限定)	0837-23-1149	建築住宅課(4号建築物限定)	0837-23-1149
35	山口県	【限】山陽小野田市	都市計画課建築指導室(4号建築物限定)	0836-82-1215	都市計画課建築指導室(4号建築物限定)	0836-82-1215
36	徳島県	徳島県	総合県民局・東部県土整備局 (大規模建築物は住宅課建築指導室)		総合県民局・東部県土整備局 (大規模建築物は住宅課建築指導室)	
36	徳島県	徳島市	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274
37	香川県	香川県	建築指導課	087-832-3612	建築指導課	087-832-3612
37	香川県	高松市	建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488
38	愛媛県	愛媛県	各地方局・土木事務所		各地方局・土木事務所	
38	愛媛県	松山市	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511
38	愛媛県	今治市	都市建設部建築課	0898-36-1566	都市建設部建築課	0898-36-1566
38	愛媛県	新居浜市	建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273
38	愛媛県	西条市	建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151
38	愛媛県	【限】宇和島市	建築住宅課(4号建築物)	0895-49-7028	建築住宅課(4号建築物)	0895-49-7028
39	高知県	高知県	建築指導課審査担当	088-823-9864	建築指導課審査担当	088-823-9864
39	高知県	高知県	幡多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222	幡多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222
39	高知県	高知市	都市建設部建築指導課審査担当	088-823-9470	都市建設部建築指導課審査担当	088-823-9470
40	福岡県	福岡県	各県土整備事務所建築指導課		各県土整備事務所建築指導課	

No	都道府県	所管行政庁	⑤15条(違反等)関係	連絡先	⑥24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	⑦適用条例名 （福祉の街づくり条例等）
29	奈良県	橿原市	まちづくり部　建築指導課	0744-47-3517	まちづくり部 建築指導課	0744-47-3517	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
29	奈良県	生駒市	建築課	0743-74-1111	建築課	0743-74-1111	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例
30	和歌山県	和歌山県	各振興局		建築住宅課建築指導班	073-441-3184	和歌山県福祉のまちづくり条例
30	和歌山県	和歌山市	建築指導課	073-435-1100	建築指導課	073-435-1100	和歌山県福祉のまちづくり条例
31	鳥取県	鳥取県	東部生活環境事務所建築住宅課	0857-20-3648	住まいまちづくり課 景観・建築指導室建築指導担当	0857-26-7697	鳥取県福祉のまちづくり条例
			中部総合事務所生活環境局建築住宅課	0858-23-3235			鳥取県福祉のまちづくり条例
			西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753			鳥取県福祉のまちづくり条例
31	鳥取県	鳥取市	建築指導課	0857-30-8361	建築指導課	0857-30-8361	鳥取県福祉のまちづくり条例
31	鳥取県	米子市	建築指導課	0859-23-5236	建築指導課	0859-23-5236	鳥取県福祉のまちづくり条例
31	鳥取県	倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	建築住宅課	0858-22-8175	鳥取県福祉のまちづくり条例
31	鳥取県	【限】境港市	建築営繕課	0859-47-1062	県住まいまちづくり課建築指導担当	0857-26-7391	鳥取県福祉のまちづくり条例
32	島根県	島根県	土木部建築住宅課建築物安全推進室	0852-22-5219	土木部建築住宅課建築物安全推進室	0852-22-5219	島根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	島根県	松江市	建築指導課	0852-55-5347	建築指導課	0852-55-5347	松江市ひとにやさしいまちづくり条例
32	島根県	出雲市	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	出雲市福祉のまちづくり条例
32	島根県	【限】浜田市	建築住宅課	0855-25-9632	―	―	島根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	島根県	【限】安来市	建築住宅課建築指導係	0854-23-3325	―	―	島根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	島根県	【限】益田市	建設部建築課指導係	0856-31-0668	―	―	島根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	島根県	【限】大田市	建設部都市計画課建築営繕室建築指導係(限定)	0854-83-8105	―	―	島根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	島根県	【限】江津市	建築住宅課	0855-52-7490	―	―	島根県ひとにやさしいまちづくり条例
32	島根県	【限】雲南市	建築住宅課	0854-40-1065	―	―	島根県ひとにやさしいまちづくり条例
33	岡山県	岡山県	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	備前県民局建設部管理課建築指導班	086-233-9847	岡山県福祉のまちづくり条例
33	岡山県	岡山県	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	備中県民局建設部管理課建築指導班	086-434-7160	
33	岡山県	岡山県	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	美作県民局建設部管理課建築指導班	0868-23-1260	
33	岡山県	岡山市	建築指導課指導係	086-803-1444	建築指導課指導係	086-803-1444	岡山市くらしやすい福祉のまちづくり条例
33	岡山県	倉敷市	建築指導課審査係	086-426-3501	建築指導課審査係	086-426-3501	倉敷市福祉の街づくり条例
33	岡山県	津山市	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	人にやさしいまちづくり条例
33	岡山県	玉野市	都市計画課建築指導係	0863-32-5538	都市計画課建築指導係	0863-32-5538	岡山県福祉のまちづくり条例
33	岡山県	総社市	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	建築住宅課建築指導係	0866-92-8289	岡山県福祉のまちづくり条例
33	岡山県	新見市	都市整備課建築係	0867-72-6118	都市整備課建築係	0867-72-6118	岡山県福祉のまちづくり条例
33	岡山県	笠岡市	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	岡山県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島県	各建設事務所建築課		建築課建築指導グループ	082-513-4183	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市	建築指導課第二指導係	082-504-2288	建築指導課第一指導係	082-504-2287	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市(中区)	中区建設部建築課	082-504-2579			広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市(東区)	東区建設部建築課	082-568-7745			広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市(南区)	南区建設部建築課	082-250-8960			広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市(西区)	西区建設部建築課	082-532-0950			広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市(安佐南区)	安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952			広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市(安佐北区)	安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938			広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市(安芸区)	安芸区農林建設部建築課	082-821-4929			広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	広島市(佐伯区)	佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745			広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	福山市	建築指導課	084-928-1104	建築指導課	084-928-1104	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	呉市	建築指導課	0823-25-3514	建築指導課	0823-25-3511	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	尾道市	建築課	0848-38-9245	建築課	0848-38-9245	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	三原市	建築指導課	0848-67-6122	建築指導課	0848-67-6122	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	東広島市	建築指導課	082-420-0956	建築指導課	082-420-0956	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	廿日市市	建築指導課建築指導係	0829-30-9191	建築指導課建築審査係	0829-30-9195	広島県福祉のまちづくり条例
34	広島県	【限】三次市	都市建築課	0824-62-6385			広島県福祉のまちづくり条例
35	山口県	山口県	建築指導課指導班	083-933-3835	建築指導課指導班	083-933-3835	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	下関市	建築指導課	083-231-1380	建築指導課	083-231-1380	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	山口市	開発指導課	083-934-2847	開発指導課	083-934-2847	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	宇部市	建築指導課	0836-34-8434	建築指導課	0836-34-8434	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	周南市	建築指導課	0834-22-8423	建築指導課	0834-22-8423	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	防府市	建築課建築指導室	0835-25-2449	建築課建築指導室	0835-25-2449	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	萩市	建築課	0838-25-3693	建築課	0838-25-3693	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	岩国市	建築指導課建築指導班	0827-29-5165	建築指導課建築指導班	0827-29-5165	山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	【限】長門市	建築住宅課(4号建築物限定)	0837-23-1149			山口県福祉のまちづくり条例
35	山口県	【限】山陽小野田市	都市計画課建築指導室(4号建築物限定)	0836-82-1215			山口県福祉のまちづくり条例
36	徳島県	徳島県	総合県民局・東部県土整備局 (大規模建築物は住宅課建築指導室)		住宅課建築指導室指導・宅建担当	088-621-2595	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
36	徳島県	徳島市	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274	都市整備部建築指導課・審査担当	088-621-5274	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例
37	香川県	香川県	建築指導課	087-832-3612	建築指導課	087-832-3612	香川県福祉のまちづくり条例
37	香川県	高松市	建築指導課	087-839-2488	建築指導課	087-839-2488	香川県福祉のまちづくり条例
38	愛媛県	愛媛県	各地方局・土木事務所		建築住宅課建築指導係	089-912-2757	人にやさしいまちづくり条例
38	愛媛県	松山市	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	人にやさしいまちづくり条例
38	愛媛県	今治市	都市建設部建築課	0898-36-1566	都市建設部建築課	0898-36-1566	人にやさしいまちづくり条例
38	愛媛県	新居浜市	建設部建築指導課	0897-65-1273	建設部建築指導課	0897-65-1273	新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例
38	愛媛県	西条市	建築審査課	0897-56-5151	建築審査課	0897-56-5151	人にやさしいまちづくり条例
38	愛媛県	【限】宇和島市	建築住宅課(4号建築物)	0895-49-7028	建築住宅課(4号建築物)	0895-49-7028	人にやさしいまちづくり条例
39	高知県	高知県	建築指導課指導担当	088-823-9891	建築指導課指導担当	088-823-9891	高知県ひとにやさしいまちづくり条例
39	高知県	高知県	建築指導課指導担当	088-823-9891	建築指導課指導担当	088-823-9891	高知県ひとにやさしいまちづくり条例
39	高知県	高知市	都市建設部建築指導課指導担当	088-823-9470	都市建設部建築指導課指導担当	088-823-9470	高知県ひとにやさしいまちづくり条例
40	福岡県	福岡県	建築都市部建築指導課企画係	092-643-3720	建築都市部建築指導課建築指導係	092-643-3721	福岡県福祉のまちづくり条例

No	都道府県	所管行政庁	⑧福祉の街づくり条例等所管	連絡先	⑨福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	⑩建築基準条例名 （福祉的基準がある場合）
29	奈良県	橿原市			まちづくり部　建築指導課	0744-47-3517	
29	奈良県	生駒市			建築課	0743-74-1111	
30	和歌山県	和歌山県	障害福祉課計画調整班	073-441-2532	各振興局		
30	和歌山県	和歌山市			建築指導課	073-435-1100	
31	鳥取県	鳥取県	住まいまちづくり課景観・建築指導室建築指導担当(建築物) 福祉保健部福祉保健課　（建築物以外）	0857-26-7697 0857-26-7142	東部生活環境事務所建築住宅課	0857-20-3648	
					中部総合事務所生活環境局建築住宅課	0858-23-3235	
					西部総合事務所生活環境局建築住宅課	0859-31-9753	
31	鳥取県	鳥取市			建築指導課	0857-30-8361	
31	鳥取県	米子市			建築指導課	0859-23-5236	
31	鳥取県	倉吉市			建築住宅課	0858-22-8175	
31	鳥取県	【限】境港市			建築営繕課	0859-47-1062	
32	島根県	島根県	健康福祉部障がい者福祉課	0852-22-6526	隠岐支庁及び各県土整備事務所		
32	島根県	松江市	健康福祉部保健福祉課	0852-55-5302	建築指導課	0852-55-5347	
32	島根県	出雲市	健康福祉部福祉推進課	0853-21-6694	都市建設部建築住宅課指導係	0853-21-6720	
32	島根県	【限】浜田市			建築住宅課	0855-25-9632	
32	島根県	【限】安来市			建築住宅課建築指導係(建築物のみ)	0854-23-3325	
32	島根県	【限】益田市			建設部建築課指導係	0856-31-0668	
32	島根県	【限】大田市			建設部都市計画課建築営繕室建築指導係(限定)	0854-83-8105	
32	島根県	【限】江津市			建築住宅課	0855-52-7490	
32	島根県	【限】雲南市			建築住宅課	0854-40-1065	
33	岡山県	岡山県	保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	備前県民局建設部管理課建築指導班(建築物のみ)	086-233-9847	
33	岡山県	岡山県			備中県民局建設部管理課建築指導班(建築物のみ)	086-434-7160	
33	岡山県	岡山県			美作県民局建設部管理課建築指導班(建築物のみ)	0868-23-1260	
33	岡山県	岡山市	保健福祉企画総務課	086-803-1204	建築指導課指導係	086-803-1444	
33	岡山県	倉敷市	保健福祉推進課	086-426-3303	建築指導課審査係	086-426-3501	
33	岡山県	津山市	社会福祉事務所　障害福祉課	0868-32-2067	都市計画課建築指導審査係	0868-32-2099	
33	岡山県	玉野市	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市計画課建築指導係(建築物のみ)	0863-32-5538	
33	岡山県	総社市	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	建築住宅課建築指導係(建築物のみ)	0866-92-8289	
33	岡山県	新見市	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市整備課建築係	0867-72-6118	
33	岡山県	笠岡市	県保健福祉部障害福祉課	086-226-7343	都市計画課建築指導係	0865-69-2141	
34	広島県	広島県	建築課建築指導グループ	082-513-4183	各市町		
34	広島県	広島市					
34	広島県	広島市(中区)			中区建設部建築課	082-504-2579	
34	広島県	広島市(東区)			東区建設部建築課	082-568-7745	
34	広島県	広島市(南区)			南区建設部建築課	082-250-8960	
34	広島県	広島市(西区)			西区建設部建築課	082-532-0950	
34	広島県	広島市(安佐南区)			安佐南区農林建設部建築課	082-831-4952	
34	広島県	広島市(安佐北区)			安佐北区農林建設部建築課	082-819-3938	
34	広島県	広島市(安芸区)			安芸区農林建設部建築課	082-821-4929	
34	広島県	広島市(佐伯区)			佐伯区農林建設部建築課	082-943-9745	
34	広島県	福山市			建築指導課	084-928-1104	
34	広島県	呉市			建築指導課	0823-25-3511	
34	広島県	尾道市			建築課	0848-38-9245	
34	広島県	三原市			建築指導課	0848-67-6122	
34	広島県	東広島市			建築指導課	082-420-0956	
34	広島県	廿日市市			建築指導課建築指導係	0829-30-9191	
34	広島県	【限】三次市			都市建築課	0824-62-6385	
35	山口県	山口県	健康福祉部厚政課	083-933-2724	各土木建築事務所＋建築指導課審査班	083-933-3839	
35	山口県	下関市			建築指導課	083-231-1380	
35	山口県	山口市			開発指導課	083-934-2847	
35	山口県	宇部市	健康福祉部障害福祉課	0836-34-8521	建築指導課	0836-34-8434	
35	山口県	周南市			建築指導課	0834-22-8423	
35	山口県	防府市			建築課建築指導室	0835-25-2449	
35	山口県	萩市			建築課	0838-25-3693	
35	山口県	岩国市			建築指導課建築審査班	0827-29-5046	
35	山口県	【限】長門市			建築住宅課(4号建築物限定)	0837-23-1149	
35	山口県	【限】山陽小野田市			都市計画課建築指導室(4号建築物限定)	0836-82-1215	
36	徳島県	徳島県	ダイバーシティ推進課	088-621-2782	総合県民局・東部県土整備局 （大規模建築物は住宅課建築指導室）		
36	徳島県	徳島市	ー		都市整備部都市政策課・計画・景観担当	088-621-5249	
37	香川県	香川県	健康福祉総務課	087-832-3259	建築指導課	087-832-3612	
37	香川県	高松市			障がい福祉課	087-839-2333	
38	愛媛県	愛媛県	保健福祉課	089-912-2383	各地方局・土木事務所		
38	愛媛県	松山市			建築指導課特殊建築物審査担当	089-948-6511	
38	愛媛県	今治市			都市建設部建築課	0898-36-1566	
38	愛媛県	新居浜市	福祉部地域福祉課	0897-65-1237	建設部建築指導課	0897-65-1273	
38	愛媛県	西条市			建築審査課	0897-56-5151	
38	愛媛県	【限】宇和島市					
39	高知県	高知県	障害福祉課企画調整担当	088-823-9663	建築指導課審査担当	088-823-9864	
39	高知県	高知県	障害福祉課企画調整担当	088-823-9663	幡多土木事務所総務課建築指導班	0880-34-5222	
39	高知県	高知市	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉サービス担当係	088-823-9378	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉サービス担当係	088-823-9378	
40	福岡県	福岡県	福祉労働部障害者福祉課	092-651-1111	各県土整備事務所建築指導課		

バリアフリー法(建築物)所管行政庁一覧

No	都道府県	所管行政庁	①総合調整部局(建築関係)	連絡先	②計画の認定事務	連絡先
40	福岡県	北九州市	建築指導課指導係	093-582-2531	建築指導課指導係	093-582-2531
40	福岡県	福岡市	建築審査課	092-711-4774	建築審査課	092-711-4774
40	福岡県	久留米市	建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089
40	福岡県	大牟田市	建築指導課	0944-41-2797	建築指導課	0944-41-2797
41	佐賀県	佐賀県	建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165	建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165
41	佐賀県	佐賀市	建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170
42	長崎県	長崎県	土木部建築課審査指導班	095-894-3093	土木部建築課審査指導班	095-894-3093
42	長崎県	佐世保市	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111
42	長崎県	長崎市	建築部建築指導課	095-829-1176	建築部建築指導課	095-829-1176
42	長崎県	【限】平戸市	建設部都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0950-22-9166	建設部都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0950-22-9166
42	長崎県	【限】島原市	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020
42	長崎県	【限】五島市	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118
42	長崎県	【限】松浦市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0956-72-1111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0956-72-1111
42	長崎県	【限】大村市	建築課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	建築課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111
43	熊本県	熊本県	建築課	096-333-2537	各広域本部景観建築課	
43	熊本県	熊本市	建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516
43	熊本県	八代市	建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750
43	熊本県	天草市	建築課　建築指導係	0969-32-6797	建築課　建築指導係	0969-32-6797
44	大分県	大分県	建築住宅課指導審査班	097-506-4679	各土木事務所	
44	大分県	大分市	開発建築指導課	097-537-5635	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-534-6111
44	大分県	宇佐市	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182
44	大分県	佐伯市	建築住宅課	0972-22-3574	建築住宅課	0972-22-3574
44	大分県	中津市	建築指導課	0979-62-9029	建築指導課	0979-62-9029
44	大分県	日田市	建築住宅課	0973-22-8226	建築住宅課	0973-22-8226
44	大分県	別府市	建築指導課	0977-21-1487	建築指導課	0977-21-1487
45	宮崎県	宮崎県	建築住宅課建築指導担当	0985-26-7195	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195
45	宮崎県	宮崎市	建築行政課	0985-21-1813	建築行政課	0985-21-1813
45	宮崎県	都城市	建築対策課	0986-23-2584	建築対策課	0986-23-2584
45	宮崎県	延岡市	建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034
45	宮崎県	日向市	建築住宅課	0982-52-2111	建築住宅課	0982-52-2111
46	鹿児島県	鹿児島県	土木部建築課計画指導係	099-286-3710	本庁及び各出先機関	
46	鹿児島県	鹿児島市	建設局建築部建築指導課審査係	099-216-1359	建設局建築部建築指導課審査係	099-216-1359
46	鹿児島県	【限】霧島市	建築指導課(建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0995-45-5111	建築指導課(建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111
46	鹿児島県	【限】薩摩川内市	建築住宅課建築指導グループ(建基法6条1項4号に限る)他は鹿児島県上記部局	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ(建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111
46	鹿児島県	【限】鹿屋市	建築住宅課建築指導室(建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0994-31-1161	建築住宅課建築指導室(建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0994-31-1161
47	沖縄県	沖縄県	建築指導課指導班	098-866-2413	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413
47	沖縄県	ー	建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244
47	沖縄県	宜野湾市	建築課	098-893-4411	建築課	098-893-4411
47	沖縄県	浦添市	建築指導課	098-876-1252	建築指導課	098-876-1252
47	沖縄県	沖縄市	建築指導課	098-939-1212	建築指導課	098-939-1212
47	沖縄県	うるま市	建築行政課	098-923-7601	建築行政課	098-923-7601

No	都道府県	所管行政庁	③14条1項審査部局	連絡先	④建築確認審査部局	連絡先
40	福岡県	北九州市	建築指導課指導係	093-582-2531	建築審査課審査係	093-582-2535
40	福岡県	福岡市	建築審査課	092-711-4774	建築審査課	092-711-4577
40	福岡県	久留米市	建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089
40	福岡県	大牟田市	建築指導課	0944-41-2797	建築指導課	0944-41-2797
41	佐賀県	佐賀県	各土木事務所+建築住宅課		各土木事務所+建築住宅課	
41	佐賀県	佐賀市	建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170
42	長崎県	長崎県	各地方機関建築課(班)		土木部建築課審査指導班・各地方機関建築課(班)	
42	長崎県	佐世保市	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111
42	長崎県	長崎市	建築部建築指導課	095-829-1176	建築部建築指導課	095-829-1176
42	長崎県	【限】平戸市	建設部都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0950-22-9166	建設部都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0950-22-9166
42	長崎県	【限】島原市	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-62-8020	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0957-62-8020
42	長崎県	【限】五島市	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0959-72-6118	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0959-72-6118
42	長崎県	【限】松浦市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0956-72-1111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0956-72-1111
42	長崎県	【限】大村市	建築課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ) 他は長崎県上記部局	0957-53-4111	建築課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)	0957-53-4111
43	熊本県	熊本県	各広域本部景観建築課		各広域本部景観建築課	
43	熊本県	熊本市	建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516
43	熊本県	八代市	建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750
43	熊本県	天草市	建築課　建築指導係	0969-32-6797	建築課　建築指導係	0969-32-6797
44	大分県	大分県	各土木事務所		各土木事務所	
44	大分県	大分市	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-537-5635	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-537-5635
44	大分県	宇佐市	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182
44	大分県	佐伯市	建築住宅課	0972-22-3574	建築住宅課	0972-22-3574
44	大分県	中津市	建築指導課	0979-62-9029	建築指導課	0979-62-9029
44	大分県	日田市	建築住宅課	0973-22-8226	建築住宅課	0973-22-8226
44	大分県	別府市	建築指導課	0977-21-1487	建築指導課	0977-21-1487
45	宮崎県	宮崎県	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195
45	宮崎県	宮崎市	建築行政課	0985-21-1813	建築行政課	0985-21-1813
45	宮崎県	都城市	建築対策課	0986-23-2584	建築対策課	0986-23-2584
45	宮崎県	延岡市	建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034
45	宮崎県	日向市	建築住宅課	0982-52-2111	建築住宅課	0982-52-2111
46	鹿児島県	鹿児島県	本庁及び各出先機関		本庁及び各出先機関	
46	鹿児島県	鹿児島市	建設局建築部建築指導課審査係	099-216-1359	建設局建築部建築指導課審査係	099-216-1359
46	鹿児島県	【限】霧島市	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111
46	鹿児島県	【限】薩摩川内市	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111
46	鹿児島県	【限】鹿屋市	建築住宅課建築指導室(建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0994-31-1161	建築住宅課建築指導室(建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0994-31-1161
47	沖縄県	沖縄県	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413
47	沖縄県	ー	建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244
47	沖縄県	宜野湾市	建築課	098-893-4411	建築課	098-893-4411
47	沖縄県	浦添市	建築指導課	098-876-1252	建築指導課	098-876-1252
47	沖縄県	沖縄市	建築指導課	098-939-1212	建築指導課	098-939-1212
47	沖縄県	うるま市	建築行政課	098-923-7601	建築行政課	098-923-7601

No	都道府県	所管行政庁	⑤15条(違反等)関係	連絡先	⑥24条許可(建基法52条14項1号)	連絡先	⑦適用条例名 （福祉の街づくり条例等）
40	福岡県	北九州市	建築指導課指導係	093-582-2531	建築指導課指導係	093-582-2531	福岡県福祉のまちづくり条例
40	福岡県	福岡市	建築審査課	092-711-4774	建築指導課指導係	092-711-4575	福岡市福祉のまちづくり条例
40	福岡県	久留米市	建築指導課	0942-30-9089	建築指導課	0942-30-9089	福岡県福祉のまちづくり条例
40	福岡県	大牟田市	建築指導課	0944-41-2797	建築指導課	0944-41-2797	福岡県福祉のまちづくり条例
41	佐賀県	佐賀県	各土木事務所+建築住宅課		建築住宅課建築指導担当	0952-25-7165	佐賀県福祉のまちづくり条例
41	佐賀県	佐賀市	建築指導課	0952-40-7170	建築指導課	0952-40-7170	佐賀県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	長崎県	土木部建築課審査指導班	095-894-3093	土木部建築課審査指導班	095-894-3093	長崎県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	佐世保市	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	都市整備部建築指導課	0956-24-1111	長崎県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	長崎市	建築部建築指導課	095-829-1176	建築部建築指導課	095-829-1176	長崎県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	【限】平戸市	建設部都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0950-22-9166	建設部都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0950-22-9166	長崎県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	【限】島原市	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0957-62-8020	都市整備課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0957-62-8020	長崎県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	【限】五島市	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0959-72-6118	建設課建築住宅班 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0959-72-6118	長崎県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	【限】松浦市	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0956-72-1111	都市計画課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0956-72-1111	長崎県福祉のまちづくり条例
42	長崎県	【限】大村市	建築課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0957-53-4111	建築課 (建築基準法第6条第1項第4号該当建築物のみ)他は長崎県上記部局	0957-53-4111	長崎県福祉のまちづくり条例
43	熊本県	熊本県	各広域本部景観建築課		建築課建築指導班	096-333-2534	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例
43	熊本県	熊本市	建築指導課	096-328-2516	建築指導課	096-328-2516	熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例
43	熊本県	八代市	建築指導課	0965-33-4750	建築指導課	0965-33-4750	熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例
43	熊本県	天草市	建築課　建築指導係	0969-32-6797	建築課　建築指導係	0969-32-6797	熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例
44	大分県	大分県	各土木事務所		建築住宅課指導審査班	097-506-4679	大分県福祉のまちづくり条例
44	大分県	大分市	開発建築指導課建築指導担当班	097-537-5635	開発建築指導課建築事業推進担当班	097-537-5635	大分県福祉のまちづくり条例
44	大分県	宇佐市	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	大分県福祉のまちづくり条例
44	大分県	佐伯市	建築住宅課	0972-22-3574	建築住宅課	0972-22-3574	大分県福祉のまちづくり条例
44	大分県	中津市	建築指導課	0979-62-9029	建築指導課	0979-62-9029	大分県福祉のまちづくり条例
44	大分県	日田市	建築住宅課	0973-22-8226	建築住宅課	0973-22-8226	大分県福祉のまちづくり条例
44	大分県	別府市	建築指導課	0977-21-1487	建築指導課	0977-21-1487	大分県福祉のまちづくり条例
45	宮崎県	宮崎県	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	建築住宅課建築指導担当	0985-26-7195	人にやさしい福祉のまちづくり条例
45	宮崎県	宮崎市	建築行政課	0985-21-1813	建築行政課	0985-21-1813	宮崎市福祉のまちづくり条例
45	宮崎県	都城市	建築対策課	0986-23-2584	建築対策課	0986-23-2584	都城市福祉のまちづくり条例
45	宮崎県	延岡市	建築指導課	0982-22-7034	建築指導課	0982-22-7034	宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例
45	宮崎県	日向市	建築住宅課	0982-52-2111	建築住宅課	0982-52-2111	宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例
46	鹿児島県	鹿児島県	本庁及び各出先機関		土木部建築課計画指導係		鹿児島県福祉のまちづくり条例
46	鹿児島県	鹿児島市	建設局建築部建築指導課指導係	099-216-1516	建設局建築部建築指導課指導係	099-216-1516	鹿児島県福祉のまちづくり条例
46	鹿児島県	【限】霧島市	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111	建築指導課 (建基法6条1項4号に限る)	0995-45-5111	鹿児島県福祉のまちづくり条例
46	鹿児島県	【限】薩摩川内市	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111	鹿児島県福祉のまちづくり条例
46	鹿児島県	【限】鹿屋市	建築住宅課建築指導室 (建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0994-31-1161	建築住宅課建築指導室 (建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0994-31-1161	鹿児島県福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	沖縄県	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	沖縄県福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	ー	建築指導課	098-951-3244	建築指導課	098-951-3244	沖縄県福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	宜野湾市	建築課	098-893-4411	建築課	098-893-4411	沖縄県福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	浦添市	建築指導課	098-876-1252	建築指導課	098-876-1252	沖縄県福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	沖縄市	建築指導課	098-934-3846	建築指導課	098-934-3846	沖縄県福祉のまちづくり条例
47	沖縄県	うるま市	建築行政課	098-923-7601	建築行政課	098-923-7601	沖縄県福祉のまちづくり条例

No	都道府県	所管行政庁	⑧福祉の街づくり条例等所管	連絡先	⑨福祉の街づくり条例等審査部局	連絡先	⑩建築基準条例名 （福祉的基準がある場合）
40	福岡県	北九州市			建築指導課指導係	093-582-2531	
40	福岡県	福岡市	保健福祉局総務企画部地域福祉課	092-733-5344	建築審査課	092-711-4774	
40	福岡県	久留米市			建築指導課	0942-30-9089	
40	福岡県	大牟田市			建築指導課	0944-41-2797	
41	佐賀県	佐賀県	県民環境部県民協働課	0952-25-7068	各土木事務所+建築住宅課		
41	佐賀県	佐賀市			建築指導課	0952-40-7170	
42	長崎県	長崎県	福祉保健部福祉保健課課地域福祉班	095-824-1111	各地方振興局建築課(班)		
42	長崎県	佐世保市			都市整備部建築指導課	0956-24-1111	
42	長崎県	長崎市			建築部建築指導課	095-829-1176	
42	長崎県	【限】平戸市			県北振興局建築課	0956-23-4211	
42	長崎県	【限】島原市			島原振興局建築課	0957-63-1111	
42	長崎県	【限】五島市			土木部建築課審査指導班、 五島振興局建築班	0959-72-2734	
42	長崎県	【限】松浦市			県北振興局建築課	0956-23-4211	
42	長崎県	【限】大村市			県央振興局建築課	0957-22-0010	
43	熊本県	熊本県	健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室	096-333-2201	各広域本部景観建築課		
43	熊本県	熊本市			建築指導課	096-328-2516	
43	熊本県	八代市			建築指導課	0965-33-4750	
43	熊本県	天草市			建築課　建築指導係	0969-32-6797	
44	大分県	大分県	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	各土木事務所		
44	大分県	大分市	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	開発建築指導課確認審査検査担当班	097-534-6111	
44	大分県	宇佐市	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築住宅課指導審査室	0978-27-8182	
44	大分県	佐伯市	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築住宅課	0972-22-3574	
44	大分県	中津市	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築指導課	0979-62-9029	
44	大分県	日田市	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築住宅課	0973-22-8226	
44	大分県	別府市	福祉保健部福祉保健企画課地域福祉班	097-506-2622	建築指導課	0977-21-1487	
45	宮崎県	宮崎県	障がい福祉課社会参加推進・管理担当	0985-32-4468	本庁・各土木事務所等	0985-26-7195	
45	宮崎県	宮崎市	福祉総務課	0985-21-1754	建築行政課	0985-21-1813	
45	宮崎県	都城市	福祉課	0986-23-2980	建築対策課	0986-23-2584	
45	宮崎県	延岡市	県障がい福祉課社会参加推進・管理担当	0985-32-4468	建築指導課	0982-22-7034	
45	宮崎県	日向市	県障がい福祉課社会参加推進・管理担当	0985-32-4468	建築住宅課	0982-52-2111	
46	鹿児島県	鹿児島県	保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	本庁及び各出先機関		
46	鹿児島県	鹿児島市	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	健康福祉局福祉部障害福祉課ゆうあい係	099-216-1272	
46	鹿児島県	【限】霧島市	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	鹿児島県庁土木部建築課（三階建て以下は鹿児島県姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課）	鹿児島県庁土木部建築課 099-286-3710 鹿児島県姶良・伊佐地域振興局建設部土木建築課 0995-63-8371	
46	鹿児島県	【限】薩摩川内市	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	建築住宅課建築指導グループ (建基法6条1項4号に限る)	0996-23-5111	
46	鹿児島県	【限】鹿屋市	県保健福祉部障害福祉課福祉のまちづくり担当	099-286-2760	建築住宅課建築指導室 (建基法6条1項4号に限る) 他は鹿児島県上記部局	0994-31-1161	
47	沖縄県	沖縄県	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課、各土木事務所	098-866-2413	
47	沖縄県	ー	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課	098-951-3244	
47	沖縄県	宜野湾市	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築課	098-893-4411	
47	沖縄県	浦添市	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課	098-876-1252	
47	沖縄県	沖縄市	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築指導課	098ー934-3846	
47	沖縄県	うるま市	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190	建築行政課	098-923-7601	

参考９　参考・引用文献

・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準　令和３年３月

国土交通省のホームページ

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001402840.pdf
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001402841.pdf
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001403184.pdf
https://www.mlit.go.jp/common/001392062.pdf
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001402952.pdf
https://www.mlit.go.jp/common/001392064.pdf

書籍

編集　国土交通省

・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）（平成 27 年７月）

国土交通省のホームページ

http://www.mlit.go.jp/common/001097179.pdf

書籍

編集　国土交通省

・ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（平成 31 年３月）

国土交通省のホームページ

http://www.mlit.go.jp/common/001285143.pdf
http://www.mlit.go.jp/common/001285144.pdf
http://www.mlit.go.jp/common/001285145.pdf
http://www.mlit.go.jp/common/001285146.pdf

書籍

編集　国土交通省

参考１０　日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

令和３年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	田　所　雄　大
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	野　中　亮　佑
愛知県	建築局公共建築部住宅計画課	奥　山　照　美
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	井　阪　　環
横浜市	建築局建築指導部市街地建築課	橋　本　　優
	建築局建築指導部建築企画課	益　田　崇　史
（財）日本建築センター	確認検査部	瀬　田　　裕
㈱Ｊ建築検査センター	監査室	根　岸　久　司

国土交通省住宅局（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山　田　貴　大 （令和３年６月まで）
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付	野　上　宏　樹 （令和３年７月より）

平成２８年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	工　藤　秀　仁
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	木　戸　麻亜子
愛知県	建設部建築局住宅計画課	林　　昌　司
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	大　宅　宏　之
横浜市	建築局建築指導部建築環境課	前　田　百合香
（財）日本建築センター	確認検査部	藤　森　正　男
㈱Ｊ建築検査センター	企画室	根　岸　久　司

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	中　村　安　季

平成 24 年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

東京都	都市整備局市街地建築部建築企画課	馬　場　千香子
神奈川県	県土整備局建築住宅部建築指導課	潮　田　智恵子
愛知県	建設部建築担当局住宅計画課	寺　本　光　治
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	谷　山　明　美
㈱神奈川建築確認検査機関	経営企画室	根　岸　久　司
（財）日本建築センター	確認検査部	藤　森　正　男

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	橋　口　真　依

平成 19 年度日本建築行政会議防災部会バリアフリー分科会委員一覧

新潟県	土木部都市局建築住宅課	近　藤　雅　樹
東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課	仲　澤　久美子
神奈川県	県土整備部建築指導課	金　澤　純　子
愛知県	建設部建築担当局建築指導課	海　田　　肇
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	山　口　和　義
横浜市	まちづくり調整局指導部建築企画課	根　岸　久　司
（財）日本建築センター	確認検査部	野　口　俊　一

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山　内　秀　樹

平成 18年度日本建築行政会議防災部会ハートビル分科会委員一覧

千葉市	都市局建築部建築指導課	佐　藤　鋼　三
東京都	都市整備局市街地建築部市街地企画課	仲　澤　久美子
神奈川県	県土整備部建築指導課	佐々木　裕　之
愛知県	建設部建築担当局建築指導課	海　田　　肇
大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	吉　井　淳　司
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	根　岸　久　司
（財）日本建築センター	確認検査部	野　口　俊　一

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	山　内　秀　樹

平成 15 年度日本建築行政会議防災部会ハートビル分科会委員一覧

東京都	市街地建築部市街地企画課	相　原　和　俊
神奈川県	県土整備部建築指導課	庄　司　博　之
愛知県	建設部建築指導課	日比野　好　幸
大阪府	建築都市部建築指導室建築企画課	杉　元　洋　一
徳島県	県土整備部建築開発指導課	安　川　　亘
横浜市	建築局建築指導部建築企画課	根　岸　久　司
（財）日本建築センター	確認検査部	岩　井　誠　二

国土交通省住宅局建築指導課（協力）

国土交通省住宅局建築指導課	豊　原　寛　明
国土交通省住宅局建築指導課	中　崎　ふじの

（作業協力）

神奈川県　県土整備部建築指導課	渡瀬　久仁雄

不 許 複 製

バリアフリー法逐条解説（建築物）
2021 年版
2021（令和３）年９月　第１版発行

※下記のホームページからもご覧になれます。
http://www.jcba-net.jp/

編集：日本建築行政会議
（防災部会バリアフリー分科会）
発行：日本建築行政会議
〒162-0825
東京都新宿区神楽坂１丁目１５番地
神楽坂１丁目ビル６階
電話　03－5225－7711